

平成 21 年度政策評価書

平成 22 年 6 月

財 務 省

㊦ 総合目標5：我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

経済のグローバル化が進む中で、通貨に対する信認を確保しつつ、我が国経済の健全な発展を実現し、世界経済の持続的発展に貢献するためには、国際金融システムの安定や国際貿易の秩序ある発展を図ることが重要です。特に、昨年9月の米国リーマン・ブラザーズ破綻以降、グローバルな金融市場の混乱が続く中、国際金融システムを安定させるとともに、保護主義に陥ることなく国際貿易の秩序ある発展を図ることが重要となっています。また、貧困や地球環境問題、テロ・大量破壊兵器の拡散といった問題にも国際社会が協力して積極的に取り組む必要があります。我が国は、こうした国際的協力において主体的な役割を果たしていきます。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第170回国会 総理大臣所信表明演説

第173回国会 総理大臣所信表明演説

第171回国会 総理大臣施政方針演説

第174回国会 総理大臣施政方針演説

第171回国会 財務大臣財政演説（平成21年1月5日、平成21年1月28日）

第174回国会 財務大臣財政演説（平成22年1月18日、平成22年1月29日）

経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日閣議決定）

明日の安心と成長のための緊急経済対策（平成21年12月8日閣議決定）

新成長戦略（基本方針）（平成21年12月30日閣議決定）

安心実現のための緊急総合対策（平成20年8月29日「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）

生活対策（平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）

生活防衛のための緊急対策（平成20年12月19日経済対策閣僚会議決定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

該当なし

4. 平成21年度の事務運営の報告

施 策 総5-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組

[平成21年度実施計画]

現下の金融・世界経済危機を克服し、金融危機の再発を防止するとともに、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定を実現し、さらに、貧困や地球環境問題、テロ・大量破壊兵器の拡散といった問題の解決に向けて、我が国は、金融・世界経済に関する首脳会合、G8サミット、G7（7か国財務大臣・中央銀行総裁会議）等の国際会議に積極的に参画し、また、国際機関および各

国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。また、我が国との関係が深いアジア諸国経済の持続的発展に貢献することは、我が国経済の発展にもつながる重要な取組であり、APEC（アジア太平洋経済協力）、ASEAN（東南アジア諸国連合）+3（日中韓）等においても、主体的な役割を果たしていきます。

平成21年度においては、G8サミット財務大臣会合や第4回アフリカ開発会議（TICADIV）の成果を着実に実施し、アフリカ向け政府開発援助（ODA）やクールアース・パートナーシップの構築を通じて、効果的な途上国支援施策を実施していきます。

〔事務運営の報告〕

① 金融・世界経済に関する首脳会合（G20サミット）への参画を通じた取組

平成20年11月のG20ワシントン・サミットのフォローアップとして、平成21年4月にロンドン・サミットが開催され、成長と雇用の回復、金融監督及び規制の強化、国際金融機関の強化、保護主義への対抗等について議論を行いました。G20ワシントン・サミットで我が国よりIMFに対する最大1,000億ドルの融資を表明した後に他国からも融資表明があり、本会合では国際金融機関を通じて8,500億ドルの追加的資金を利用可能とすることに合意しました。我が国からは、IMFの新規借入取極（NAB）の最大5,000億ドルの増額や、特別引出権（SDR）の新規配分などについて発言し、IMFを通じた資金の充実に関する合意成立に貢献しました。さらに、貿易金融についても、2年間で総額220億ドル規模の追加的支援を行うことを我が国から表明し、世界全体で貿易金融に対する支援を2年間で少なくとも2,500億ドル確保するとの合意に貢献しました。

また、平成21年9月のG20ピッツバーグ・サミットの準備会合として開催された、9月の20か国財務大臣・中央銀行総裁会議（英国・ロンドン開催）では、G20ワシントン・サミットとG20ロンドン・サミットでのコミットメントの迅速かつ十分な実施の必要性を再確認し、金融システム強化のために更に必要な措置について合意しました。また、金融市場が安定化し世界経済が改善しているものの、成長と雇用の見通しについては慎重な姿勢を維持し、景気回復が確実になるまで拡張的金融・財政政策の実施を継続することで一致しました。さらに、景気回復が確保されていくにつれて、IMFや金融安定理事会（FSB）と協働し、協力的で調和した出口戦略を作成することを約束しました。

G20ピッツバーグ・サミットでは、世界経済、雇用、金融規制改革、国際金融機関改革、気候変動、貿易・投資、脆弱な人々への支援強化等について議論しました。世界経済については、回復のプロセスは途上であるとの認識を共有し、出口戦略の実施は時期尚早との意見が我が国を含む多数の国から出されました。また、危機後の世界経済がより均衡ある成長を実現できるよう、政策やその成長と持続可能性への影響の相互評価を含む「強固で持続可能かつ均衡ある成長のための枠組み」を採択しました。我が国からは、景気刺激策、国際的な政策協調の重要性を主張し、雇用なき回復とならないための施策の重要性を強調しました。その他、銀行資本の質と量の改善の実施については、平成24年末までを目標としつつも、金融情勢が改善し景気回復が確実になった時点で段階的に行われることになりました。また、G20を国際経済協力の第一のフォーラムとし、今後G20サミットを定例化することが合意され、平成22年6月はカナダ、同年11月は韓

国、平成23年はフランスでの開催することが決定されました。

G20ピッツバーグ・サミットのフォローアップとして開催された、平成21年11月の20か国財務大臣・中央銀行総裁会議（英国・セント・アンドリュース開催）では、世界経済、国際金融機関の役割、気候変動ファイナンス、金融規制改革について議論しました。世界経済については、引き続き世界経済の回復が確実となるまで回復のための支援を継続することに合意する一方、例外的なマクロ経済支援策及び金融支援策を元に戻すための戦略作成の継続にコミットしました。また、「強固で持続可能かつ均衡ある成長のための枠組み」の詳細なスケジュールを決定し、新しい相互評価の協議プロセスを開始しました。そのため、引き続き世界経済の回復が確実となるまで回復のための支援を継続することに合意する一方、例外的なマクロ経済支援策及び金融支援策を元に戻すための戦略作成にコミットしました。そのほか、国際金融機関改革については、ピッツバーグ・サミットで合意された代表権とガバナンスの改革実現のコミットメントを再確認し、金融規制改革についてはピッツバーグ・サミットでの合意を受けた金融安定理事会（FSB）等での作業について報告がありました。気候変動ファイナンスについては、調和が取れた、公平で透明で効果的な制度的あり方が必要なことを野心的な国際的合意を実施するための資金の規模と予見可能性を大幅にかつ緊急に増加させる必要があるとの認識で一致しました。

我が国は、引き続きG20各国やIMF等の国際機関と連携しつつ、国際金融システムの安定の実現、金融危機の再発防止、世界経済の持続的発展に向けて取り組んでいます。

② G7（7か国財務大臣・中央銀行総裁会議）への参画を通じた取組

平成21年度は、平成21年4月（米国・ワシントンD. C. 開催）、10月（トルコ・イスタンブール開催）及び平成22年2月（カナダ・イカルイット開催）と、合計3回のG7が開催され、世界経済及び国際金融市場の混乱からの回復に向けた取組について活発に議論を行ないました。

平成21年4月のG7では、経済の後退速度の鈍化やいくらかの安定化の兆候が見られるものの下方リスクが継続しているとの認識の下、ロンドン・サミットを受け、雇用と成長を回復し危機の再発を防ぐための協調について議論を行いました。具体的には、成長の回復に必要な規模の継続した財政努力、システム上重要な金融機関の健全性確保のために必要なあらゆる行動をとることへのコミットを再確認したほか、国際開発金融機関の融資の大幅な増加とバランスシートの最大限かつ例外的な活用等を支持しました。

平成21年10月のG7では、世界経済や金融市場の回復の兆候が見られるものの、労働市場は依然改善せず成長の見通しは脆弱であり、回復が確保されるまで経済支援策を維持することで合意しました。また、G20内及び他のG7メンバーと、①持続的な回復が確保された際の実施する、協力的で調和した出口戦略の設計、②金融システムの強化、③強固で持続可能かつ均衡ある成長のための枠組みの作成と相互評価の実施、④国際金融機関の資金・マנדート・ガバナンスの改革や見直しの進展、について引き続き協働していくことに合意しました。

平成22年2月のG7では、世界経済の回復は継続しているもののなお確立していない、

との認識を表明し、景気刺激策の継続と、将来の出口戦略や持続可能な財政への移行について議論しました。金融規制改革については、米国の金融規制改革案や危機対応のコストを金融機関に負担させる仕組みが議論の中心となりました。さらに、開発についてハイチの復興支援、国際機関に対する債務の免除に合意しています。

③ G8サミットへの参画を通じた取組

平成21年7月のサミット（イタリア・ラクイラ開催）では、世界経済、環境・気候変動、開発・アフリカ及び政治問題を主要議題として議論が行われました。世界経済に関しては、安定化を示す兆候が見られるものの依然として不確実性はあるとの認識で一致したほか、先進国が率先して保護主義を防ぐ決意を示す必要があるとの点で一致し、ドーハ・ラウンドの早期妥結でも合意しました。また、原油市場の安定に向けた取組の重要性も確認されました。

サミットの準備会合として開催された、6月のサミット財務大臣会合（イタリア・レッツェ開催）では、世界経済について、経済には安定化を示す兆候があるものの、状況は依然として不確実であり、経済・金融の安定に対する大きなリスクが引き続き存在するため、消費者・投資家の信認が完全に回復し、金融市場の安定と経済の成長が確保されるよう、引き続き注意を怠らないことに合意しました。マクロ経済以外では、

- ① 国際的な企業や金融機関の行動に関する共通の原則・基準である「レッツェ・フレームワーク」と呼ばれる枠組みを策定する必要性について合意されたほか、
- ② 金融規制の改革、税に関する協力、資金洗浄・テロ資金対策、国際金融機関改革、食糧安全保障、気候変動などについても共通の理解が確認されました。

④ IMFの強化に関する取組

米国発の金融危機が瞬時に世界中に波及する中、IMFは危機に陥った国々に対する多額の融資や、G20等の国際会議の場でのマクロ経済政策に関する有益なインプットの提供等を通じて存在感を示しました。

我が国が主導してきたIMFの資金基盤拡充については、前述の通り平成21年4月のロンドン・サミットで、

- ・ 当面の措置として加盟国からIMFへの個別の二国間融資取極めに基づく2,500億ドルの融資を活用すること、
- ・ その後、各国の融資取極めを組み入れること等により多国間融資取極め（NAB: New Arrangements to Borrow）を最大5,000億ドル増強すること

によって、資金基盤を3倍増することが合意されました。

平成21年度後半は、IMFが強化された資金基盤や融資機能等を有効に活用できるよう、IMFのミッション（使命）の再定義やマンデート（権限）を見直しました。

IMFのミッションとマンデートの見直しについて、我が国は加盟国の「金融の安定」をIMFのミッションとして明確に位置付けるべきことや、金融セクターに関するサーベイランスを強化するために必要なマンデートを与えるべきこと等を主張し、IM

F理事会やG20等の場で議論を主導しました。

IMFの組織のあり方の改革については、IMFにおける各国の発言力の基準となるクォータ（出資割当額）の見直しが重要な課題となりました。クォータ見直しについては、平成21年9月のピッツバーグ・サミットで示された、「現在の計算式を用いて、過大代表国から過小代表国への少なくとも5%の、ダイナミックな新興国・途上国へのクォータ移転」との政治的ガイダンスを踏まえ、平成23年1月の期限に向けて議論が行われました。我が国は、各国の世界経済に占める相対的なウエイトをクォータ・シェアに的確に反映することが重要であり、シェア移転は過大代表国から過小代表国に対して行うべきことや、IMFが今後とも危機予防・危機対応の両面で加盟国支援の役割を効果的に果たせるよう大規模増資が必要であること、等を主張しました。

⑤ ASEAN+3、APEC、日中韓の枠組みへの参画等を通じた取組

イ ASEAN+3財務大臣プロセスにおける地域金融協力の取組

平成21年度には、二国間の通貨スワップ取極等のネットワークを構築する「チェンマイ・イニシアティブ」を、全メンバー国が参加する一本の契約に基づく仕組みとするCMIマルチ化について、大きな進展が見られました。

平成21年5月のASEAN+3財務大臣会議（インドネシア・バリ開催）では、チェンマイ・イニシアティブのマルチ化について、各メンバー国の貢献額、借入可能額、サーベイランス・メカニズムを含むそのすべての主要項目について合意しました。さらに、その際の合意を受け、平成21年12月に、マルチ化契約への署名を行い、平成22年3月24日にマルチ化契約の発効に至りました。これにより、すべてのASEAN+3メンバー国がチェンマイ・イニシアティブの枠組みに参加することになるとともに、通貨スワップ発動に係る意思決定のルールが共通化され、迅速で円滑な発動が期待されます。

サーベイランス・メカニズムについては、早期の設置が合意され、域内経済のモニター・分析を行うとともに、マルチ化されたチェンマイ・イニシアティブの意思決定の一助とするための常設機関である「サーベイランス・ユニット」について検討が進められました。

債券発行主体や債券の種類が多様化による市場の活性化及び市場インフラの強化を柱とする「アジア債券市場育成イニシアティブ（Asian Bond Markets Initiative: ABMI）」については、平成21年5月のASEAN+3財務大臣会議では、アジア債券市場のさらなる発展に向け、アジアの企業が発行する現地通貨建て債券に信用保証を行うことを目的とする信用保証・投資ファシリティ（CGIF）の設立について合意しました。また、クロスボーダー債券取引・決済上の課題を議論する、域内の証券集中保管機構、金融機関等民間の市場参加者からなる検討グループにより、域内のクロスボーダー債券の投資・決済の障害を特定し、それに対処するための提言が公表されました。

ロ 日中韓3か国の枠組みにおける取組

平成21年5月に日中韓財務大臣会議を開催し、地域及び3か国の経済情勢についての意見交換を行った他、ASEAN+3における地域金融協力の進展に向け、日中韓の協力関係を更に強化することで一致しました。また、平成21年7月に日中韓の財務省・金融監督当局・中央銀行が一同に会する日中韓マクロ経済・金融安定化ワークショップを開催し、3か国のマクロ経済や金融市場の動向、金融システムの状況について率直な意見交換を行い、協力関係の強化に貢献しました。

ハ APECの枠組みにおける地域金融協力の取組

平成21年11月の第16回APEC（アジア太平洋経済協力）財務大臣会合（シンガポール開催）では、世界・地域経済情勢及び「持続的成長のための金融円滑化」等をテーマに、経済・金融分野におけるAPEC地域における協力関係等について議論を行いました。

施策 総5-2：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組

〔平成21年度実施計画〕

現下の経済情勢に鑑みれば、貿易拡大を通じた世界経済の成長が必要であり、関税に関する国際的な取組に積極的に参画します。

我が国としては、多角的な自由貿易体制の維持・強化のため、WTO（世界貿易機関）ドーハ・ラウンド交渉の早期妥結を目指して引き続き積極的に取り組みます。財務省においては、この取組の中で、特に貿易手続の透明性・予見可能性・公平性の向上、簡素化・迅速化等を進める貿易円滑化交渉についても積極的に推進していきます。

また、WTOを中心とする多角的な自由貿易体制を補完し、貿易自由化や経済活性化を迅速に推進する等の観点から、EPA（経済連携協定）交渉を引き続き積極的に進めていきます。

〔事務運営の報告〕

① WTOドーハ・ラウンド交渉への参画を通じた取組

WTOドーハ・ラウンド交渉では、平成21年7月のラクイラ・サミットや9月のピッツバーグ・サミット等で平成22年（2010年）中の交渉妥結の追求がコミットされました。平成21年11月の第7回WTO定例閣僚会議では、平成22年（2010年）3月末に交渉の進捗状況の評価を行うことが確認されました。これを受け、同年3月末にジュネーブで実務レベルの会合が開催され、交渉の現状評価と今後の取り進め方などについて議論が行われました。このような中、財務省は、交渉の早期妥結に向け、関係省庁と協力しつつ交渉に参画しました。

特に、関税・税関制度を所管する財務省は、貿易手続の透明性の向上、簡素化等を進める観点から、貿易円滑化交渉を積極的に推進しました。

② EPAへの参画を通じた取組

平成20年度までに9か国との間でEPAが発効済ですが、平成21年度には、スイス（平成21年9月）及びベトナム（平成21年10月）との間のEPAが発効し、11か国・地域とのEPAが発行済みとなりました。財務省はEPA発効後の円滑な協定運用に重要

な役割を担っており、協定に基づく関税率、原産地規則等の適正な運用に引き続き努めました。

また、交渉中のEPAについて、財務省としては、関税制度を所管する立場とともに税関協力等を担当する立場から、関係省庁との連携を密にした上で、交渉を積極的に推進しました。平成21年5月に交渉を開始したペルーを含め、インド、豪州等5か国・地域とのEPAが交渉中となっています。また、日本、中国、韓国の3か国によるFTA産官学共同研究の立ち上げに向け、平成22年1月に政府間準備会合を開催しました（平成22年5月に第1回共同研究を開催）。

5. 平成20年度政策評価結果の政策への反映状況

(1) 世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組

我が国は、G20サミット、G20、G7、G8サミット等の国際会議への積極的貢献を通じて、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定、途上国の経済・社会の発展、気候変動、アジアにおける地域金融協力の強化やテロ資金対策等の諸問題への取組を行いました。また、国際会議等の場で、日本の経済・金融情勢等についての各国の理解が高まるよう取り組みました。

世界経済については、平成21年度も世界経済全体が一段と下振れするリスクが懸念される中で、世界的な需要と雇用の回復に向け、各国と、積極的に議論しました。

国際金融システムの安定については、金融資本市場の混乱が、信用収縮等を通じて実体経済に悪影響を及ぼし、世界的な景気後退を発生させたことを踏まえ、このような危機を克服し、再発を防ぐための取組に積極的に参画しました。平成21年4月のG20ロンドン・サミットでは、成長と雇用の回復、金融監督及び規制の強化、国際金融機関の強化、保護主義への対抗等について、持続的な世界経済回復に向けた前向きなメッセージを打ち出しました。具体的には、我が国が主導してきたIMF資金基盤拡充について、危機前の3倍増とすることが合意される等、IMFの機能が大幅に強化されました。加えて、IMFの次期クォータ（出資割当額）見直しについて、平成23年1月に期限を前倒しとすることが合意されました。また、平成21年9月のG20ピッツバーグ・サミットでは、世界経済のより均衡ある成長パターンへの移行のため「強固で持続可能かつ均衡ある成長のための枠組み」の立ち上げに合意したほか、国際的な金融規制体制の強化、国際金融機関の改革等について議論し、我が国は、危機後の世界経済の回復を着実なものとし危機の再発を防止するための議論に積極的に参画しました。さらに、先進国と新興市場国が一堂に会するG20を国際経済協力の第一のフォーラムとし、その定例化に合意しました。

途上国の経済・社会の発展については、G20ロンドン・サミットにおいて、緊急財政支援円借款を導入するなど、アジア諸国が金融危機の影響に迅速に対応し、成長力強化と内需拡大を進めていくことを支援する観点から、アジアを中心とする開発途上国の経済成長を支援するために、最大2兆円規模のODA供与を発表したほか、インドネシアなどアジア諸国の発行するサムライ債に対して国際協力銀行（JBIC）による保証を付与するなど、アジア諸国の成長力強化と内需拡大の支援に取り組んできました。また、気候変動については、平成21年12月に、コペンハーゲンで気候変動枠組条約第15回締約国会議（CO

P15) が開催された機会を捉え、我が国は平成24年までの3年間に官民合計で1兆7,500億円規模の支援を実施する等を内容とする「鳩山イニシアティブ」を表明しました。鳩山イニシアティブの策定に当たっては、気候変動対策の大半は省エネ対策などの民間投資によって賄われるべきものであることを踏まえ、財政負担の少ないJ B I Cの積極活用を図ることとし、このため、株式会社日本政策金融公庫法を改正することとし、J B I Cの業務に地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進する業務を追加しました（平成22年3月31日公布・施行）。

アジアにおける地域金融協力の強化については、ASEAN+3財務大臣プロセスにおいて我が国は地域金融協力の推進に主導的な役割を果たしました。CMIについては、マルチ化の主要項目について平成21年5月のASEAN+3財務大臣会議で合意し、同年12月にマルチ化契約をまとめるとともに我が国も署名し、平成22年3月にマルチ化契約が発効するに至りました。ABMIについては、新ロードマップに盛り込まれた具体的な取組を進め、特に、信用保証・投資ファシリティ（CGIF）の設立に向けた検討やクロスボーダー債券取引の障害除去等に向けた検討を大きく前進させました。APECなどの地域協力の枠組みにおいても、その特色を踏まえた地域協力への取組について議論しました。また、日中韓の枠組みにおいては、ASEAN+3域内の金融市場の安定やアジアの地域金融協力の強化等、様々な問題に対し3か国で対話を進めました。テロ資金対策については、各国がFATF勧告に則った取組を進める一方で、テロリスト等が取組の脆弱な部分を悪用する可能性が指摘されており、今後ともG7の協調等を通じて国際的な対策を積極的に講じます。

（2）関税に関する国際的な取組

WTOについては、ドーハ・ラウンド交渉の早期妥結に向けて、関税・税関制度を所管する立場から、関係省庁と連携しつつ、引き続き取り組みました。WTOにおける貿易円滑化交渉については、貿易手続の透明性向上、簡素化等を進めるため、引き続き交渉を推進しました。

EPAについては、平成21年度において、スイス及びベトナムとの間のEPAが発効するとともに、ペルーやインド、豪州等との交渉を積極的に推進しました。また、貿易円滑化を推進する観点から、EPA交渉において税関手続の国際的調和・簡素化及び税関協力に関する規定を盛り込むよう積極的に取組み、スイス及びベトナムとの間のEPAにおいては税関分野の規定が盛り込まれました。

6. 目標を巡る外部要因等の動向

(1) 最近の世界経済の動向

最近の世界経済の動向は以下のとおりです。

○参考指標 総5-1：最近の世界経済動向

| | 実質GDP成長率 (%) | | | | | 消費者物価上昇率 (%) | | | | |
|------------|--------------|------|------|------|------|--------------|------|------|------|------|
| | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 |
| 世界 | 4.5 | 5.1 | 5.2 | 3.2 | -0.6 | 3.7 | 3.6 | 4.0 | 6.0 | 2.5 |
| 日本 | 1.9 | 2.0 | 2.4 | -1.2 | -5.2 | -0.3 | 0.3 | 0.0 | 1.4 | -1.4 |
| 米国 | 3.1 | 2.7 | 2.1 | 0.4 | -2.4 | 3.4 | 3.2 | 2.9 | 3.8 | -0.3 |
| ドイツ | 0.7 | 3.2 | 2.5 | 1.2 | -5.0 | 1.9 | 1.8 | 2.3 | 2.8 | 0.1 |
| フランス | 1.9 | 2.4 | 2.3 | 0.3 | -2.2 | 1.9 | 1.9 | 1.6 | 3.2 | 0.1 |
| 英国 | 2.2 | 2.9 | 2.6 | 0.5 | -4.9 | 2.0 | 2.3 | 2.3 | 3.6 | 2.2 |
| ユーロ圏 | 1.7 | 3.0 | 2.8 | 0.6 | -4.1 | 2.2 | 2.2 | 2.1 | 3.3 | 0.3 |
| アジアN I E S | 4.8 | 5.8 | 5.8 | 1.8 | -0.9 | 2.2 | 1.6 | 2.2 | 4.5 | 1.3 |
| 中国 | 10.4 | 11.6 | 13.0 | 9.6 | 8.7 | 1.8 | 1.5 | 4.8 | 5.9 | -0.7 |
| 途上国アジア | 9.0 | 9.8 | 10.6 | 7.9 | 6.6 | 3.8 | 4.2 | 5.4 | 7.4 | 3.1 |
| 中南米 | 4.7 | 5.6 | 5.8 | 4.3 | -1.8 | 6.3 | 5.3 | 5.4 | 7.9 | 6.0 |
| C I S 諸国 | 6.7 | 8.5 | 8.6 | 5.5 | -6.6 | 12.1 | 9.5 | 9.7 | 15.6 | 11.2 |
| サハラ以南アフリカ | 6.3 | 6.5 | 6.9 | 5.5 | 2.1 | 8.9 | 7.3 | 7.1 | 11.6 | 10.6 |

| | 失業率 (%) | | | | | 経常収支 (10億ドル) | | | | |
|------------|---------|------|------|------|------|--------------|--------|--------|--------|--------|
| | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 |
| 世界 | — | — | — | — | — | 40.0 | 215.7 | 310.3 | 180.4 | 174.4 |
| 日本 | 4.4 | 4.1 | 3.8 | 4.0 | 5.1 | 165.7 | 170.4 | 211.0 | 157.1 | 141.7 |
| 米国 | 5.1 | 4.6 | 4.6 | 5.8 | 9.3 | -748.7 | -803.5 | -726.6 | -706.1 | -418.0 |
| ドイツ | 9.1 | 8.1 | 8.3 | 7.2 | 7.4 | 142.8 | 188.5 | 253.8 | 245.7 | 160.6 |
| フランス | 9.3 | 9.3 | 8.3 | 7.9 | 9.4 | -9.1 | -11.6 | -25.9 | -64.8 | -38.8 |
| 英国 | 4.8 | 5.4 | 5.4 | 5.6 | 7.5 | -59.8 | -80.8 | -75.5 | -40.7 | -28.8 |
| ユーロ圏 | 9.0 | 8.4 | 7.5 | 7.6 | 9.4 | 45.3 | 47.6 | 47.3 | -106.0 | -43.8 |
| アジアN I E S | 4.0 | 3.7 | 3.4 | 3.4 | 4.3 | 79.4 | 89.7 | 111.7 | 84.8 | 142.5 |
| 中国 | — | — | — | — | — | 160.8 | 253.3 | 371.8 | 426.1 | 283.8 |
| 途上国アジア | — | — | — | — | — | 167.5 | 289.2 | 414.7 | 424.1 | 319.0 |
| 中南米 | — | — | — | — | — | 36.7 | 49.8 | 14.8 | -26.7 | -18.6 |
| C I S 諸国 | — | — | — | — | — | 87.5 | 96.3 | 71.7 | 107.5 | 42.6 |
| サハラ以南アフリカ | — | — | — | — | — | -2.7 | 31.0 | 10.1 | 8.6 | -18.1 |

(出所) IMF “World Economic Outlook” (2010. 4)

(注1) アジアN I E S：香港、韓国、シンガポール、台湾。

(注2) サハラ以南アフリカ：昨年度までは「アフリカ」としていたが、IMFの統計上、「Middle East and North Africa」と「Sub-Saharan Africa」に区別されているので、後者を採用している旨を明確にした。

(2) 国際機関による経済成長率見通し

国際機関による経済成長率の見通しは以下のとおりです。

○参考指標 総5-2：国際機関による世界経済の成長率見通し (単位：%)

| | IMF (2010年4月) | | OECD (2009年11月) | | アジア開発銀行 (2010年4月) | | 世界銀行 (2010年4月) | |
|-----------|------------------|-------|--------------------|-------|----------------------|-------|-------------------|-------|
| | 2010年 | 2011年 | 2010年 | 2011年 | 2010年 | 2011年 | 2010年 | 2011年 |
| 世界経済 | 4.2 | 4.3 | - | - | - | - | 2.7 | 3.2 |
| OECD諸国 | - | - | 1.9 | 2.5 | - | - | 1.8 | 2.3 |
| アメリカ | 3.1 | 2.6 | 2.5 | 2.8 | - | - | 2.5 | 2.7 |
| 日本 | 1.9 | 2.0 | 1.8 | 2.0 | - | - | 1.3 | 1.8 |
| ユーロ圏 | 1.0 | 1.5 | 0.9 | 1.7 | - | - | 1.0 | 1.7 |
| 途上国アジア | 8.7 | 8.7 | - | - | - | - | - | - |
| 中国 | 10.0 | 9.9 | - | - | 9.6 | 9.1 | 9.0 | 9.0 |
| アジアNIE S | 5.2 | 4.9 | - | - | - | - | - | - |
| 東南アジア | - | - | - | - | 5.1 | 5.3 | - | - |
| 中南米 | 4.0 | 4.0 | . | - | - | - | 3.1 | 3.6 |
| C I S諸国 | 4.0 | 3.6 | - | - | - | - | - | - |
| サハラ以南アフリカ | 4.7 | 5.9 | - | - | - | - | 3.8 | 4.6 |

(出所) IMF “World Economic Outlook” (2010. 4)、OECD “Economic Outlook No.86”、アジア開発銀行 “Asian Development Outlook 2010”、世界銀行 “Global Economic Prospects 2010”

(注1) アジアNIE S：香港、韓国、シンガポール、台湾。

(注2) 東南アジア：カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム。

(新) ○参考指標 総5-3：金融セクターにおける損失推計額の見通し (単位：億ドル)

| 地域 | 2009年10月 | 2010年4月 |
|---------|----------|---------|
| 米国 | 10,250 | 8,850 |
| 英国 | 6,040 | 4,550 |
| ユーロ圏 | 8,140 | 6,650 |
| 他の欧州先進国 | 2,010 | 1,560 |
| アジア | 1,660 | 1,150 |
| 合計 | 28,090 | 22,760 |

(出所) IMF：国際金融安定性報告書

(注) 2007～2010年までに各地域の銀行において発生する、ローン・証券による損失額を推計。他の欧州先進国とはデンマーク、アイスランド、ノルウェー、スウェーデン、スイスを含み、アジアとは日本の他、オーストラリア、香港、ニュージーランド、シンガポールを含む。

(3) テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数

国際社会の平和と安全を脅かすテロリストの活動を防止することは、国際社会全体の課題であり、テロ資金が国際金融システムを濫用する形で移転していくことを防止することも必要となってきました。財務省としては、国連安保理決議を受けて、外為法に基づき、これまで累次にわたりテロリスト等に対する資産凍結等の措置を行ってきています。

○参考指標 総5-4：テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数

| | 資産凍結対象 | |
|--------|----------|---------|
| | 追 加 | 解 除 |
| 平成13年度 | 299個人・団体 | 6団体 |
| 14年度 | 72個人・団体 | 7個人・団体 |
| 15年度 | 86個人・団体 | — |
| 16年度 | 29個人・団体 | 1個人 |
| 17年度 | 38個人・団体 | 3個人 |
| 18年度 | 15個人・団体 | 1個人 |
| 19年度 | 11個人 | 15個人・団体 |
| 20年度 | 29個人・団体 | 12個人・団体 |
| 21年度 | 10個人・団体 | 15個人・団体 |
| 小 計 | 589個人・団体 | 60個人・団体 |
| 累 計 | 529個人・団体 | |

(出所) 財務省「タリバーン関係者等に対する資産凍結措置の実施状況」
(<http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/sochi-zisshi-joukyou.html>)

(4) 途上国の貧困削減状況

1日1.25ドル以下で生活する人口の割合が1990年の41.7%から2005年には25.2%に低下する等、開発途上国全体の貧困削減については改善が見られますが、地域的な進ちょく状況は一概ではありません。特に、サブ・サハラ地域では1990年には57.6%、2005年においても50.9%が1日1.25ドル以下で生活しており、他の地域と比べて貧困の下に暮らす人の割合が高く保たれたままです。

このような状況に対処するため、我が国は、開発途上国に対する多国間・二国間の協力に取り組み、開発途上国の貧困削減や安定的な経済社会の発展に貢献しています。

○参考指標 総5-5：途上国の貧困削減状況

1日1.25ドル以下で生活している人口(数) (単位：百万人)

| | 1993年 | 1996年 | 1999年 | 2002年 | 2005年 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 東アジア・太平洋 | 845 | 622 | 635 | 507 | 316 |
| (除 中国) | 212 | 179 | 188 | 144 | 108 |
| 南アジア | 559 | 594 | 589 | 616 | 596 |
| 欧州・中央アジア | 20 | 22 | 24 | 22 | 17 |
| 中東・北アフリカ | 10 | 11 | 12 | 10 | 11 |
| 中南アフリカ | 317 | 356 | 383 | 390 | 388 |
| 中南米 | 47 | 53 | 55 | 57 | 45 |
| 合 計 | 1,799 | 1,658 | 1,698 | 1,601 | 1,374 |
| (除 中国) | (1,166) | (1,215) | (1,251) | (1,238) | (1,166) |

(出所) 世界銀行 World Development Indicators 2010

出生時平均余命

(単位：歳)

| | 2004年 | 2005年 | 2006年 | 2007年 | 2008年 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 低所得国 | 58 | 58 | 58 | 59 | 59 |
| 中所得国 | 68 | 68 | 68 | 68 | 69 |
| 高所得国 | 79 | 79 | 79 | 80 | 80 |

(出所) 世界銀行 World Development Indicators 2010

成人非識字率

(単位：%)

| | 1980年 | 1990年 | 2000年 | 2008年 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 低所得国 | - | - | 39 | 31 |
| 中所得国 | 40 | 29 | 19 | 17 |
| 高所得国 | - | - | - | - |

(出所) 世界銀行 World Development Indicators 2010

小児死亡率(1000人当たり)

(単位：人)

| | 2004年 | 2005年 | 2006年 | 2007年 | 2008年 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 低所得国 | - | 80 | 79 | 77 | 76 |
| 中所得国 | - | 44 | 43 | 42 | 41 |
| 高所得国 | - | 6 | 6 | 6 | 6 |

(出所) 世界銀行 World Development Indicators 2010

(5) 地球環境問題への対応状況

二酸化炭素等温室効果ガスによる地球温暖化や、フロンガス等によるオゾン層破壊など、将来の世代に重大な影響を及ぼすような地球環境問題が、国際的に大きな課題として取り上げられるようになってきました。財務省では、外務省などの関係省庁と緊密に連携して、開発途上国等における環境の保全・改善のため、以下のような二国間・多国間の協力を進めています。

二国間の協力としては、インドネシアなどの気候変動対策に積極的に取り組んでいる途上国に対して、JICA（独立行政法人国際協力機構）を通じて気候変動対策円借款の供与を行っている他、国際協力銀行（JBIC）を活用して、我が国の民間企業が途上国において行う環境投資を積極的に支援しました。さらに、今般、鳩山イニシアティブが策定されたことを受け、株式会社日本政策金融公庫法を改正し、JBICの業務に地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進する業務を追加しました。これにより、途上国政府が実施する環境案件についても、民間金融機関や世界銀行グループのIFC（国際金融公社）等の国際機関と協調して、財政負担の少ないJBICを活用しつつ、支援を行うことが可能となりました。

多国間の協力としては、地球環境ファシリティ（GEF）への資金拠出（拠出額はアメリカに次いで第2位）を行っています。GEFは、生物多様性の消失、気候変動、オゾン層破壊、国際水域の水質悪化等の地球環境問題に対処するため、開発途上国等におけるプロジェクト資金を無償で提供する国際的な資金メカニズムです。

さらに、平成24年までの途上国による気候変動問題への早期取組を強化するため、世界銀行に設立された気候投資基金に対し、12億ドル相当円の拠出を行うための予算措置を講ずるとともに、同基金による着実な支援に向けて運営に参画しました。

○参考指標 総5-6：地球環境問題への対応状況

GEF対象分野別プロジェクト承認額

(1991年設立時から2008年までの累計額)

(単位：億ドル)

| | 生物 多様性 | 気候 変動 | 国際 水域 | 複合 分野 | 土地 劣化 | POPs | オゾン | 合 計 |
|-----------|-----------|----------|----------|----------|----------|------|-----|------|
| プロジェクト承認額 | 25.9 | 25.7 | 10.3 | 9.6 | 3.3 | 3.0 | 1.8 | 79.5 |
| 全体に占める割合 | 33% | 32% | 13% | 12% | 4% | 4% | 2% | 100% |

(出所) GEF Annual Report 2008

GEF地域別プロジェクト承認額

(1991年設立時から2008年までの累計額)

(単位：億ドル)

| | アジア | アフリカ | 中南米 | 地球 規模 | 東欧・中 央アジア | 複合 地域 | 合 計 |
|-----------|------|------|------|----------|--------------|----------|------|
| プロジェクト承認額 | 20.5 | 17.3 | 16.5 | 11.1 | 10.4 | 3.7 | 79.5 |
| 全体に占める割合 | 26% | 22% | 21% | 14% | 13% | 5% | 100% |

(出所) GEF Annual Report 2008

(6) 世界全体の貿易額及び我が国の貿易動向

平成21年世界全体の貿易額は、約12.5兆ドルであり、昨年に比べ22.6%減少しました。

平成21年の我が国の貿易動向についてみると、

① 輸出

54兆1,706億円（対前年比33.1%減）と2年連続で減少しました。これは、自動車や鉄鋼などが減少したことによるものです。

② 輸入

51兆4,994億円（対前年比34.8%減）と7年ぶりに減少しました。これは原油や液化天然ガスなどが減少したことによるものです。

③ 差引

この結果、輸出額から輸入額を引いた差引額については、2兆6,712億円（対前年比29.5%増）と2年ぶりに増加しました。

○参考指標 総5-7：世界全体の貿易額

(単位：10億米ドル)

| | 平成18年 | 19年 | 20年 | 21年 |
|---------|--------|--------|--------|--------|
| 貿易額（輸出） | 12,112 | 13,993 | 16,097 | 12,461 |

(出所) WTO Statistics Database

(注) 本年より、データの出所をIMF International Financial StatisticsからWTO Statistics Databaseに変更した。

○参考指標 総5-8：輸出入額及び貿易バランス（対GDP比を含む）の推移（単位：億円、％）

| | 平成17年 | 18年 | 19年 | 20年 | 21年 | 対前年比 伸率 |
|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------|
| 輸出額 (対GDP比) | 656,565 (13.1) | 752,462 (14.8) | 839,314 (16.3) | 810,181 (16.0) | 541,706 (11.4) | -33.1% |
| 輸入額 (対GDP比) | 569,494 (11.3) | 673,443 (13.3) | 731,359 (14.2) | 789,547 (15.6) | 514,994 (10.9) | -34.8% |
| 差引額 (対GDP比) | 87,072 (1.7) | 79,019 (1.6) | 107,955 (2.1) | 20,633 (0.4) | 26,712 (0.6) | 29.5% |

(出所) 財務省貿易統計、内閣府GDP統計

(注1) 輸出入額の対GDP比は、「輸出入額/名目GDP」で算出。

(注2) 平成20年の名目GDPは、第2次速報ベース。

(7) 関税負担率の推移とその国際比較

関税率の水準を示す代表的な指標としては、関税負担率（関税収入額の総輸入額に対する比率）があります。我が国の関税負担率は、国内産業保護の必要性にかんがみ比較的高い関税率が設定されている品目がある一方で、無税品目も多いため、低い水準となっています。ウルグアイ・ラウンド合意に基づく関税率の段階的引下げに加え、近年は、EPAの推進等により、年々低下する傾向で推移してきており、平成20年度においては、1.2%となっています。

参考指標 総5-9のとおり、先進国との比較において、我が国の関税負担率は低い水準となっています。

(注) ウルグアイ・ラウンド：GATT（関税及び貿易に関する一般協定）の下で、1986年から1994年にかけて行われた包括的な多角的貿易交渉をいいます。

○参考指標 総5-9：関税負担率の推移とその国際比較（単位：％）

| 年度 | 2003 (平成15) | 2004 (平成16) | 2005 (平成17) | 2006 (平成18) | 2007 (平成19) |
|---------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 日本 | 1.9 | 1.7 | 1.5 | 1.4 | 1.3 |
| 米国 | 1.7 | 1.7 | 1.6 | 1.5 | 1.5 |
| EU | 1.4 | 1.5 | 1.5 | 1.4 | 1.4 |
| カナダ | 0.9 | 0.8 | 0.9 | 1.0 | 1.0 |
| オーストラリア | 4.3 | 3.5 | 3.0 | 3.1 | 3.0 |
| 韓国 | 3.4 | 2.7 | 2.4 | 2.4 | 2.7 |

(出所) 関税局関税課調

(注1) 年度は各国の会計年度（但し、EUは暦年）。

(注2) 関税負担率＝関税収入額/総輸入額。

(注3) 諸外国の負担率については、OECD「REVENUE STATISTICS」及び「Monthly Statistics of International Trade」を基に計算したものである。

(注4) EUの負担率は域外からの輸入額に係るものであり、関税収入額には農産品に対する輸入課徴金を含む。

なお、EUの2004年から2007年までの数値は、EU加盟国のうち、OECDに加盟している19か国の各年における関税収入額と域外からの輸入額を用いて計算した関税負担率である。

(8) 地域貿易協定の年次別推移

WTOへの通報に基づく地域貿易協定の発効件数は平成5年時点では29でしたが、平成21年時点では合計189に達するなど急速に増加しました。

○参考指標 総5-10：地域貿易協定の年次別推移

| | 平成5年 | 10年 | 15年 | 20年 | 21年 |
|--------------|------|-----|-----|-----|-----|
| 地域貿易協定の数（累計） | 29 | 64 | 109 | 165 | 189 |

(出所) Regional Trade Agreements Notified to the GATT/WTO and in Force (WTO) に基づき関税局調

(注) 件数はGATT/WTOへの通報に基づく発効件数（EU加盟国間に存在した協定を含まず）。ただし重複して通報されているサービス協定及び既存の貿易協定への加盟協定は除く。

7. 今後の政策等に反映すべき事項

(1) 今後の方針

総合目標5 我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す

引き続き推進

改善・見直し

廃止

施策 総5-1 世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組

引き続き推進

改善・見直し

廃止

施策 総5-2 国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組

引き続き推進

改善・見直し

廃止

(2) 企画立案に向けた提言

① 世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組

我が国は、今後とも、G20サミット、G20、G7、G8サミット等の国際会議への積極的貢献を通じて、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定、開発・貧困削減、気候変動、アジアにおける地域金融協力の強化やテロ資金対策等の諸問題への取組を行います。また、国際会議等の場で、日本の経済・金融情勢等についての各国の理解が高まるよう取り組みます。

世界経済については、その回復は進んでいるものの引き続き政策支援に依存しています。回復を民間セクター主導とし、より確固たるものにし、強固で持続可能かつ均衡ある成長を実現するため、各国と積極的に議論していきます。

国際金融システムの安定については、金融資本市場の混乱が、信用収縮等を通じて实体经济に悪影響を及ぼし、世界的な景気後退を発生させたことを踏まえ、このような危機を克服し、再発を防ぐための取組に積極的に参画します。IMFに関しては、危機の教訓を踏まえて、強化された資金基盤や融資機能を有効に活用できるよう、IMFミッ

ション（使命）の再定義やマンドート（権限）の見直し等のIMF改革に取り組みます。また、平成23年1月を期限とするIMFの次期クォータ（出資割当額）見直しに関しても、期限内の合意形成に向けた議論に積極的に参画していきます。

気候変動については、平成21年12月にコペンハーゲンで開催された気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）において「コペンハーゲン合意」が発表され、国際的な協力の枠組みとして、コペンハーゲン・グリーン・ファンドの創設が盛り込まれたことを踏まえ、気候投資基金（CIF）との関係にも留意しつつ、我が国としても、国際社会における議論に積極的に貢献して行きます。また、平成21年12月に途上国支援に関する鳩山イニシアティブが策定されたことを受け、国際協力銀行（JBIC）を活用して、財政負担を抑えつつ、民間投資の後押しを積極的に図っていきます。

アジアにおける地域金融協力の強化については、ASEAN+3財務大臣プロセスにおいて、CMIMの迅速かつ効果的な発動を可能とするための手続面での検討や、「サーベイランス・ユニット」の設立に向けた取組、ABMIにおけるクロスボーダー債券取引の促進に向けた取組を進めていくとともに、地域金融協力の中長期的な問題の検討においても引き続き積極的に貢献します。APEC、ASEMなどの地域協力の枠組みにおいても、その特色を踏まえた地域協力への取組を推進していきます。また、日中韓の枠組みにおいては、世界的な景気の減速への対応やアジアの地域金融協力の強化等、様々な問題に対し3か国が協力して対応していきます。テロ資金対策については、各国がFATF勧告に則った取組を進める一方で、テロリスト等が取組の脆弱な部分を悪用する可能性が指摘されており、今後ともG7の協調等を通じて国際的な対策を積極的に講じます。

② 関税に関する国際的な取組

WTOについては、ドーハ・ラウンド交渉の早期の妥結に向けて、関税・税関制度を所管する立場から、関係省庁と連携しつつ、引き続き取り組みます。貿易円滑化交渉については、貿易手続の透明性の向上、簡素化等を進めるため、引き続き交渉を推進していきます。

EPAについては、貿易自由化や経済活性化を迅速に推進する等の観点から、引き続き交渉を積極的に進めていきます。

③ アジア成長戦略の推進（新成長戦略）

新成長戦略の柱の1つであるアジア経済戦略について、財務省は関係省庁と連携しつつ、積極的に推進していきます。

近年、アジア諸国は急速な成長を遂げてきました。その中で、我が国がアジアの一員としてアジア全体の活力ある発展を促し、アジア市場における取引活動を拡大させ、アジア市場と一体化しつつ、また、その過程で実行する取組をアジアを基点として世界に展開していくことにより、我が国自身の大きな成長機会を創出することが重要となっています。

そのため、我が国システムの海外展開の促進のため、円借款のSTEP制度（本邦技

術活用案件) や J B I C の投資金融などの枠組みを活用して、ファイナンス面から支援して行きます。また、アジア債券市場の構築支援 (アジア債券市場育成イニシアティブ: 政策目標6-1参照) を通じ、アジア域内の貯蓄をアジアの成長に向けた投資につなげるための取組を推進します。

政策目標 6 : 国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進

㊦ 政策目標 6-1 : 外国為替市場の安定並びに国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保

- ㊦・6-1-1 : 外国為替市場の安定
- ㊦・6-1-2 : 国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画
- ㊦・6-1-3 : アジアにおける地域金融協力の推進
- ・6-1-4 : 北朝鮮・イランの核開発等に係る問題への対策及びテロ資金や大量破壊兵器の拡散に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応

㊦ 政策目標 6-2 : 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

- ㊦・6-2-1 : ODAの効率的・戦略的な活用
- ㊦・6-2-2 : 円借款、国際協力銀行業務、国際開発金融機関を通じた支援
- ・6-2-3 : 債務問題への取組
- ・6-2-4 : 知的支援

※「㊦」マークは、重点的に進めるものを示しています。

㊦ 政策目標6-1：外国為替市場の安定並びに国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

世界各国の経済の相互連関が深まり、国際的な資金移動が活発化する中で、我が国と外国との間の資金移動が円滑に行われる環境を整えるとともに、特に、昨年9月の米国リーマン・ブラザーズ破綻以降、グローバルな金融市場の混乱が続く中、国際金融システムを安定させることが重要となっています。このような認識の下、財務省では、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づいて外国為替制度の運営に当たっているほか、国際金融システムの安定に向けた制度強化が急務となっております。

また、従来より我が国と密接な経済的結びつきを有するアジア地域の経済の安定は重要であり、域内における地域金融協力の強化策の1つとして、平成21年度は、通貨危機の予防・対処のためのより前進した枠組みの実現に向けた検討を更に進めていきます。このほか、テロ資金供与や大量破壊兵器の拡散への資金支援といった国際金融システムの濫用の防止にも取り組んでいきます。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第170回国会 総理大臣所信表明演説

第173回国会 総理大臣所信表明演説

第171回国会 総理大臣施政方針演説

第174回国会 総理大臣施政方針演説

第171回国会 財務大臣財政演説（平成21年1月5日、平成21年1月28日）

第174回国会 財務大臣財政演説（平成22年1月29日）

経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日閣議決定）

明日の安心と成長のための緊急経済対策（平成21年12月8日閣議決定）

新成長戦略（基本方針）（平成21年12月30日閣議決定）

生活対策（平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

施 策 6-1-1：外国為替市場の安定

施 策 6-1-2：国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画

施 策 6-1-3：アジアにおける地域金融協力の推進

4. 平成21年度の事務運営の報告

㊦ 施 策 6-1-1：外国為替市場の安定

[平成21年度実施計画]

為替レートは、経済ファンダメンタルズ（経済の基礎的状況）を反映しつつ、安定的に推移することが重要であり、為替レートの過度の変動は、経済や金融の安定に対して悪影響を与え、望ましくないと考えられます。このような観点から、通貨当局としては、日常的な国際金融市場のモニタリング、各国の通貨当局との意見交換や国際協調等を行うほか、必要に応じた為替介入等を通じ、外国為替相場の安定に向けた取組を行っています。特に、グローバルな金融市場の混乱が続く状況においては、こうした取組に一層注力していきます。また、為替介入を実施する際に機動的に対応するため、外貨準備については安全性及び流動性に最大限留意しつつ、可能な限り収益性を追求す

る運用を行っています。

国際金融市場のモニタリングは、外為法に基づく報告制度をベースとして、取引実態の把握を主としています。また、対外的な資金の流れに関して、市場に対して正確かつ適時な情報を提供すべく経常収支・資本収支の動向を把握し、「国際収支統計」、「対外及び対内証券売買契約等の状況」等を作成しています。今後、取引実態の一層の的確かつ効率的な把握に向けて、IMF国際収支マニュアルの改訂を受けた国際収支統計等の見直しなど報告制度の見直しを検討していきます。

[事務運営の報告]

① 外国為替市場の安定に向けた取組について

平成21年度においても、日常的な国際金融市場のモニタリング、各国通貨当局との意見交換や緊密な協力等を通じて、外国為替相場に関する情報の収集・分析を行い、その安定に向けて取り組みました。

平成21年度においては、グローバルな金融市場の混乱が続く中、G7（7か国財務大臣・中央銀行総裁会議、平成21年4月、10月及び平成22年2月に開催）や金融・世界経済に関する首脳会合（G20サミット）（平成21年4月及び9月に開催）等の国際会議において、国際金融市場の動向や各国の対応等について議論を行いました。為替については、「為替レートは根底にある経済的なファンダメンタルズを反映して市場で形成される」（G20ピッツバーグ・サミット（第3回金融・世界経済に関する首脳会合）首脳声明（平成21年9月26日））、「強固かつ安定した国際金融システムが共通の利益であり、為替レートの過度の変動や無秩序な動きは経済及び金融の安定に対して悪影響を与える」（G7声明（平成21年10月3日イスタンブール））との共通認識を確認しました。

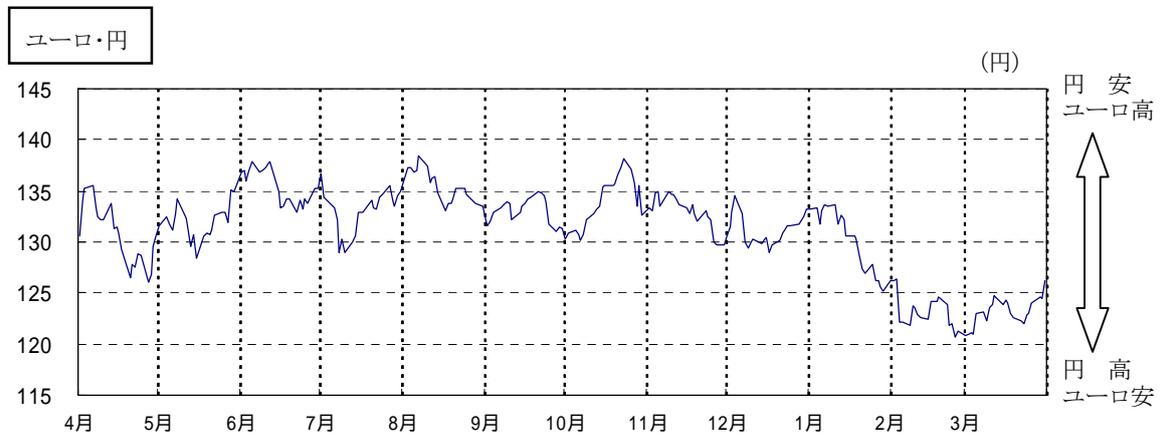
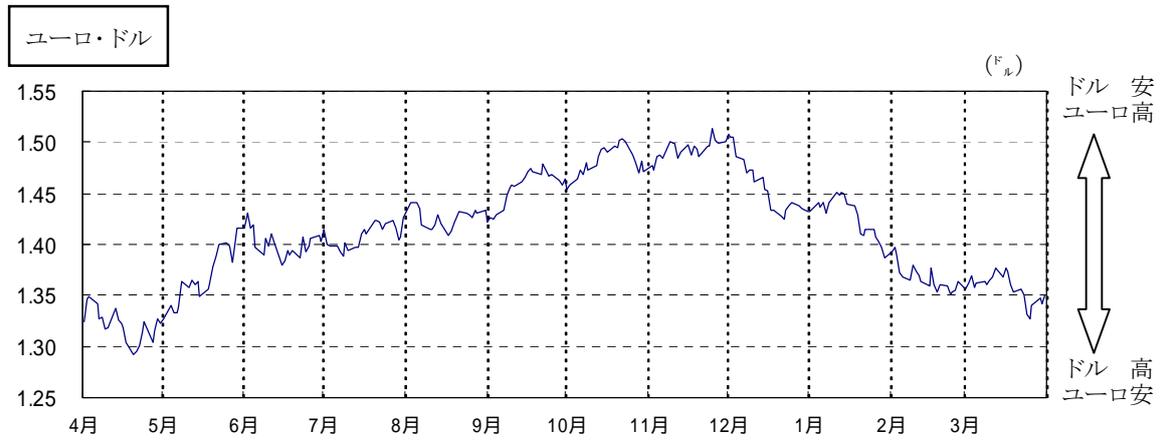
なお、平成21年度の為替介入（外国為替平衡操作）額はゼロでした。

我が国の対外的な資金の流れに関する統計として「国際収支統計」、「対外及び対内証券売買契約等の状況」等を作成し発表しました。特に、国際収支統計については、利用者の利便性向上等の観点から、平成22年3月より、サービス収支中のその他サービスにおける内訳項目として、「研究開発費」を新たに公表することとしました。また、平成20年12月のIMFの国際収支マニュアルの改訂を踏まえ、我が国としても、外為法に基づく報告書の報告事項の見直しなど、報告制度の見直しの検討を進めているところです。

○参考指標 6-1-1：外国為替平衡操作の実施状況

| | 平成17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|----|--------|------|------|------|------|
| 金額 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |

(出所) 財務省「外国為替平衡操作の実施状況」 (<http://www.mof.go.jp/1c021.htm>)



② 外国為替資金特別会計の状況

外国為替資金特別会計（外為特会）の保有する外貨資産については、「安全性及び流動性に最大限留意した運用を行うこととし、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する」（「外国為替資金特別会計が保有する外貨資産に関する運用について」（平成17年4月4日））との考え方の下、国債、政府機関債及び国際機関債等の債券や預金等によって運用しています。

平成21年度は、平成20年度と比較して、米国の金利が低下（2年債：0.9%（平成21年度平均）←2.7%（平成20年度平均）、5年債：2.3%←2.5%）したほか、為替レートが円高方向に進んだ（基準外国為替相場：94.0円←109.3円）ため、外為特会の運用収入は2.9兆円（平成20年度（決算）：3.8兆円）に減少すると見込まれています。

外為特会の運用状況の情報開示については、近年その拡充に努めたこともあり、他のG7諸国と比較しても遜色ない水準となりました。具体的には、「外国為替平衡操作の実施状況」や「外貨準備等の状況」の公表、決算書及び特別会計財務書類による財務状況の開示、外貨建資産の運用利回りの公表を行っており、さらに、平成20年11月からは、各年度末における保有外貨証券の満期別構成割合及び国債・非国債の構成割合を公表しています。なお、通貨構成については、為替市場に影響を与えるおそれがあることから、引き続き非公表としています。

外為特会に生じる剰余金については、外為特会の健全性確保の観点から積立金として積み立てるとともに、一般会計の厳しい財政事情に鑑み、一般会計に繰り入れてきました。平成22年度予算においては、税外収入を最大限確保する観点から、平成21年度の剰余金2.5兆円全額を一般会計に繰り入れることとし、さらに、平成22年度に剰余金として見込まれる金額から0.35兆円を特例的に繰り入れることとしました。これにより、これまでの外為特会の剰余金の累計49.1兆円のうち、一般会計への繰入額は28.5兆円、積立金の金額は20.6兆円となる見込みです。

外為特会は資産が外貨建てで、負債が円建てであるため、円高により、保有外貨資産に評価損が生じます。積立金は、この評価損に備える等のため積み立てられています。平成21年度末時点の積立金の金額は20.6兆円であり、外国為替相場が1ドル＝約97円となると、保有外貨資産の評価損が積立金の金額と同水準となり、これより円高になると評価損が積立金の金額を上回ることになります。

外為特会の積立金に関しては、行政支出総点検会議「指摘事項」（平成20年12月）において、「積立金として必要な額・水準の考え方について、国民に更に分かりやすく説明すべきである」旨等指摘されています。これを受けて、平成21年1月より、財務省ホームページに積立金の水準に関する説明を掲載しています。引き続き、国民に分かりやすい説明を行っていきます。

○参考指標 6-1-2：外貨準備動向

（単位：百万ドル）

| | 平成17年度末 | 18年度末 | 19年度末 | 20年度末 | 21年度末 |
|-------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|
| 外貨準備高 | 852,030 | 908,958 | 1,015,587 | 1,018,549 | 1,042,715 |

（出所）財務省「外貨準備等の状況」（<http://www.mof.go.jp/1c006.htm>）

(参考1) 米独の金利動向



(参考2) 為替レート (基準外国為替相場: ドル円) の推移

| | |
|-----------|---------|
| 平成20年度 | 109.33円 |
| 平成21年度 | 94.00円 |
| (参考) | |
| 20年1月～6月 | 117円 |
| 20年7月～12月 | 106円 |
| 21年1月～6月 | 105円 |

③外貨証券の国債・非国債の構成割合

| 銘柄 | 平成20年度末残高 |
|-----|----------------|
| 国債 | 61.7兆円（68.6%） |
| 非国債 | 28.3兆円（31.4%） |
| 合計 | 90.0兆円（100.0%） |

(注) 時価ベース。円建て換算は、特別会計に関する法律第79条の規定に基づき、年度末の基準外国為替相場等により行っている。

(参考5) 財務省ホームページにおける積立金に関する説明（平成20年度決算）

(http://www.mof.go.jp/jouhou/kaikei/syokan/kaiji/kesan/gaitame_kesan20.htm)

(積立金の目的)

「特別会計に関する法律」第80条第1項の規定により、為替相場の変動、市場金利の変動その他の要因による損失に備えるために積立てを行っている。

(積立金の水準)

積立金に必要な金額としては、外国為替相場や市場金利の変動等があっても、保有外貨資産に発生する評価損を概ね下回らない水準であるところの保有外貨資産の100分の30が目安となり、中長期的にはこの水準まで積み立てることが望ましいが、当面は、一般会計の厳しい財政事情や保有外貨資産の評価損の金額を勘案して積立てを行う。積立金の残高（20,558,557百万円。平成20年度決算からの積立額976,100百万円を含む。）については、外国為替相場が1ドル＝97円の場合、保有外貨資産の評価損の金額が、積立金の金額とほぼ同額となる水準である。

④ 施策 6-1-2：国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画

[平成21年度実施計画]

① 国際金融システムの安定

国際金融市場において多額の資金が取引されるようになって以降、金融取引の技術も飛躍的に進歩し、従前は想定されなかった様々な国際金融システムの不安定要因が顕在化しました。平成9年に起こったアジア通貨危機やその後のブラジル、アルゼンチン等における金融危機は、従来の経常収支赤字に起因する危機とは異なり、市場の信認の低下による短期資本の急激な流出という新しい型の危機です。また、最近の米国におけるサブプライム問題に端を発する国際金融市場の混乱は、米国などで急速に普及した証券化商品や金融派生商品に対して金融機関が十分なリスク管理を怠った結果、大規模な損失が発生し、市場全体が混乱に陥りました。金融資本市場の混乱は、信用収縮等を通じて実体経済に悪影響を及ぼし、世界的な景気後退を発生させており、このような危機の予防及び対処のための取組が、国際的に求められています。

我が国は、金融・世界経済に関する首脳会合、G8サミット、G7（7か国財務大臣・中央銀行総裁会議）、G20（20か国財務大臣・中央銀行総裁会議）、IMF（国際通貨基金）関連の各種会議等を通じて、引き続きこうした取組に関する議論に積極的に参画してきています。

② IMF改革

平成20年10月に開催されたG7では、今回の混乱により影響を受ける国々を支援する上で、IMFが決定的に重要な役割を果たすべきとの我が国の主張が強く支持されました。また、同年11月に開催された金融・世界経済に関する首脳会合において、ブレトン・ウッズ機関の正当性と有効性を高めるために、世界経済における経済的な比重の変化をより適切に反映することができるようこれらの機関の改革を推進することが各国首脳によりコミットされました。更に現下の金

融・世界経済危機の下では、IMFの資金基盤の増強を図ることは喫緊の課題であり、我が国は、IMFの増資の必要性を訴えるとともに、当面の対応としてIMFに対し最大1,000億ドル相当の融資を行うことに合意するなど、IMFの資金基盤の充実に向けた議論を主導してきたところ

です。
我が国は、IMFに対する世界第2位の出資国としての責任ある立場から、IMFの資金基盤の充実に及び世界経済における加盟国の相対的地位をIMFの出資割合により良く反映させることに資するIMFの増資の議論やIMFのサーベイランス機能強化の議論に引き続き積極的に参画してまいります。

[事務運営の報告]

① 国際金融システムの安定

金融・世界経済に関する首脳会合（G20サミット）、G20、G7、G8サミット等の国際会議を通じて、金融危機への対応、危機後の世界経済の体制強化についての議論に積極的に参画しました。

危機対応の面では、財政・金融政策による景気の下支え、金融規制面における各国の政策協調、国際金融機関の資金基盤強化の議論に参画し、より効果的な対応がなされるよう努めました。

21年度半ば以降に景気回復の兆しが少しずつ見られるようになって以降は、危機後の世界経済の回復を着実なものとし危機の再発を防止することを目的に、出口戦略、世界経済のより均衡ある成長パターンへの移行のための「強固で持続可能かつ均衡ある成長のための枠組み」、金融規制改革、国際金融機関の改革等に関する議論に引き続き積極的に参画しました。

② IMF改革

我が国が主導してきたIMFの資金基盤拡充については、平成21年4月のG20ロンドン・サミットで、

- ・ 当面の措置として加盟国からIMFへの個別の二国間融資取極めに基づく2,500億ドルの融資を活用すること、
- ・ その後、各国の融資取極めを組み入れること等により多国間融資取極め（NAB：New Arrangements to Borrow）（注）を最大5,000億ドル増強すること

によって、資金基盤を3倍増することが合意されました。その後、平成21年9月のG20ピッツバーグ・サミットでは、多国間融資取極めに対して5,000億ドルを超える貢献が各国から表明されていることが確認され、11月にはNABを6,000億ドルまで増額すること、及び発動要件をより柔軟にするために取極めを改定することについて、日本が議長を務めるNAB会合にて合意されました。

平成21年度後半は、IMFが強化された資金基盤や融資機能等を有効に活用できるよう、IMFのミッション（使命）の再定義やマンデート（権限）の見直し、及びIMFの組織のあり方の改革等について幅広い議論が行われました。

IMFのミッションとマンデートの見直しについて、我が国は、加盟国の「金融の安定」をIMFのミッションとして明確に位置付けるべきことや、金融セクターに関するサーベイランスを強化するために必要なマンデートを与えるべきこと等を主張しました。

IMFの組織のあり方の改革については、IMFにおける各国の発言力の基準となるクォータ（出資割当額）の見直しについて、平成21年9月のG20ピッツバーグ・サミットで示された、「現在の計算式を用いて、過大代表国から過少代表国への少なくとも5%の、ダイナミックな新興国・途上国へのクォータ移転」との政治的ガイダンスを踏まえ、平成23年1月の期限に向けて議論が行われました。我が国は、各国の世界経済に占める相対的なウエイトをクォータ・シェアに的確に反映することが重要であり、シェア移転は過大代表国から過小代表国に対して行うべきことや、IMFが今後とも危機予防・危機対応の両面で加盟国支援の役割を効果的に果たせるよう大規模増資が必要であること、等を主張しました。

また、急速に変化する環境の中での的確な意思決定を迅速に行うため、IMFの重要な意思決定への大臣レベルの関与強化や、特定の地域や専門分野に偏らないスタッフの多様性確保の必要性についてもIMF理事会やG20等の場で主張しました。

(注) NAB（新規借入取極）：国際金融上の緊急事態においてIMFの資金基盤の拡充が必要となった場合に、本取極参加国からIMFに対して、あらかじめ合意された一定額までの資金を融資する仕組み。

○参考指標 6-1-3：IMFへの主要国出資（平成22年3月末現在）

| 国名 | 出資額（億SDR） | シェア（%） |
|----|-----------|--------|
| 米 | 371.5 | 17.08 |
| 日 | 133.1 | 6.12 |
| 独 | 130.1 | 5.98 |
| 英 | 107.4 | 4.94 |
| 仏 | 107.4 | 4.94 |

(出所) IMF

(注) SDR（Special Drawing Right）は、金やドル等の既存の準備資産を補完するための公的準備資産として創設されたもの。1SDR＝約1.50米ドル＝約147円（平成22年3月31日現在）

(参考) 危機後のIMF資金基盤強化に向けた各国の資金貢献状況（平成22年3月末現在）

| 国名 | 金額 | 方法 |
|----------|----------|---------|
| 日本 | 1,000億ドル | バイの融資 |
| E U | 1,668億ドル | バイの融資 |
| 米国 | 1,000億ドル | NABでの貢献 |
| 中国 | 500億ドル | 債券購入 |
| スイス | 150億ドル | バイの融資 |
| サウジアラビア | 150億ドル | NABでの貢献 |
| ロシア | 140億ドル | 債券購入 |
| ブラジル | 140億ドル | 債券購入 |
| インド | 140億ドル | 債券購入 |
| カナダ | 100億ドル | バイの融資 |
| 韓国 | 100億ドル | NABでの貢献 |
| メキシコ | 80億ドル | NABでの貢献 |
| オーストラリア | 57億ドル | NABでの貢献 |
| ノルウェー | 56億ドル | バイの融資 |
| チリ | 16億ドル | NABでの貢献 |
| シンガポール | 15億ドル | NABでの貢献 |
| ニュージーランド | 10億ドル | NABでの貢献 |

| | | |
|-------|----------|---------|
| イスラエル | 8億ドル | NABでの貢献 |
| 南アフリカ | 5億ドル | NABでの貢献 |
| フィリピン | 5億ドル | NABでの貢献 |
| 合計 | 5,340億ドル | |

(出所) IMF

(注) 新NABが発効した時点で、パイの融資、債券購入は新NABに統合される。

○参考指標 6-1-4 : IMFの活動状況 (日本人幹部職員数等を含む)

IMFの融資状況 (平成22年3月末現在) (単位: 億SDR)

| | |
|------------------------|-------|
| 一般資金勘定融資残高 (借入国: 32か国) | 410.6 |
| 譲許的融資残高 (借入国: 63か国) | 51.5 |

(出所) IMF ホームページ (www.imf.org)

IMFにおける日本人職員数等

| | 2006年4月 | 2007年4月 | 2008年4月 | 2009年4月 | 2010年4月 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 日本人職員数 | 38 (12) | 35 (12) | 37 (13) | 40 (13) | 47 (18) |
| 日本人幹部職員数 | 4 | 4 | 3 | 3 | 2 |
| 日本人比率 | 1.40% | 1.31% | 1.43% | 1.67% | 1.97% |

(出所) IMF 公表統計等

(注1) () 内は女性職員数。

(注2) 日本人幹部職員数は、局次長級以上を指す。

③ 二国間における情報交換・意見交換の取組

上記のような多国間の国際会議に向けて主要国との意見の調整を図り、また、特定の国との間の個別的問題に対処するため、主要国財務省との間で国際金融システムの安定に必要なマクロ経済・財政政策について二国間で情報・意見交換を行い、緊密な連携をとっております。

平成21年度は、世界的な金融市場の混乱とそれに伴う実体経済の減速に対して国際的に協調して対応するため、主要国との間で積極的に情報・意見交換を行いました。特に、金融危機の震源地である米国との間で、G20サミット(9月)、G7(4月、2月)、G8(6月)、を始めとする多国間の国際会議の際などに財務大臣会談を行い、マクロ経済・財政政策等について連携を深めました。

○参考指標 6-1-5 : 国際金融システム安定に向けた制度強化の取組状況

| | |
|------------------|-------------------------------|
| G20財務大臣・中央銀行総裁会議 | 平成21年9月4日、5日(英国・ロンドン) |
| | 平成21年11月6日、7日(英国・セント・アンドリュース) |
| G20サミット | 平成21年4月1日、2日(英国・ロンドン) |
| | 平成21年9月24日、25日(米国・ピッツバーグ) |
| G7 | 平成21年4月24日(米国・ワシントンD. C.) |
| | 平成21年10月3日(トルコ・イスタンブール) |
| | 平成22年2月5日、6日(カナダ・イカルイット) |
| G8サミット財務大臣会合 | 平成21年6月12日、13日(イタリア・レッツェ) |

| | |
|-----------------|---|
| G8サミット首脳会合 | 平成21年7月8日～10日（イタリア・ラクイラ） |
| IMF・世界銀行総会（総務会） | 平成21年10月6日（トルコ・イスタンブール） |
| IMFC（国際通貨金融委員会） | 平成21年4月25日（米国・ワシントンD. C. ） 平成21年10月4日（トルコ・イスタンブール） |

| 会議名 | 最近の開催状況 |
|------------------|---|
| G20財務大臣・中央銀行総裁会議 | <ul style="list-style-type: none"> 国際金融システム上重要な国々（G7に中国、インド、ブラジル等世界各地の主要な新興市場国を加えた計19か国）による対話のフォーラム。 平成21年11月の会合（英国・セント・アンドリュース）では、「強固で持続可能かつ均衡ある成長のための枠組み」、マクロ経済支援策及び金融支援策、国際金融機関改革、金融規制改革等について議論が行なわれました。 |
| G20サミット | <ul style="list-style-type: none"> G20サミットは、国際的な金融危機に対する進捗状況のレビュー、危機を招いた原因に関する共通認識の醸成、金融部門における規制・制度改革のための一連の原則に合意することを目的として、平成20年11月に米国のワシントンD. C. にて第1回会合を開催。第3回会合のピッツバーグ・サミットでは、「強固で持続可能かつ均衡ある成長のための枠組み」、国際金融システムと金融規制・監督の改革、国際金融機関改革、気候変動、保護主義との闘い等について議論が行なわれました。 |
| G7 | <ul style="list-style-type: none"> 日、米、英、独、仏、伊、加の7か国間で世界経済の持続的発展、開発、国際金融機関の改革、新興市場国、テロ資金対策といった諸問題につき議論する場として、毎年3回程度開催。 平成22年2月の会合（カナダ・イカルイット）では、世界経済の動向や金融規制改革等を中心に議論が行われました。 |
| G8サミット | <ul style="list-style-type: none"> 主要国間の経済問題に関する首脳会議として、昭和50年以降毎年1回開催。現在は、日、米、英、独、仏、伊、加、露の8か国の代表に加えて、欧州委員会委員長が参加。 平成21年6月の財務大臣会合（レツチェ）では、世界経済、国際的な企業・金融機関の行動に関する共通の原則・基準（レツチェ・フレームワーク）、金融規制改革、税に関する協力、資金洗浄・テロ資金対策、国際金融機関改革、食料安全保障、気候変動等について議論が行われました。 平成21年7月の首脳会合（イタリア・ラクイラ）では、世界経済、気候変動、開発・アフリカ、政治問題（核不拡散等）等について議論が行われました。 |
| IMF・世界銀行総会（総務会） | <ul style="list-style-type: none"> 各国のIMF・世界銀行の総務及び総務代理（財務大臣・中央銀行総裁級）から構成される両機関の最高意思決定機関。秋に年1回開催。 平成21年10月のIMF・世界銀行総会（トルコ・イスタンブール）で、我が国からは、世界的金融危機の再発を防ぐため、IM |

| 会議名 | 最近の開催状況 |
|-----------------|---|
| | F・世界銀行の機能強化に取り組むべきであり、特に危機予防に資するIMFサーベイランス機能と、低所得国向け支援の強化、及びIMFガバナンス改革と世銀のボイス改革への取組の強化が必要である旨を総務演説で主張しました。 |
| IMFC（国際通貨金融委員会） | <ul style="list-style-type: none"> 国際通貨及び金融システムに関する問題についてIMF総務会に勧告する役割を強化することを目的として、従来のIMF暫定委員会を常設化し、改編することにより設立された委員会。第1回会合は平成12年4月に開催。春・秋の年2回開催。 平成21年4月の会合（米国・ワシントンD. C.）、10月の会合（トルコ・イスタンブール）では、世界経済と金融市場、IMF改革等について議論が行われました。 |

④ 施策 6-1-3 : アジアにおける地域金融協力の推進

[平成21年度実施計画]

国際的な金融市場の混乱がアジア地域にも影響を及ぼしており、域内の金融市場の安定を図っていくことが喫緊の課題となっています。足下の金融市場の変動に対して必要に応じ適切に対応するとともに、地域金融協力の枠組み強化の取組を引き続き積極的に推進していく必要があります。

① チェンマイ・イニシアティブ

我が国はこれまで、チェンマイ・イニシアティブ（平成12年5月開催のASEAN+3蔵相会議にて合意）に基づき、二国間通貨スワップ取極のネットワーク構築を進めてきております。これまでに中国、韓国及びASEAN5か国との間で同取極を締結し、このネットワークの総額は名目で840億ドル、実質で580億ドル（平成20年12月末現在）に達しています（注）。現在、チェンマイ・イニシアティブの発動の迅速化・円滑化を図る観点から、一本の契約の下で各国が運用を自ら行う形で外貨準備を融通し合う仕組みとするマルチ化の作業を実施しており、平成20年5月のASEAN+3財務大臣会議において、マルチ化後の総額を少なくとも800億ドルとする等、主要な枠組みについて合意しました。我が国としては、引き続き当局間で連携して、その早期実現に向け取り組みます。また、現行の二国間通貨スワップについては、平成20年12月に日韓の中央銀行間の円・ウォンスワップ取極を時限的に増額しました。我が国としては、引き続き現行の二国間通貨スワップについても、金融市場の動向やスワップ取極締結国の要請等に基づき、必要な対応を行います。

また、こうした金融協力が有効に機能するためには、域内経済情勢や各国政策課題に関する政策対話を実施・強化していくことが重要です。こうした観点から、平成14年5月より開始しているASEAN+3の13か国間の対話を引き続き定例的に開催するとともに、その改善も行っています。また、日中韓の財務省・中央銀行・金融監督当局によるワークショップを開催する等の新たな取組も行っているほか、現下の経済・金融情勢に鑑み、日中韓財務大臣会議を年一回の定例の会合とは別に開催するなどしてきており、引き続きこうした政策対話を積極的に実施していきます。更に、アジア域内の研究機関の知見を活用し、更なる地域金融協力の中長期的な課題についてアカデミックな観点から研究を行うASEAN+3リサーチ・グループ（平成15年8月設置）も、「企業信用情報データベース及び信用保証制度の整備」、「東アジアにおける貿易・直接投資・資金フローの動向及びその政策的含意」等、地域金融協力に関する様々な研究を行ってきています。これらの政策対話、研究についても、我が国は引き続き積極的に参加・貢献していきます。

（注）名目合計はスワップの双方向の取引額を単純に合計したもの、実質合計は双方向の取引額のうち大きい方の額を合計したもの。

② アジア債券市場育成イニシアティブ

平成15年8月開催のASEAN+3財務大臣会議にて合意・開始されたアジア債券市場育成イニシアティブについては、域内現地通貨建て債券の発行体が広がり、債券の種類も多様化する等、既に多くの具体的な成果が実現しています。また、平成19年5月のASEAN+3財務大臣会議にて、アジア債券市場の更なる発展に向けた新ロードマップが合意されました。我が国としては、域内の債券市場の発展に向けて、現地通貨建債権の発行・需要の促進や、規制・市場インフラの

改善等の取組を継続し、効率的で流動性の高い債券市場の育成を目指していきます。

③ 円の国際化他

円の国際化は日本経済全体として為替変動の影響を受けにくくなるほか、アジア各国のドルに対する過度の依存を減らすことで、アジア域内経済の一層の安定に寄与するものです。アジア経済との連携が一層深まる中、財務省は、アジアとの関係も視野に入れつつ、円の国際化に向けて、金融資本市場の環境整備などの取組を継続していきます。

また、APEC財務大臣プロセスにおいては、関係国との対話を積極的に行い、相互理解を深め、協力関係を引き続き進めています。

今後とも、21世紀におけるアジアの安定した繁栄を達成するため、アジアの通貨・金融市場の安定に向けたこうした取組を積極的に進めています。

〔事務運営の報告〕

アジアの経済は、アジア金融危機以降実施された構造改革や地域金融協力の枠組みの構築により、金融市場の混乱に対する対応力は強化されてきていますが、平成20年秋の金融危機発生以降、国際的な金融市場の混乱がアジア地域にも影響を及ぼしたことから、域内の金融市場の安定を図っていくことが一層重要となっています。こうした足下の金融市場の変動に対して必要に応じ適切に対応するため、地域金融協力の枠組み強化の取組を引き続き積極的に推進していく必要があります。以下の取組を行いました。

① ASEAN+3財務大臣会議等における地域金融協力の取組

イ チェンマイ・イニシアティブの進展

二国間の通貨スワップ取極等のネットワークを構築する「チェンマイ・イニシアティブ」を、全メンバー国が参加する一本の契約に基づく仕組みとする「チェンマイ・イニシアティブのマルチ化」について、平成21年度は、大きな進展が見られました。

平成21年5月のASEAN+3財務大臣会議（インドネシア・バリ開催）では、チェンマイ・イニシアティブのマルチ化について、各メンバー国の貢献額、借入可能額、サーベイランス・メカニズムを含むそのすべての主要項目について合意しました。さらに、その際の合意を受け、平成21年12月に、マルチ化契約への署名を行い、平成22年3月24日にマルチ化契約の発効に至りました。これにより、すべてのASEAN+3メンバー国がチェンマイ・イニシアティブの枠組みに参加することになるとともに、通貨スワップ発動に係る意思決定のルールが共通化され、迅速で円滑な発動が期待されます。

サーベイランス・メカニズムについては、早期の設置が合意され、域内経済のモニター・分析を行うとともに、マルチ化されたチェンマイ・イニシアティブの意思決定の一助とするための常設機関である「サーベイランス・ユニット」（ASEAN+3マクロ経済リサーチ・オフィス）について検討が進められました。

また、平成21年5月のASEAN+3財務大臣会議に合わせ、アジア金融市場安定のための我が国独自の取組として、アジア諸国に対し、我が国でサムライ債を発行する際にJBICの保証を活用して支援を行うことなどを表明しました。

○参考指標 6-1-6：アジアにおける通貨スワップ取極の進展状況

チェンマイ・イニシアティブのマルチ化における各国の貢献額と買入可能総額
(平成22年5月12日現在)

| | | 貢献額 (億ドル) ()内は全体に占める割合(%) | | 買入乗数 | 買入可能総額 (億ドル) |
|--------------|---------|-------------------------------|------------|------|-----------------|
| 日中韓 | | 960 | | | 576 |
| 日本 | | 384 (32.0) | | 0.5 | 192 |
| 中国 | 香港を除く中国 | 384 | 342 (28.5) | 0.5 | 171 |
| | 香港 | | 42 (3.5) | 2.5 | 21 |
| 韓国 | | 192 (16.0) | | 1 | 192 |
| ASEAN | | 240 | | | 631 |
| インドネシア | | 45.52 (3.79) | | 2.5 | 113.8 |
| タイ | | 45.52 (3.79) | | 2.5 | 113.8 |
| マレーシア | | 45.52 (3.79) | | 2.5 | 113.8 |
| シンガポール | | 45.52 (3.79) | | 2.5 | 113.8 |
| フィリピン | | 45.52 (3.79) | | 2.5 | 113.8 |
| ベトナム | | 10.0 (0.83) | | 5 | 50.0 |
| カンボジア | | 1.2 (0.10) | | 5 | 6.0 |
| ミャンマー | | 0.6 (0.05) | | 5 | 3.0 |
| ブルネイ | | 0.3 (0.02) | | 5 | 1.5 |
| ラオス | | 0.3 (0.02) | | 5 | 1.5 |
| 合計 | | 1200 | | | 1207 |

(出所) 国際局地域協力課調

(注) 平成22年3月24日にチェンマイ・イニシアティブがマルチ化されたため、平成20年度政策評価書の「日本とASEAN+3各国との二国間スワップ取極の締結状況」から上記「チェンマイ・イニシアティブのマルチ化における各国の貢献額と買入可能総額」へ変更している。

ロ アジアの債券市場育成

「アジア債券市場育成イニシアティブ」についても、我が国は、主導的な役割を担い、具体的成果を挙げることに貢献しています。平成21年5月のASEAN+3財務大臣会議では、アジア債券市場のさらなる発展に向け、アジアの企業が発行する現地通貨建て債券に信用保証を行うことを目的とする信用保証・投資ファシリティ（CGIF）の設立について合意しました。また、クロスボーダー債券取引・決済上の課題を議論する、域内の証券集中保管機構、金融機関等民間の市場参加者からなる検討グループにより、域内のクロスボーダー債券の投資・決済の障害を特定し、それに対処するための提言が公表されました。今後、官民合同のフォーラムを設立し、域内債券市場の規制や市場慣行の調和化に向け取り組んでいきます。

その他、我が国は、ASEAN事務局に設立した「日本・ASEAN金融技術支援基金」を通じて、域内各国の債券市場育成に向け、各国の債券市場の制度面での整備（公社債発行制度支援、機関投資家育成支援）のための技術支援を行いました。

ハ ASEAN+3リサーチ・グループ

ASEAN+3各国政府・中央銀行関係者から構成される「リサーチ・グループ」では、中長期的な地域金融協力の更なる強化のための研究の実施及びその報告を行っています。平成21年度は、我が国の提案により、「東アジア地域において地域通貨での貿易決済を促進するための方法」についての調査・研究を進め、その結果を平成22年2月の「リサーチ・グループ」の会合に報告しました。

② 日中韓の枠組みにおける地域金融協力の取組

平成21年5月に日中韓財務大臣会議を開催し、地域及び3か国の経済情勢についての意見交換を行った他、ASEAN+3における地域金融協力の進展に向け、日中韓の協力関係を更に強化することで一致しました。こうした地域金融協力の進展・強化については、平成21年10月に開催された日中韓首脳会議でも改めて確認されました。

また、平成21年7月に日中韓の財務省・金融監督当局・中央銀行が一同に会する日中韓マクロ経済・金融安定化ワークショップを開催し、3か国のマクロ経済や金融市場の動向、金融システムの状況について率直な意見交換を行い、協力関係の強化に貢献しました。

③ APECの枠組みにおける地域金融協力の取組

平成21年11月の第16回APEC（アジア太平洋経済協力）財務大臣会合（シンガポール開催）では、世界・地域経済情勢及び「持続的成長のための金融円滑化」等をテーマに、経済・金融分野におけるAPEC地域における協力関係等について議論を行いました。

○参考指標 6-1-7：アジアの地域金融協力実施状況

| | |
|---------------|----------------------|
| APEC財務大臣会議 | 平成21年11月12日（シンガポール） |
| ASEAN+3財務大臣会議 | 平成21年5月3日（インドネシア・バリ） |
| 日中韓財務大臣会議 | 平成21年5月3日（インドネシア・バリ） |
| 日中韓首脳会議 | 平成21年10月10日（中国・北京） |

| 会議名 | 最近の開催状況 |
|--|--|
| APEC財務大臣会議 （参加メンバー：日、中、韓、ASEAN5か国等アジア諸国・地域及び米、豪、露等の環太平洋諸国の計21か国・地域） | <ul style="list-style-type: none"> マクロ経済・資本フロー等の幅広い経済・金融問題を討議するため、APEC参加国・地域の各国財務大臣をメンバーとして、平成6年から開催。 平成21年11月の第16回会議（シンガポール）では、世界・地域経済情勢及び「成長イニシアティブの促進」、「世界経済情勢と財政政策の含意」、「持続的成長のための金融円滑化」等に関して議論が行われました。 |

| | |
|--|---|
| ASEAN+3（日中韓）財務大臣会議 （参加メンバー：ASEAN加盟10か国と日、中、韓の計13か国） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 域内経済情勢や経済政策についての意見交換の他、地域金融協力の強化を目的として、ASEAN及び日中韓の財務大臣をメンバーとして平成11年4月から開催。 ・ 平成21年5月の会議（インドネシア・バリ）では、地域金融協力の具体的な強化策について合意しました。 |
| 日中韓財務大臣会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 東アジア地域における地域協力の進展を背景に、日中韓3か国の財務当局の連携をより深めることを目的として、平成12年9月から開催。 ・ 平成21年5月の会議（インドネシア・バリ）では、域内3か国の経済情勢にかかる意見交換の他、ASEAN+3財務大臣プロセスにおける地域金融協力の進展について話し合われました。 |

④ 円の国際化の推進に向けた環境整備

平成21年度は、非居住者等の円での資金運用の利便性を高め、我が国市場を活性化させる観点から、非居住者等が受け取る振替社債等の利子の非課税措置及び民間国外債等の利子及び発行差金の非課税措置の適用期限の撤廃について税制改正要望を行い、同措置が平成22年度から適用されることとなりました。

○参考指標 6-1-8：貿易取引通貨別動向

貿易取引通貨別比率（平成21年下半年期）

日本からの輸出

（単位：％）

| 世界 | 通貨名 | 米ドル | 円 | ユーロ | 豪ドル | カナダ・ドル | その他 |
|------|-----|------|------|--------|--------|-------------|-----|
| | 比率 | 49.8 | 39.5 | 6.7 | 1.3 | 0.7 | 2.0 |
| アメリカ | 通貨名 | 米ドル | 円 | ユーロ | カナダ・ドル | 豪ドル | その他 |
| | 比率 | 86.8 | 13.0 | 0.1 | 0.0 | 0.0 | 0.1 |
| EU | 通貨名 | ユーロ | 円 | 米ドル | 英ポンド | スウェーデン・クローネ | その他 |
| | 比率 | 51.1 | 28.0 | 16.1 | 4.5 | 0.2 | 0.1 |
| アジア | 通貨名 | 米ドル | 円 | タイ・バーツ | 韓国ウォン | ユーロ | その他 |
| | 比率 | 50.7 | 47.5 | 0.5 | 0.4 | 0.2 | 0.7 |

日本への輸入

（単位：％）

| 世界 | 通貨名 | 米ドル | 円 | ユーロ | スイス・フラン | 英ポンド | その他 |
|------|-----|------|------|-----|---------|---------|-----|
| | 比率 | 70.5 | 24.2 | 3.6 | 0.5 | 0.3 | 0.9 |
| アメリカ | 通貨名 | 米ドル | 円 | ユーロ | スイス・フラン | 英ポンド | その他 |
| | 比率 | 79.2 | 19.7 | 0.4 | 0.5 | 0.0 | 0.2 |
| EU | 通貨名 | 円 | ユーロ | 米ドル | 英ポンド | スイス・フラン | その他 |
| | 比率 | 57.1 | 29.9 | 9.8 | 2.3 | 0.3 | 0.6 |
| アジア | 通貨名 | 米ドル | 円 | ユーロ | タイ・バーツ | 香港ドル | その他 |
| | 比率 | 70.5 | 27.9 | 0.4 | 0.4 | 0.2 | 0.6 |

（出所）関税局調査課調

○参考指標 6-1-9：各国通貨当局保有外貨の通貨別動向

各国通貨当局保有外貨の通貨別構成比（2008年末）

（単位：％）

| | 全世界 | 先進国 | 発展途上国 |
|------|------|------|-------|
| 円 | 3.3 | 4.6 | 1.9 |
| 米ドル | 64.0 | 68.1 | 59.8 |
| ユーロ | 26.5 | 22.1 | 31.1 |
| 英ポンド | 4.1 | 2.9 | 5.3 |
| その他 | 2.0 | 2.1 | 1.9 |

（出所）IMF「年次報告2009」

施策 6-1-4：北朝鮮・イランの核開発等に係る問題への対策及びテロ資金や大量破壊兵器の拡散に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応

〔平成21年度実施計画〕

国際社会の平和と安全を脅かすテロリストの活動、及び現在の核不拡散体制に対する大きな脅威である北朝鮮やイランの核開発問題は国際社会全体の課題です。これらに対処するため、資金面からのアプローチ、すなわち、テロ資金や大量破壊兵器の拡散に関連した資金が国際金融システムを濫用する形で移転していくことを防止することも必要となっています。

このような観点から、財務省としては国連安保理決議を受けて、外為法に基づき、これまで累次にわたりテロリスト等、北朝鮮のミサイル・大量破壊兵器計画に関連する者及びイランの核活動等に関与する者に対する資産凍結等の措置を行っており、また、イランの核活動等に寄与する目的で行われる資金移転防止措置を行っています。今後も、関係省庁や金融機関等との連携を密にし、これら措置の着実な実施を図ります。

また、上記資産凍結等措置の実効性を担保する上で、外国送金等の外国為替業務に係る取引について、外為法令の規定が遵守されているかの確認を目的とした金融機関等に対する外国為替検査を実施します。更に、平成20年5月、外為法及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下外為法等）に関する検査の項目を定めた外国為替検査マニュアルを改正、公表し、検査内容の強化・充実を図っています。同マニュアルに基づいた検査を実施することにより、金融機関等における外為法等の遵守体制の整備・強化を図ります。

更に、国際社会と協調して、資金洗浄・テロ資金対策に関するFATF（金融活動作業部会）勧告の実施等を進めていきます。平成20年10月に公表された我が国のFATF勧告実施状況に関する対日相互審査の結果については、審査団からの指摘事項を踏まえて、必要な対応を進めていきます。

〔事務運営の報告〕

平成21年度も、国際社会と協調してテロの脅威と闘うため、資金洗浄及びテロ資金対策の強化を図るために様々な取組を進めました。また、資金洗浄・テロ資金供与対策に関する国際基準の遵守状況の確認を目的としたFATF（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）の対日相互審査報告書の結果を踏まえ、平成22年10月に予定されているFATFへの第1回フォローアップ報告に向け、関係省庁と協力してフォローアップを実施しました。

さらに、国連安保理決議等を受け、テロリスト等、北朝鮮のミサイル・大量破壊兵器計画に関連する者及びイランの核活動等に関与する者に対する資産凍結等の措置並びに北朝鮮及びイランの核活動等に寄与する目的で行われる資金移転防止措置等についても、適切に対処しました。

① 国際社会における資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策

我が国は、資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策に係る以下の取組に

ついて、各国と協調し、積極的に貢献しました。

イ G7、G8サミット財務大臣会合等における取組

平成21年6月のG8サミット財務大臣会合では、金融活動作業部会（FATF）による資金洗浄、テロ資金供与に対する闘いを歓迎しました。平成21年7月のG8サミット首脳会合では、FATFの40の勧告及び9の特別勧告の完全実施等を通じ、テロ資金対策の分野における国際基準の普遍的な遵守に向けての行動をさらに強めることにコミットしました。また、平成21年4月のG20ロンドン・サミットでは非協力的な国・地域に対する措置を実施することに合意し、平成21年9月のG20ピッツバーグ・サミットでは、資金洗浄・テロ資金供与対策における、FATFの取組による進展を歓迎し、FATFに対し、非協力的な国・地域のリストの公表を求めました。

ロ FATFにおける取組

FATFのメンバーとして、我が国もその活動に積極的に参画しました。その一環として、G20ロンドン・サミット及びG20ピッツバーグ・サミットでのG20諸国等の要請を受け、平成22年2月には資金洗浄・テロ資金供与対策に非協力的な国・地域を特定し、公表しました。また、FATFの第4次相互審査準備を含む、国際基準の改善とその世界的な履行のための活動に積極的に参画しました。

② 我が国としての資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策

我が国は資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策として、以下に挙げる資産凍結措置等、FATFの勧告の要請する措置及び金融機関等に対する外国為替検査を実施しました。

イ 資産凍結措置等

(a) タリバーン関係者等に対する資産凍結措置等

国連安保理において、各国に対しタリバーン関係者その他のテロリスト等に対する資産凍結等の措置を講ずることを求める諸決議が採択され、我が国もこれまで、これらの決議に基づき、タリバーン関係者その他のテロリスト等に対し、平成13年9月以降、累次にわたって資産凍結等の措置を講じました。

平成21年度末時点で資産凍結等の措置の対象に指定されているタリバーン関係者その他のテロリスト等は計529個人・団体です。

(b) 北朝鮮に対する資金移転防止措置等

平成18年9月より実施している北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者に加え、平成21年5月及び7月に追加された対象者に対する資産凍結等の措置等並びに北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る資産の移転等の防止措置等を実施しました。平成21年度末時点で資産凍結等の措置の対象者は26個人・団体です。

また、平成18年10月より実施している北朝鮮からの全ての品目の輸入禁止等の措置については、措置延長の際に、金融機関に対して、輸入代金等の決済が行われないう確認の徹底を要請しました。

(c) イランに対する資金移転防止措置等

これまで、国連安保理において採択された三度の制裁決議に基づき、資産凍結等の措置及びイランの核活動等に寄与する目的で行われる資金の移転防止措置等を実施してきました。平成21年度末時点で資産凍結等の措置の対象者は75個人・団体です。

○参考指標 総5-4：テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数（再）

| | 資産凍結対象 | |
|--------|----------|---------|
| | 追 加 | 解 除 |
| 平成13年度 | 299個人・団体 | 6団体 |
| 14年度 | 72個人・団体 | 7個人・団体 |
| 15年度 | 86個人・団体 | — |
| 16年度 | 29個人・団体 | 1個人 |
| 17年度 | 38個人・団体 | 3個人 |
| 18年度 | 15個人・団体 | 1個人 |
| 19年度 | 11個人 | 15個人・団体 |
| 20年度 | 29個人・団体 | 12個人・団体 |
| 21年度 | 10個人・団体 | 15個人・団体 |
| 小 計 | 589個人・団体 | 60個人・団体 |
| 累 計 | 529個人・団体 | |

(出所) 財務省「タリバーン関係者等に対する資産凍結措置の実施状況」
(<http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/sochi-zisshi-joukyou.html>)

□ F A T F 勧告の実施

資金洗浄・テロ資金供与対策に関する国際基準の遵守状況の確認を目的としたF A T F (Financial Action Task Force: 金融活動作業部会) の対日相互審査報告書の結果を踏まえ、平成22年10月に予定されているF A T F への第1回フォローアップ報告に向け、関係省庁と協力してフォローアップを実施しました。

ハ 外国為替検査の実施等

資産凍結等の措置を講ずるにあたり、「外国為替及び外国貿易法」(外為法)及び「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(犯罪収益移転防止法)の規定を着実に実施するため、各財務局の為替実査官との連携に努めながら、金融機関等に対する外国為替検査を進めました。

外国為替検査は「外国為替検査マニュアル」(注)に従って実施されますが、平成21年7月に北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る資産の移転等の防止措置が実施されたことから、同措置に係る銀行等の確認義務の適切な履行を確保するために同マニュアルの一部を改正しました。

平成21年度は国際局調査課為替実査室及び各財務局において、金融機関等に対し、合計168件の外国為替検査を実施しました。同検査については、北朝鮮からの貨物の

輸入等禁止措置及び北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る資産の移転等の防止措置に係る銀行等の確認義務が適切に履行されているか、外国為替取引に係る送金人情報を送金先金融機関に適切に通知しているか、また両替業者については疑わしい取引の届出を履行するための内部管理体制が整備されているか、などに重点を置いて検査を実施しました。

(注) 同マニュアルには、①外為法令等遵守のための内部管理体制は整備されているか、②資産凍結等経済制裁に関する外為法令の遵守状況はどうか、③本人確認義務等に関する外為法令等の遵守状況はどうか、④特別国際金融取引勘定の経理等に関する外為法令の遵守状況はどうか、⑤両替業務に係る疑わしい取引の届出義務等に関する犯罪収益移転防止法の遵守状況はどうか、⑥外国為替取引に係る通知義務に関する犯罪収益移転防止法令の遵守状況はどうか等を確認するためのチェックリストが定められています。

○参考指標 6-1-10：外国為替検査の実施状況 (単位：件、人日)

| | 検査実施件数 | | | | |
|-------------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| | 平成17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
| 都市銀行 信託銀行 | 10 | 18 | 8 | 1 | 5 |
| 在日外国銀行 外資系信託銀行 | 19 | 83 | 23 | 13 | 22 |
| 地方銀行 | 30 | 133 | 59 | 51 | 38 |
| 信用金庫 | 31 | 104 | 50 | 52 | 92 |
| その他金融機関 | 4 | 10 | 6 | 4 | 2 |
| 証券会社 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 |
| 両替業者 | 7 | 10 | 22 | 149 | 9 |
| 計 | 101 | 360 | 169 | 270 | 168 |
| 延べ人日数 | 1,033 | 1,373 | 1,617 | 1,725 | 1,642 |

(出所) 国際局調査課為替実査室調

政策目標に係る予算額：平成21年度外国為替資金特別会計予算額：1,342,753百万円

[20年度予算額：1,321,455百万円]

平成21年度においては、政府短期証券の利子の支払に充てるための国債整理基金特別会計への繰入れ等に必要な経費として1,342,753百万円の予算措置を行いました。

5. 平成20年度政策評価結果の政策への反映状況

(1) 外国為替相場の安定

平成21年度においても引き続き、為替レートの変動や無秩序な動きが、経済及び金融の安定に対して悪影響を与えるとの認識の下、為替市場を中心とした日常的な国際金融市場のモニタリングや各国の通貨当局との意見交換、緊密な協力等を行う等、外国為替相場の安定に向けた取組を行った。

(2) 国際金融システムの強化に関する国際的な取組への参画

イ 国際金融システムの安定

金融資本市場の混乱が、信用収縮等を通じて实体经济に悪影響を及ぼし、世界的な景

気後退を発生させたことを踏まえ、金融危機への対応、危機後の世界経済の体制強化についての議論に積極的に参画しました。

危機対応の面では、財政・金融政策による景気の下支え、金融規制面における各国の政策協調、国際金融機関の資金基盤強化の議論に参画し、より効果的な対応がなされるよう努めました。

危機後の世界経済の体制強化については、出口戦略、世界経済のより均衡ある成長パターンへの移行のための「強固で持続可能かつ均衡ある成長のための枠組み」、金融規制改革、国際金融機関の改革等に関する議論に積極的に参画しました。

ロ IMF改革

平成21年4月のG20ロンドン・サミットでは、我が国が主導してきたIMF資金基盤拡充について、危機前の3倍増とすることが合意される等、IMFの機能が大幅に強化されました。加えて、IMFの次期クォータ（出資割当額）見直しについて、平成23年1月に期限を前倒しすることが合意されました。また、平成21年9月のG20ピッツバーグ・サミットでは、世界経済のより均衡ある成長パターンへの移行のため「強固で持続可能かつ均衡ある成長のための枠組み」の立ち上げに合意したほか、国際的な金融規制体制の強化、国際金融機関の改革等について議論しました。

(3) アジアにおける地域金融協力の強化

イ ASEAN+3諸国間における取組

ASEAN+3財務大臣プロセスでは、CMIについて、マルチ化の主要項目について平成21年5月のASEAN+3財務大臣会議で合意し、同年12月にマルチ化契約をまとめ、平成22年3月にマルチ化契約が発効した。また、ABMIについては、新ロードマップに盛り込まれた具体的取組を進め、信用保証・投資ファシリティ（CGIF）の設立に向けた検討やクロスボーダー債券取引の障害除去等に向けた検討を大きく前進させました。

ロ その他の地域金融協力の枠組みにおける取組

平成21年11月にAPEC財務大臣会合へ出席し、APECの枠組みが持つ特色を踏まえつつ、アジア地域における経済・金融分野における協力の効果的な推進について議論し、共同声明を発出しました。

ハ 二国間における情報交換・意見交換等

国際的な金融危機がアジアにも影響を及ぼしている中、アジア各国当局と緊密に情報交換・意見交換を行いました。特に、平成21年6月27日に第3回日韓財務対話を行ったほか、他のアジア諸国とも意見交換を行いました。

(4) 資金洗浄及びテロ資金対策並びに大量破壊兵器拡散防止策

「4. 平成21年度の事務運営の報告」に記載したとおり、我が国は、国際社会における

資金洗浄及びテロ資金対策並びに大量破壊兵器拡散防止促進に向けた様々な作業に、積極的に参加・貢献しました。

引き続き、テロリスト等に対する資金供与及び犯罪収益等に関する資金洗浄を防止するため、各国・関連国際機関等との協力、外国為替検査等による外為法の実効性の確保、疑わしい取引の届出に係るガイドライン等の策定を通じた「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の着実な施行、FATF勧告の実施に向けた更なる国内措置の整備等を通じて、テロ資金対策及び資金洗浄対策に取り組みました。また、大量破壊兵器拡散防止の観点から、北朝鮮やイランの核開発問題等に対しても、国連安保理決議の着実な履行や国際社会の一致した働きかけ等により、適切に対処しました。

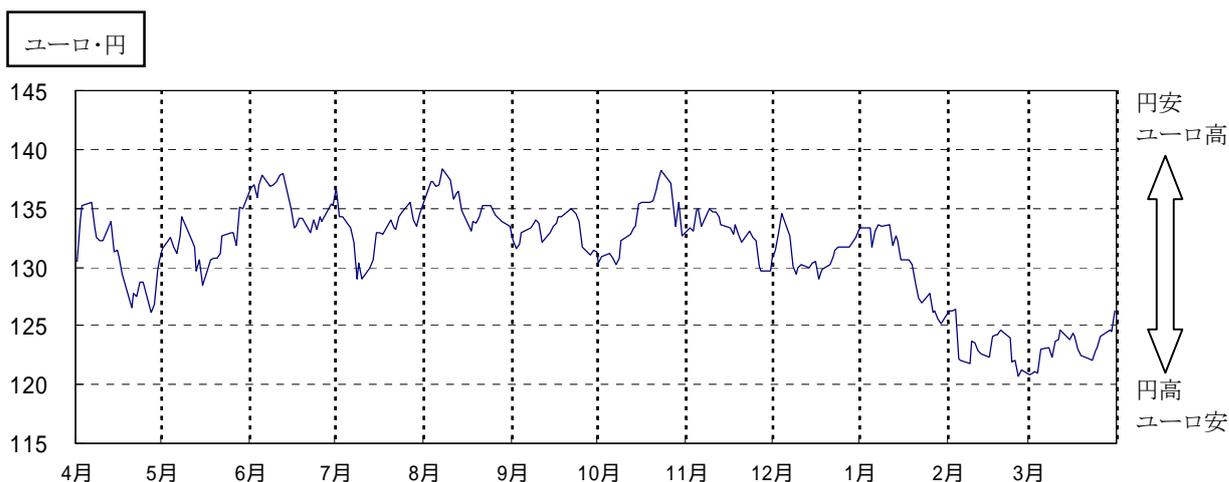
6. 目標を巡る外部要因等の動向

平成21年度末までの為替相場の動向は次のとおりです。

○参考指標 6-1-11：為替相場の動向



| | 最安値 | 最高値 | 最高値と最安値の変化幅 |
|--------|-------------------------|-------------------------|-------------------|
| 平成21年度 | 101円45銭 (平成21年4月6日) | 84円82銭 (平成21年11月27日) | 16円63銭 (16.4%) |
| 20年度 | 110円67銭 (平成20年8月15日) | 87円10銭 (平成21年1月21日) | 23円57銭 (21.3%) |
| 19年度 | 124円14銭 (平成19年6月22日) | 99円57銭 (平成20年3月17日) | 28円37銭 (22.9%) |



為替市場では、平成21年3月以降、これまでとられてきた各国当局の財政・金融政策や金融安定化策の効果が顕われ始めて米国等の経済指標に改善が見られる中、3月中旬に各国株価が反転・上昇しはじめると、リスク許容度の改善を受けて円売り・ドル売り／ユーロ買い・資源国・新興国通貨買いの動きとなりました。こうした中で、ドル円相場は、4月初めには101円台まで円安方向となり、その後は概ね93円～98円のレンジで推移しました。

8月初めに米雇用指標の改善を受け97円台後半まで円安方向となった後、世界経済の改善と米国の金融緩和の継続期待を背景に、全般的にドル安が進みました。ドル円相場は、こうしたドル安の流れの中で、日米短期金利の逆転や、ドバイ・ショック等を背景に、11月末には急激に円高が進み、一時84円台（1995年7月以来、14年4か月ぶりの水準）を記録しました。

12月に入ると、日本銀行による追加金融緩和策を受けた円売りや米雇用指標の改善等を受けたドル買いから、年末にかけて93円台までドル高・円安方向に戻しました。

平成22年に入り、ギリシャをはじめとした欧州懸念等を背景にユーロ安が顕著となる中、ドル円相場は概ね90円前後での推移となりましたが、3月後半には、米雇用指標の改善や日銀の追加金融緩和策等から日米短期金利差がやや拡大したことを受け、93円台までドル高・円安方向となりました。

○参考指標 6-1-12 : 国際収支動向

国際収支状況

(単位:億円)

| | 平成17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 経常収支 | 191,233 | 211,538 | 245,444 | 123,363 | 156,545 |
| 貿易収支 | 95,633 | 104,839 | 116,861 | 11,591 | 66,088 |
| 輸出 | 651,722 | 736,653 | 809,446 | 677,117 | 555,368 |
| 輸入 | 556,089 | 631,814 | 692,584 | 665,527 | 489,280 |
| サービス収支 | -21,560 | -22,979 | -25,960 | -20,469 | -18,303 |
| 所得収支 | 126,094 | 142,484 | 167,544 | 145,531 | 119,553 |
| 資本収支 | -140,413 | -152,330 | -223,531 | -173,053 | -123,386 |
| 直接投資(資産) | -50,854 | -69,502 | -95,730 | -119,306 | -60,968 |
| 〃(負債) | 3,814 | -2,716 | 27,487 | 18,219 | 8,377 |
| 証券投資(資産) | -214,043 | -89,873 | -210,912 | -176,609 | -102,274 |
| 〃(負債) | 204,315 | 241,760 | 150,049 | -83,368 | -34,322 |
| その他投資(ネット) | -67,433 | -230,369 | -102,307 | 173,371 | 62,658 |

(出所) 財務省「国際収支統計」

(注1) 資本収支の「-」は資本の流出(資産の増加、負債の減少)を示す。

(注2) 平成21年度実績値は速報値。22年7月にデータが確定するため、平成22年度実績評価書に掲載予定。

直接投資・証券投資の地域別状況(国際収支ベース)

(単位:億円)

| | | 資産(本邦資本) | | 負債(外国資本) | |
|--------|-------|----------|----------|----------|---------|
| | | 直接投資 | 証券投資 | 直接投資 | 証券投資 |
| 世界 | 平成20年 | -132,320 | -193,466 | 25,246 | -98,423 |
| | 平成21年 | -69,896 | -151,826 | 11,171 | -53,227 |
| 米国 | 平成20年 | -44,617 | -79,433 | 11,869 | -20,691 |
| | 平成21年 | -9,989 | -71,995 | 1,758 | -16,887 |
| ケイマン諸島 | 平成20年 | -22,814 | 1,505 | 3,774 | -10,537 |
| | 平成21年 | -12,080 | 9,140 | 882 | -3,167 |
| EU | 平成20年 | -23,431 | -57,598 | 3,145 | 48,212 |
| | 平成21年 | -15,942 | -39,530 | 8,607 | 60,971 |
| アジア | 平成20年 | -23,790 | 1,363 | 3,513 | -14,191 |
| | 平成21年 | -19,427 | -4,994 | 1,041 | -14,980 |

(出所) 財務省「国際収支統計」

(注) 「-」は資本の流出(資産の増加、負債の減少)を示す。

国際経済情勢の変動に的確に対応する前提として、その取引の実態を的確に把握するとともに、国境を越える資金の流れについて市場に正確な情報提供を図るため、国際収支統計等を公表しています。

平成21年度中の経常収支(速報)は15兆6,545億円の黒字となり、対前年度比で黒字幅を拡大(対前年度比+3兆3,183億円、+26.9%)しました。

主要な内訳項目をみていきますと、貿易収支については、6兆6,088億円(対前年度比+5兆4,497億円、+470.2%)の黒字となりました。原油価格の下落や国内需要の弱さ等によ

る輸入の減少幅が世界経済の減速等を背景とした輸出の減少幅を上回ったことにより、貿易収支の黒字幅が大幅に拡大しました。なお、対前年度比の増加額及び増加率は、現行統計と比較可能な昭和61年度以降で過去最大となりました。

所得収支については、11兆9,553億円（対前年度比▲2兆5,978億円、▲17.9%）の黒字となりました。円高や世界的な金利低下等を受けた債券利子等の受取減少により、所得収支の黒字幅が縮小しました。なお、対前年度比の減少額は、現行統計と比較可能な昭和61年度以降で過去最大となりました。

次に、資本収支について主要な内訳をみていきますと、直接投資（資産）については、本邦企業による海外企業の増資引受等がみられたことから引き続き流出超（▲6兆968億円）となりましたが、流出超幅は前年度と比較して縮小しました。一方、直接投資（負債）については、海外企業による本邦企業の増資引受等がみられたことなどから、引き続き流入超（+8,377億円）となりましたが、流入超幅は前年度と比較して縮小しました。

証券投資（資産、除く証券貸借取引）については、対外株式投資において、年金資金や投資信託を中心に買い越しとなったことから引き続き流出（取得）超（▲1兆1,240億円）となり、対外中長期債投資においても、銀行部門や投資信託等を中心に買い越しとなったことから引き続き流出（取得）超（▲10兆5,799億円）となりました。

一方、証券投資（負債、除く証券貸借取引）については、対内株式投資において、輸出関連株や金融関連株を中心に買いがみられたことから、3年ぶりに流入（取得）超（7兆5,100億円）に転じている一方で、対内中長期債投資において、中長期国債の売り越しが続いたこと等から昨年度に引き続き流出（処分）超（▲6兆9,923億円）となりました。

(<http://www.mof.go.jp/1c004.htm>参照)

○参考指標 6-1-13：対外資産負債残高（対GDP比を含む）

主要国の対外資産負債残高及び経常収支のGDP比（円ベース比較）

（単位：10億円）

| | | 資産 | | 負債 | | 純資産 | | 経常収支 | |
|------|--------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|---------|----------|---------|
| | | | GDP比(%) | | GDP比(%) | | GDP比(%) | | GDP比(%) |
| 日本 | 2005年末 | 506,191 | 100.9 | 325,492 | 64.9 | 180,699 | 36.0 | 18,259 | 3.6 |
| | 2006 | 558,106 | 110.0 | 343,024 | 67.6 | 215,081 | 42.4 | 19,849 | 3.9 |
| | 2007 | 610,492 | 118.4 | 360,271 | 69.9 | 250,221 | 48.5 | 24,794 | 4.8 |
| | 2008 | 519,179 | 102.8 | 293,671 | 58.1 | 225,508 | 44.6 | 16,380 | 3.2 |
| | 2009 | 554,826 | 117.0 | 288,603 | 60.9 | 266,223 | 56.1 | 13,287 | 2.8 |
| 米国 | 2004年末 | 972,546 | 78.7 | 1,206,345 | 97.6 | ▲ 233,798 | ▲ 18.9 | ▲ 68,284 | ▲ 5.5 |
| | 2005 | 1,411,110 | 94.6 | 1,638,214 | 109.9 | ▲ 227,104 | ▲ 15.2 | ▲ 82,519 | ▲ 5.5 |
| | 2006 | 1,716,222 | 107.7 | 1,976,045 | 124.0 | ▲ 259,822 | ▲ 16.3 | ▲ 93,452 | ▲ 5.9 |
| | 2007 | 2,083,783 | 129.8 | 2,327,743 | 145.0 | ▲ 243,960 | ▲ 15.2 | ▲ 85,557 | ▲ 5.3 |
| | 2008 | 1,804,854 | 137.7 | 2,119,684 | 161.7 | ▲ 314,830 | ▲ 24.0 | ▲ 72,979 | ▲ 5.6 |
| 英国 | 2005年末 | 976,386 | 383.3 | 1,027,630 | 403.4 | ▲ 51,244 | ▲ 20.1 | ▲ 6,548 | ▲ 2.6 |
| | 2006 | 1,217,061 | 393.1 | 1,299,386 | 419.7 | ▲ 82,325 | ▲ 26.6 | ▲ 9,406 | ▲ 3.0 |
| | 2007 | 1,458,174 | 456.4 | 1,522,698 | 476.6 | ▲ 64,524 | ▲ 20.2 | ▲ 8,800 | ▲ 2.8 |
| | 2008 | 921,775 | 482.9 | 929,607 | 487.0 | ▲ 7,832 | ▲ 4.1 | ▲ 4,124 | ▲ 2.2 |
| | 2009 | 971,249 | 466.5 | 998,475 | 479.6 | ▲ 27,226 | ▲ 13.1 | ▲ 2,698 | ▲ 1.3 |
| ドイツ | 2005年末 | 569,641 | 182.6 | 502,523 | 161.0 | 67,118 | 21.5 | 15,740 | 5.0 |
| | 2006 | 717,317 | 196.9 | 615,282 | 168.9 | 102,035 | 28.0 | 22,122 | 6.1 |
| | 2007 | 837,413 | 205.5 | 731,095 | 179.4 | 106,319 | 26.1 | 30,976 | 7.6 |
| | 2008 | 625,455 | 199.0 | 541,119 | 172.2 | 84,337 | 26.8 | 25,207 | 8.0 |
| | 2009 | 676,902 | 212.2 | 558,042 | 175.0 | 118,860 | 37.3 | 15,538 | 4.9 |
| フランス | 2004年末 | 441,252 | 187.4 | 443,471 | 188.3 | ▲ 2,219 | ▲ 0.9 | 1,337 | 0.6 |
| | 2005 | 537,733 | 223.9 | 537,537 | 223.8 | 196 | 0.1 | ▲ 994 | ▲ 0.4 |
| | 2006 | 702,928 | 248.4 | 697,539 | 246.5 | 5,388 | 1.9 | ▲ 1,343 | ▲ 0.5 |
| | 2007 | 820,870 | 258.2 | 821,808 | 258.5 | ▲ 938 | ▲ 0.3 | ▲ 3,135 | ▲ 1.0 |
| | 2008 | 548,230 | 222.8 | 595,228 | 241.9 | ▲ 46,999 | ▲ 19.1 | ▲ 6,639 | ▲ 2.7 |
| イタリア | 2005年末 | 226,520 | 113.9 | 257,692 | 129.5 | ▲ 31,172 | ▲ 15.7 | ▲ 3,278 | ▲ 1.6 |
| | 2006 | 285,196 | 122.6 | 333,071 | 143.1 | ▲ 47,875 | ▲ 20.6 | ▲ 5,562 | ▲ 2.4 |
| | 2007 | 322,285 | 124.3 | 377,999 | 145.8 | ▲ 55,714 | ▲ 21.5 | ▲ 6,073 | ▲ 2.3 |
| | 2008 | 234,073 | 117.9 | 276,558 | 139.3 | ▲ 42,485 | ▲ 21.4 | ▲ 8,077 | ▲ 4.1 |
| | 2009 | 266,139 | 131.9 | 304,829 | 151.1 | ▲ 38,690 | ▲ 19.2 | ▲ 6,254 | ▲ 3.1 |
| カナダ | 2005年末 | 100,942 | 72.8 | 117,649 | 84.8 | ▲ 16,707 | ▲ 12.0 | 3,664 | 2.6 |
| | 2006 | 121,278 | 82.5 | 129,916 | 88.4 | ▲ 8,638 | ▲ 5.9 | 3,642 | 2.5 |
| | 2007 | 138,291 | 78.3 | 152,795 | 86.5 | ▲ 14,504 | ▲ 8.2 | 3,525 | 2.0 |
| | 2008 | 110,135 | 92.7 | 109,636 | 92.3 | 499 | 0.4 | 2,820 | 2.4 |
| | 2009 | 124,934 | 93.0 | 135,429 | 100.8 | ▲ 10,496 | ▲ 7.8 | ▲ 1,872 | ▲ 1.4 |
| 中国 | 2005年末 | 144,919 | 54.1 | 94,385 | 35.2 | 50,534 | 18.9 | 17,725 | 6.6 |
| | 2006 | 200,798 | 62.2 | 123,079 | 38.1 | 77,720 | 24.1 | 29,455 | 9.1 |
| | 2007 | 270,686 | 67.4 | 138,228 | 34.4 | 132,458 | 33.0 | 43,785 | 10.9 |
| | 2008 | 265,017 | 66.4 | 127,167 | 31.9 | 137,850 | 34.5 | 44,042 | 11.0 |
| | 2009 | 318,537 | 70.5 | 150,803 | 33.4 | 167,733 | 37.1 | 27,800 | 6.1 |

（出所）日本：財務省「本邦対外資産負債残高」、内閣府資料

その他：IMF「International Financial Statistics (IFS)」、各国政府資料

（注）日本以外の計数は、各年末のIFSレートで円換算した。

平成21年末現在の対外純資産は266兆2,230億円となり、平成19年末以来2年ぶりの増加となりました（対前年末比+40兆7,140億円、同比+18.1%）。

これは、我が国の投資家による外国への証券投資や直接投資が増加したことや、対前年末比での円安に伴い外貨建資産の評価額が増加したこと等により対外資産が増加した一方で、海外投資家による我が国への債券投資が減少したこと等により対外負債が減少したことによるものです。（<http://www.mof.go.jp/1c018.htm>参照）

7. 今後の政策等に反映すべき事項

(1) 今後の方針

政策目標6-1 外国為替市場の安定並びに国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保

| | | | |
|-----------|---|--------|-----------|
| | 引き続き推進 | 改善・見直し | 廃止 |
| 施 策 6-1-1 | 外国為替市場の安定 | 引き続き推進 | 改善・見直し 廃止 |
| 施 策 6-1-2 | 国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画 | 引き続き推進 | 改善・見直し 廃止 |
| 施 策 6-1-3 | アジアにおける地域金融協力の推進 | 引き続き推進 | 改善・見直し 廃止 |
| 施 策 6-1-4 | 北朝鮮・イランの核開発等に係る問題への対策及びテロ資金や大量破壊兵器の拡散に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応 | 引き続き推進 | 改善・見直し 廃止 |

(2) 企画立案に向けた提言

① 外国為替市場の安定

今後とも、為替レートの変動や無秩序な動きが、経済及び金融の安定に対して悪影響を与えるとの認識の下、為替市場を中心とした日常的な国際金融市場のモニタリングや各国の通貨当局との意見交換、緊密な協力等を行う等、必要に応じた為替介入等を通じ、外国為替相場の安定に向けた取組を行っていきます。特に、グローバルな金融市場の混乱が続く状況においては、こうした取組に一層注力していきます。また、為替介入を実施する際に機動的に対応するため、外貨準備については安全性及び流動性に最大限留意しつつ、可能な限り収益性を追求する運用を行っていきます。

② 国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画

イ 国際金融システムの安定

金融資本市場の混乱が、信用収縮等を通じて実体経済に悪影響を及ぼし、世界的な景気後退を発生させたことを踏まえ、出口戦略、世界経済のより均衡ある成長パターンへの移行のための「強固で持続可能かつ均衡ある成長のための枠組み」、金融規制改革、国際金融機関の改革等に関する議論に引き続き積極的に参画します。

ロ IMF改革

危機の教訓を踏まえて、強化された資金基盤や融資機能を有効に活用できるよう、IMFミッション（使命）の再定義やマンデート（権限）の見直しに取り組みます。また平成23年1月を期限とするIMFの次期クォータ（出資割当額）見直しに関して

も、平成22年度に引き続き、期限内の合意形成に向け積極的に議論に参加してまいります。

③ アジアにおける地域金融協力の強化

イ ASEAN+3財務大臣プロセスにおける取組

ASEAN+3財務大臣プロセスでは、マルチ化されたチェンマイ・イニシアティブの迅速かつ効果的な発動を可能とするための手続面での検討を進めていきます。また、域内の経済監視を行う常設機関である「サーベイランス・ユニット」の設立に向けて取り組んでいきます。

また、アジア債券市場育成イニシアティブについては、アジア域内の貯蓄をアジアの成長に向けた投資につなげるものとして、成長戦略を進める上でも重要です。今後、信用保証・投資ファシリティ（CGIF）の早期活動開始に向け準備を進めるほか、クロスボーダー債券取引の促進に向け、官民合同のフォーラムの設立を通じて、域内債券市場の規制や市場慣行の調和化に向け取り組んでいきます。

ロ その他の地域金融協力の枠組みにおける取組

平成22年に我が国が議長国を務め、アジア・太平洋の21の国・地域が参加し、「アジア太平洋でのより強固で持続可能な均衡ある成長についての取組み」に関して首脳あてに報告を行うことで合意されているAPEC財務大臣会合や、アジア及び欧州における経験の共有や中長期的な地域協力のあり方に関する研究や議論が活発なASEM財務大臣会合の枠組みが持つ特色を踏まえつつ、アジア地域における経済・金融分野における協力の効果的な推進について検討してまいります。

ハ 二国間における情報交換・意見交換等

国際的な金融危機がアジアにも影響を及ぼしている中、アジア各国当局と緊密に情報交換・意見交換を行います。特に、韓国及び中国との定期的な財務対話等を通じて、より率直かつ密接な意見交換を行う他、他のアジア諸国とも意見交換を行ってまいります。

④ 資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策

イ 国際社会における資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策

我が国は、国際社会における資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止促進に向けた様々な作業に、積極的に参加・貢献します。

ロ 我が国としての資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策

今後とも、テロリスト等に対する資金供与及び犯罪収益等に関する資金洗浄を防止するため、各国・関連国際機関等との協力、検査等による外為法の実効性の確保、疑わしい取引の届出に係るガイドライン等の策定を通じた「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の着実な施行、FATF勧告の実施に向けた更なる国内措置の整備等

を通じて、テロ資金対策及び資金洗浄対策に取り組みます。また、大量破壊兵器拡散防止の観点から、北朝鮮やイランの核開発問題等にも適切に対処します。

(3) 平成23年度予算要求等への反映

平成21年度政策評価結果を踏まえ、国際的な取組への参画及び外国為替資金の運営のため、必要な経費の確保に努めます。

㊦ 政策目標 6-2 : 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、貧困や地球環境問題、更には国際金融市場の混乱や世界的な景気後退懸念といった課題への対応を含む国際的な協力を積極的に取り組むことを通じて、世界経済の中で大きな地位を占める我が国が主体的な役割を果たすことが求められています。我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方を踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を推進していきます。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第170回国会 総理大臣所信表明演説

第173回国会 総理大臣所信表明演説

第171回国会 総理大臣施政方針演説

第174回国会 総理大臣施政方針演説

第171回国会 財務大臣財政演説（平成21年1月5日、平成21年1月28日）

第174回国会 財務大臣財政演説（平成22年1月18日、平成22年1月29日）

経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日閣議決定）

明日の安心と成長のための緊急経済対策（平成21年12月8日閣議決定）

新成長戦略（基本方針）（平成21年12月30日閣議決定）

安心実現のための緊急総合対策（平成20年8月29日「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）

生活対策（平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）

生活防衛のための緊急対策（平成20年12月19日経済対策閣僚会議決定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

施策 6-2-1 : ODAの効率的・戦略的な活用

施策 6-2-2 : 円借款、国際協力銀行業務、国際開発金融機関を通じた支援

4. 平成21年度の事務運営の報告

㊦ 施策 6-2-1 : ODAの効率的・戦略的な活用

[平成21年度実施計画]

我が国は、ODAに関する国際公約やミレニアム開発目標の達成等に向けて積極的に取り組んでいくこととしていますが、その際には、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方を踏まえつつ、中長期的な戦略性や、援助の質を向上させることが必要不可欠です。平成18年4月には、援助の基本戦略等の策定について、内閣の司令塔的機能を強化するため、総理大臣及び少数の閣僚メンバーから構成される「海外経済協力会議」が設置されました。また、援助の実施機関について、実施段階での戦略性や効率性を高めるべく、円借款・技術協力・無償資金協力を一元的に実施するため、平成20年10月に、旧国際協力銀行の円借款部門と国際協力機構を統合しました。

これらを踏まえ、財務省は、関係省庁間で密接な連携を図りながら、円借款・技術協力・無償資

金協力の一体的活用や、国際開発金融機関及び諸外国との援助協調の推進、NGOや民間企業等との連携、国別援助計画の策定、ODA評価の充実を進めることで、ODAの効率的・戦略的な活用に取り組んでいきます。

[事務運営の報告]

① 円借款、技術協力、無償資金協力の連携による二国間ODAの一層の効率的実施

我が国の海外経済協力（ODA，その他政府資金（OOF：Other Official Flow）及びこれらに関連する民間資金の活用を含む）に関する重要事項を機動的かつ実質的に審議し、戦略的な海外経済協力の効率的な実施を図るため、平成18年4月に総理大臣を議長とする「海外経済協力会議」が内閣に設置されました。

平成21年度は4回開催され、総理大臣、財務大臣等の出席の下、海外経済協力のあり方について活発な議論が行われました。

② 国際開発金融機関と我が国ODA関係機関との政策対話の実施

ODAの効果や効率性を高めるには、国内の関係機関だけではなく、世界銀行、アジア開発銀行（ADB）等の国際開発金融機関（Multilateral Development Banks:MDBs）との協調が重要です。そうした観点から、特定の国や地域をテーマとして、国際開発金融機関と我が国ODA関係機関が集まり、政策対話を実施しました。また、国際開発金融機関と、農業問題、気候変動、金融危機の途上国への影響を始めとする開発援助の諸問題についても積極的な意見交換を行いました。

＜平成21年度に実施された世界銀行、ADBとの主な政策対話の実績＞

イ 世界銀行ハイレベル・ミッションとの政策対話（平成21年11月）

参加者：世界銀行、財務省、外務省、国際協力機構

議題：日本及び世界銀行の開発援助戦略等

ロ アジア開発銀行とのハイレベル政策対話（平成22年2月）

参加者：アジア開発銀行、財務省、外務省、国際協力銀行、国際協力機構

議題：アジア開発銀行のアジア・太平洋地域開発への貢献と日本との協力等

ハ 世界銀行東アジア・大洋州総局との政策対話（平成22年3月）

参加者：世界銀行、財務省、外務省、国際協力機構

議題：世界銀行の東アジア・大洋州地域戦略等

③ NGOや民間企業等との連携

途上国の開発を進めるに当たっては、NGOの果たす役割も重要です。財務省は、NGOと定期的な協議会の場を設けており、平成21年度は、3回開催しました。

途上国の開発を進めるためには、公的セクターだけでなく、経済成長の鍵を握る民間セクターの関与を促していくことが重要です。こうした考え方に立って、政府は、平成20年11月より、民間企業による官民連携案件の提案の受付要領を公表し、我が国民間セクターとの連携強化に努めています。

④ 国別援助計画の策定

ODAの戦略性、効率性、透明性向上に向けた取組の一環として、被援助国の政治、経済、社会情勢を踏まえ、開発計画や開発上の課題を把握した上で、向こう5年程度の援助の方向性等を定めた国別援助計画を策定しています。

平成21年度は、新規となるヨルダン、ウガンダ、マダガスカル及びモロッコの国別援助計画の策定及びカンボジア、スリランカ、モンゴル、ケニア、チュニジア、ニカラグア及びペルーの国別援助計画の見直しに向けた作業を行いました。その際、在外公館を中心とする現地ODAタスク・フォース（注）の積極的な関与を促しました。

（注）現地ODAタスク・フォースは、日本大使館、国際協力機構（JICA）、国際協力銀行（JBIC）の現地事務所を主要メンバーに、日本の援助政策の立案や実施体制、さらには、他ドナーなど関連機関との連携を強化する目的でつくり、平成15年3月以降、これまで79か国に設置されています（平成21年11月現在）。

（参考）国別援助計画の策定・見直し作業の状況（平成22年3月現在）

国別援助計画は、次の32か国について策定済み。今後36か国まで拡充する予定。

インドネシア、カンボジア、タイ、中国、フィリピン、ベトナム、マレーシア、モンゴル、ラオス、インド、スリランカ、パキスタン、バングラデシュ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギスタン、タジキスタン、エジプト、チュニジア、モロッコ、ヨルダン、ウガンダ、エチオピア、ガーナ、ケニア、ザンビア、セネガル、タンザニア、マダガスカル、ペルー、ニカラグア、ボリビア

⑤ ODA評価の充実

ODAをより効果的・効率的に活用し、質の高い援助を行うため、ODA評価を充実させることは重要です。財務省は、関係省・機関と連携しつつ、全ての円借款事業について、事業実施の妥当性や効率性、被援助国の債務持続性等の審査を通じて、その充実に貢献しています。

㊦ 施策 6-2-2：円借款、国際協力銀行業務、国際開発金融機関を通じた支援

〔平成21年度実施計画〕

財務省は、円借款や国際協力銀行業務、国際開発金融機関に関する業務を所管する立場から、以下に取り組んでいきます。

① 円借款・国際協力銀行業務

平成20年10月、それまで旧国際協力銀行において一体的に実施してきた国際金融等業務と円借款業務については、国際金融等業務は日本政策金融公庫の国際協力銀行（JBIC）に、円借款業務は新国際協力機構にそれぞれ継承されました。新体制においても、両機関の有機的な連携を確保し、国際協力銀行業務と円借款業務のより効果的かつ効果的な実施を図っていきます。

我が国は、後発開発途上国支援における円借款の役割を強化するために譲許性の高い供与条件を導入するなど、円借款を通じた開発途上国支援に積極的に取り組んでいます。財務省は、債務の償還確実性を確保するとともに援助効果の向上を図る観点から、円借款の案件形成について引き続き関係省庁と調整しつつ、国別援助計画の策定や相手国政府との協議に取り組んでいきます。平成21年度においては、引き続き、アジア地域を中心に円借款を供与していくとともに、平成20年5月に横浜で開催された第4回アフリカ開発会議（TICADIV）において福田総理が表明したとおり、アフリカ向けに援助効果の高い円借款を提供していきます。また、経済・社会情勢の変化に応じて、円借款制度の見直しを検討していきます。

国際協力銀行業務については民業補完の徹底を図りつつ、国策上重要な海外資源確保、我が国

産業の国際競争力の維持・向上のための業務を引き続き行っていきます。具体的には、日本のプラント等の輸出支援、資源・エネルギー等の重要物資の安定的確保、日本の産業の国際的事業展開支援に努めています。また、今般の国際金融秩序の混乱に対処するため、JBICと国際金融公社（IFC）が中心となり途上国銀行資本増強ファンドを設立し、JBICを活用した貿易金融支援イニシアティブを発表しました。また、我が国企業が先進国等において行う事業に対して貸付け等を行う業務を実施するなど、来年度以降も金融市場に適応した効果的な施策を行い、途上国及び我が国企業の海外事業を支援し、国際金融秩序の混乱への対処の強化を図っていきます。

② 国際開発金融機関等

世界銀行、アジア開発銀行等の国際開発金融機関（Multilateral Development Banks: MDBs）は開発援助における豊富な経験を有し、最先端の専門的知識を持った人材を数多く有すると共に、その広範な情報網を活用し現地の支援ニーズを的確に把握することにより、効果的な援助を行うことができるなどの長所があります。財務省はこのような長所を十分認識し、昨年、アジア・太平洋地域の特に貧しい途上国に対し長期・低利の貸付を行うためのアジア開発基金（ADF）の増資に合意するなど、MDBsの活動に積極的に貢献しており、今後もMDBsの主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させていきます。また、第4回アフリカ開発会議において行ったように、引続き、我が国の開発援助にMDBsの専門的知見や人材を活用することで、我が国支援の効果・効率を増大させていきます。

我が国は、国際金融市場の混乱といった課題に迅速に対応していきます。金融市場の混乱への対応という観点からは、平成20年11月の金融・世界経済に関する首脳会合における合意に基づき、MDBsの資金基盤が十分であることを検証し必要に応じてこれを増強するとともに、IFC（国際金融公社）と合意した「途上国銀行資本増強ファンド」を活用した途上国支援を進めていきます。また、食料価格高騰への対応策として、農業生産性向上を含む農業の改革のための取り組みを、世銀等の関係機関とともに進めていきます。

さらに、MDBsは、各機関相互や他の援助主体との間の協調・連携の推進、重点分野の明確化、結果を重視した援助の取り組み、援助効果の評価の推進を図ることにより、支援の効率性・有効性を高める努力を行っており、我が国としても、これらの取組を積極的に支援していきます。またMDBsを通じた支援について、広く一般に紹介していきます。

③ 地球環境保全・改善に向けた開発途上国の取組み支援

地球環境問題への取組として、我が国が拠出する地球環境ファシリティ（Global Environment Facility: GEF。生物多様性の保護、気候変動といった途上国における地球環境問題への対策に貢献する資金メカニズム）の業務運営に係る議論に引き続き積極的に参加し、地球環境ファシリティの活動に貢献していきます。

また、我が国は、途上国の努力を支援するため、平成20年1月に「クールアース・パートナーシップ」を発表し、5年間で適応、緩和策あわせて概ね100億ドル程度の資金供給を可能とする体制を構築しました。その一環として、JBICにアジア・環境ファシリティを創設し、平成20年度から活動を開始しました。また、平成20年7月に世界銀行理事会で設立が決定された気候投資基金（Climate Investment Funds: CIF）に対し最大12億ドルを拠出する旨表明しました。財務省は関係省庁間で密接な連携を図りながら、こうした多国間や二国間の取組みを通じ、温室効果ガスの排出削減と経済成長を両立させ、気候の安定化に貢献しようとする開発途上国に対する支援を行っていきます。

[事務運営の報告]

① 円借款、国際協力銀行業務

開発途上国に対して、ODA資金として、長期・低利の固定金利により、開発に要する資金を提供する円借款については、無償資金協力・技術協力と共に、JICA（独立行政法人国際協力機構）の下において、一元的に実施されており、援助効果の促進に努めています。一方、我が国にとって重要な資源の海外における開発・取得の促進や我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図るための金融の機能、国際金融秩序の混乱に対処するために必要な金融については、国際協力銀行（JBIC）によって実施されています。

イ 円借款業務

アジア地域を中心としつつ、T I C A D I Vなどのイニシアティブも踏まえ、平成21年度は、9,797億円の円借款供与を決定しました。

(a) アジア地域

平成21年度は、円借款供与総額の約7割をアジア地域に供与しました。主な供与国は、インド(2,182億円)、ベトナム(1,456億円)です。

このように、円借款については、アジア地域に対し重点的に円借款を供与しており、平成21年12月に発表された成長戦略の柱の一つである「アジア経済戦略」を踏まえ、円借款を通じたインフラ整備等を行いました。

(b) アフリカ開発支援

我が国は、平成20年5月に横浜で開催したT I C A D I Vにおいて、アフリカの持続的な経済成長と開発への支援を強化するため、5年間で最大40億ドルの円借款供与を表明しました。平成21年度においては、エジプト、ケニア、タンザニア等の7か国・1機関に対して合計約1,208億円の円借款供与を決定しました。

(c) 気候変動対策

平成21年12月の気候変動枠組条約第15回締約国会議（C O P 15）で取りまとめられた「コペンハーゲン合意」などを踏まえ、我が国は、平成24年までの3年間に、官民合計で、1兆7,500億円規模の支援を実施すること等を内容とする「鳩山イニシアティブ」を表明しました。平成21年度は、20年に創設された気候変動対策円借款の実績、7件（1,435.61億円）の円借款を供与しました。

(d) イラク復興支援

イラク復興国際会議（平成15年10月開催）において、我が国はイラク政府に対し、総額15億ドルの無償資金の供与と円借款による最大35億ドルまでの支援を合わせた総額50億ドルの支援の実施を表明しています。これに基づき、平成21年度は、中西部上水道セクターローン（約413億円）、アル・アッカーズ火力発電所建設計画（約296億円）、デラロック水力発電所建設計画（約170億円）の3案件、総額約8.5億ドル（約878億円）の円借款供与を決定しました。

(e) 国際開発金融機関と国際協力機構の協調融資

(i) 第六次開発政策借款（対インドネシア）等

世界銀行がインドネシアに対し供与した「第六次開発政策借款」について、我が国は90億円の円借款の協調融資を行いました。また、アジア開発銀行がフィリピンに対し供与した「第三次開発政策プログラム」について、我が国は92億円の円借款の協調融資を行いました。

(ii) ESDAイニシアティブ

我が国は、平成19年5月、アジア開発銀行と共同で実施する、「アジアの持続的成長のための日本の貢献策（Enhanced Sustainable Development for Asia:ESDA）」を公表しました。その一環として、アジア開発銀行との連携により迅速な円借款による支援を行うための枠組み（Accelerated Co-Financing scheme with ADB:ACFA）を創設し、今後5年間で20億ドルの円借款を供与することとしました。

平成21年度においては、ESDAイニシアティブの下、458億円の円借款の供与を決定しました。

(iii) EPSAイニシアティブ

我が国は、平成17年6月、アフリカ開発銀行グループと共同で実施する、「アフリカにおける民間セクターの成長を促進するための包括的なイニシアティブ（Enhanced Private Sector Assistance for Africa:EPSA for Africa）」を公表し、アフリカ地域に対して、今後5年間で10億ドルを目途とする円借款を供与することとしました。

平成21年度においては、EPSAイニシアティブの下、モザンビーク（約60億円）、タンザニア（約71億円）及びウガンダ（約88億円）に円借款供与を決定しました。

○参考指標 6-2-1：円借款実施状況

円借款実績の推移

(単位：億円、件数)

| | 平成17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|----|--------|-------|-------|-------|-------|
| 金額 | 5,666 | 8,435 | 9,448 | 8,443 | 9,797 |
| 件数 | 48 | 79 | 59 | 52 | 62 |

(出所) 国際局開発政策課調

(注) 数字はE/Nベース（債務救済を含まない）。

円借款実施状況（地域別）の推移

(金額単位：億円、シェア：%)

| | 平成17年度 | | 18年度 | | 19年度 | | 20年度 | | 21年度 | |
|-------------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|-------|------|
| | 金額 | シェア | 金額 | シェア | 金額 | シェア | 金額 | シェア | 金額 | シェア |
| アジア | 4,448 | 78.5 | 6,440 | 76.3 | 6,547 | 69.3 | 6,632 | 78.5 | 6,606 | 67.4 |
| (ASEAN) | (2,272) | (40.1) | (2,320) | (27.5) | (3,080) | (32.6) | (3,045) | (36.1) | 3,407 | 34.8 |
| 大洋州 | - | - | - | - | 46 | 0.5 | - | - | 83 | 0.8 |
| 中央アジア・コーカサス | 293 | 5.2 | - | - | - | - | 433 | 5.1 | 177 | 1.8 |
| 欧州 | - | - | - | - | 369 | 3.9 | 111 | 1.3 | 545 | 5.6 |
| 中近東 | - | - | 798 | 9.5 | 1,606 | 17.0 | 364 | 4.3 | 878 | 9.0 |
| アフリカ | 488 | 8.6 | 1,137 | 13.5 | 687 | 7.3 | 681 | 8.1 | 1,208 | 12.3 |

| | | | | | | | | | | |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 中南米 | 438 | 7.7 | 60 | 0.7 | 194 | 2.1 | 221 | 2.6 | 299 | 3.1 |
| 合計 | 5,666 | 100.0 | 8,435 | 100.0 | 9,448 | 100.0 | 8,443 | 100.0 | 9,797 | 100.0 |

(出所) 国際局開発政策課調

(注1) 数字はE/Nベース（債務救済を含まない）。

(注2) アフリカには、北アフリカ諸国（アルジェリア、エジプト、チュニジア、モロッコ）及びアフリカ開発銀行向けを含む。

ロ 国際協力銀行業務

国際協力銀行（J B I C）は、一般の民間金融機関が行う資金の貸付等を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な海外資源確保、我が国産業の国際競争力の維持・向上、及び国際金融秩序の混乱への対処のための業務を行っており、平成21年度は、リーマン・ショック以来の国際金融秩序の混乱への対処として、時限的に実施している海外事業支援緊急業務（日本企業の先進国事業に対する支援等）が大幅に増えたことから、対前年度比24.9%の増加となる3兆3,651億円の出融資及び保証を行いました（参考指標 6-2-2参照）。

なお、海外事業支援緊急業務については、当初、平成21年度末までの実施が予定されていましたが、平成21年12月に策定された「明日の安心と成長のための緊急経済対策」により、平成22年度末まで延長されることになり、このために必要な財務大臣告示の改正が行われています。海外事業支援緊急業務の実績は、開始以来平成21年度末時点で、合計2兆594億円（開発途上国向け1,788億円、先進国向け1兆2,139億円、本邦金融機関向けツーステップ・ローン6,667億円）となっています。

また、インドネシア、フィリピン、コロンビア、メキシコの各政府が日本市場で円建ての国債、いわゆるサムライ債を発行する際、これを円滑に行なえるよう国際協力銀行が支援を行いました（平成21年度計3,300億円）。

この他、国際協力銀行を巡っては、気候変動枠組条約第15回締約国会議（C O P 15）がコペンハーゲンで開催された機を捉え、鳩山イニシアティブが策定されたことを受け、新たに、地球環境保全に関する業務が追加されることになり、このために必要な法律改正が行われました（株式会社日本政策金融公庫法の改正＝平成22年3月31日公布・施行）。これにより、財政負担の少ないJ B I Cを活用して、我が国企業が途上国において実施する投資案件への支援だけでなく、途上国政府が実施する環境案件についても、民間金融機関や世界銀行グループのI F C（国際金融公社）等の国際機関と協調した、支援を行うことが可能となりました。

平成21年度の出融資および保証の承諾額合計は3兆3,651億円で、対前年度比で6,711億円（24.9%）増加しています。

出融資承諾額は2兆6,571億円で、対前年度比で4,861億円（22.4%）増加しています。地域別にみると、アジア向け出融資承諾額が対前年度比で2,962億円（86.8%）増加しています。これは、インドネシアやマレーシア向けの、貿易金融支援等の金融危機対応案件や、日本のエネルギー供給源多様化への取り組みとして実施した、カザフスタン向けの油田開発事業案件が主な要因です。

また、前年度に海外事業支援緊急業務を開始したことにより、大きな伸びを示した

ヨーロッパ、北米地域向けについては、今年度も同地域における我が国企業の海外業務を支援しました。

その他としては、海外事業支援緊急業務の一環として、「邦銀経由ツーステップローン（6,576億円）」を特に中堅中小企業・中規模企業・準大手企業向けに実施しました。

保証承諾額は7,080億円で、前年度比で1,850億円（35.4%）増加しています。地域別では中南米向けが最も多く全体の35.1%を占めています。

○参考指標 6-2-2：JBICによる出融資等実施状況（国際協力銀行業務）

出融資および保証承諾状況

（L/Aベース、単位：億円、件数）

| | 平成17年度 | | 18年度 | | 19年度 | | 20年度 | | 21年度 | |
|----------|--------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 融 資 | 160 | 10,678 | 145 | 10,490 | 104 | 11,578 | 183 | 20,853 | 194 | 26,441 |
| 輸出金融 | 29 | 731 | 34 | 757 | 24 | 378 | 24 | 277 | 46 | 979 |
| 輸入金融 | 10 | 607 | 8 | 82 | 5 | 2,557 | 2 | 155 | 1 | 82 |
| 投資金融 | 117 | 8,744 | 94 | 8,896 | 67 | 7,325 | 149 | 18,166 | 134 | 21,937 |
| 事業開発等金融等 | 4 | 596 | 9 | 755 | 8 | 1,317 | 8 | 2,255 | 13 | 3,443 |
| 保 証 | 38 | 2,736 | 43 | 6,038 | 30 | 5,343 | 30 | 5,230 | 22 | 7,080 |
| 出 資 | - | - | - | - | - | - | 5 | 857 | 5 | 130 |
| 合 計 | 198 | 13,414 | 188 | 16,528 | 134 | 16,921 | 218 | 26,940 | 221 | 33,651 |

（出所）国際協力銀行「年次報告書2009」（平成21年度は、国際局開発政策課調）

（注）上記はL/Aベース、金額の単位は億円。

地域別出融資承諾状況

（L/Aベース、単位：億円）

| | 平成17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| アジア | 3,017 | 3,314 | 4,742 | 3,412 | 6,374 |
| （東南アジア） | (1,336) | (2,582) | (3,099) | (2,693) | (4,320) |
| 大洋州 | 160 | 63 | 11 | 2,561 | 1,754 |
| ヨーロッパ | 1,021 | 230 | 78 | 6,016 | 4,804 |
| 中 東 | 4,646 | 2,502 | 5,538 | 2,101 | 1,027 |
| アフリカ | 193 | 55 | 859 | 965 | 258 |
| 北 米 | 171 | 257 | 50 | 2,158 | 2,884 |
| 中南米 | 1,409 | 4,068 | 300 | 2,695 | 2,628 |
| 国際機関等 | 63 | - | - | - | 92 |
| その他 | - | - | - | 1,802 | 6,751 |
| 合 計 | 10,678 | 10,490 | 11,578 | 21,709 | 26,572 |

（出所）国際協力銀行「年次報告書2009」等（平成21年度は、国際局開発政策課調）

地域別保証承諾状況

(L/Aベース、単位：億円)

| | 平成17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|---------|--------|-------|---------|-------|---------|
| アジア | 335 | 548 | 2,248 | 849 | 2,136 |
| (東南アジア) | (189) | (468) | (1,527) | (758) | (2,081) |
| 大洋州 | - | - | - | - | - |
| ヨーロッパ | - | 194 | 203 | 47 | 380 |
| 中東 | - | 70 | 314 | - | - |
| アフリカ | - | - | 412 | 170 | - |
| 北米 | 1,468 | 1,796 | 1,097 | 2,156 | 2,076 |
| 中南米 | 891 | 3,431 | 1,069 | 2,008 | 2,488 |
| 国際機関等 | 42 | - | - | - | - |
| その他 | - | - | - | - | - |
| 合計 | 2,736 | 6,038 | 5,343 | 5,230 | 7,080 |

(出所) 国際協力銀行「年次報告書2009」等(平成21年度は、国際局開発政策課調)

事業開発等金融の新規供与案件

(単位：百万ドル)

| 国名 | 借入人 | 案件概要 | 承諾額 |
|----------|--|---|-------------|
| マレーシア | RHB BANK BERHAD | 現地日系企業及び日系企業とサプライチェーンを通じた商取引等の関係を有する現地企業向けツーステップローン | 100 |
| マレーシア | マレイアン銀行 | 現地日系企業及び日系企業とサプライチェーンを通じた商取引等の関係を有する現地企業向けツーステップローン | 200 |
| インド | INDIA INFRASTRUCTURE FINANCE COMPANY LIMITED | デリー・ムンバイ産業大動脈プロジェクト | 45 |
| メキシコ | メキシコ石油公社 | 油ガス田開発事業 | 360 |
| マレーシア | RHB BANK BERHAD | 現地日系企業及び日系企業とサプライチェーンを通じた商取引等の関係を有する現地企業向けツーステップローン | 300 |
| マレーシア | マレイアン銀行 | 現地日系企業及び日系企業とサプライチェーンを通じた商取引等の関係を有する現地企業向けツーステップローン | 200 |
| インドネシア | インドネシア共和国政府 | インドネシア共和国政府向け金融支援 | 1,650 億円 |
| ブラジル | CONCESSIONARIADO RODOANEL OESTE S. A. | 有料道路の運営・保守・近代化事業 | 200 |
| 南アフリカ共和国 | THE STANDARD BANK OF SOUTH AFRICA LIMITED | 貿易金融支援 | 150 |
| マレーシア | マレーシア輸出入銀行 | 貿易金融支援 | 100 |
| インドネシア | インドネシア輸出入銀行 | 貿易金融支援 | 100 |
| — | アンデス開発公社 | 貿易金融支援 | 100 |
| インド | ICICI BANK LIMITED | 貿易金融支援 | 100 |

(出所) 国際局開発政策課調

② 国際開発金融機関を通じた支援

イ 国際開発金融機関の業務運営への参画

我が国は、開発援助分野における豊富な経験、専門的知見、人材といった国際開発金融機関の長所を十分に認識し、主要株主として、その融資等の業務や組織運営等について、年次総会や理事会等の場で積極的に意見を述べるとともに、我が国のODA政策や開発の理念を国際開発金融機関の施策に適切に反映するよう努めています。

平成21年度は、世界的な経済・金融危機が脆弱層に与える影響を緩和するための支援に積極的に取り組みました。例えば、平成21年4月の第2回金融・世界経済に関する首脳会合（ロンドンサミット）において各国と協力し、MDBsの途上国向け支援の拡大を求めました。また、MDBsの資金基盤増強については、アジア開発銀行の第5次増資の合意に貢献したほか、その他のMDBsの資金基盤増強と改革の議論にも積極的に参加しました。

なお、国際開発金融機関を通じた我が国の途上国への開発支援に関する国民への理解を促進する方策として、パンフレットを作成し、財務省のホームページにおいても公表しています。（<http://www.mof.go.jp/mdbs/09/index.html>）

(新) ◎業績指標 6-2-1：MDBsとの政策協議・開発問題研究会の開催回数（単位：回）

| | 平成17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | |
|------|--------|------|------|------|------|----|
| | | | | | 目標 | 実績 |
| 開催回数 | 17 | 18 | 35 | 42 | 増加 | 43 |

(出所) 国際局開発機関課調

(注1) 総会及びそれに準じる規模の会合その他の課長レベル以上が対応する政策協議（個別面会を除く）及び、開発問題研究会（18年度まではMDBs研究会）の回数。

(注2) 開発問題研究会は、我が国の援助政策に実務家等の幅広い知見を取り入れ、開発援助政策の立案に活かすことを目的として、国際開発金融機関職員（幹部含む）等、開発分野の専門的知見・経験を有する者と財務省職員（課長以上含む）との間で意見交換・議論を行うもの。

○参考指標6-2-3：国際開発金融機関関連の国際会議

| | |
|---------------|--|
| 世銀・IMF合同開発委員会 | 平成21年 4月26日（ワシントンD. C.） 10月5日（イスタンブール(トルコ)） |
| IMF・世銀総会 | 平成21年 10月6日（イスタンブール(トルコ)） |
| アジア開発銀行総会 | 平成21年 5月4～5日（バリ(インドネシア)） |
| 米州開発銀行総会 | 平成22年 3月19～23日（カンクン(メキシコ)） |
| アフリカ開発銀行総会 | 平成21年 5月13～14日（ダカール(セネガル)） |
| 欧州復興開発銀行総会 | 平成21年 5月15～16日（ロンドン） |

| 会議名 | 最近の開催状況 |
|---------------|---|
| 世銀・IMF合同開発委員会 | <ul style="list-style-type: none"> 世銀・IMF合同開発委員会は、開発を巡る広範な問題について世銀・IMFの総務会に勧告することを目的として、昭和49年に設立された委員会です。 平成21年4月の会合（ワシントンD. C.）では、世界経済危機が途上国に与える影響と国際金融機関の役割を議論するとともに、投票権改革についての議論が行われました。 |

| 会議名 | 最近の開催状況 |
|------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> 平成21年10月の会合（イスタンブール）では、世界銀行グループの資金基盤の強化や投票権改革についての議論が行われました。 |
| アジア開発銀行総会 | <ul style="list-style-type: none"> アジア開発銀行は、アジア・太平洋地域の経済的・社会的開発の促進に寄与することを目的として設立された国際開発金融機関です。 平成21年5月の総会（パリ）では、経済危機に対するアジア開発銀行の取組や、同年4月に決議された第5次一般増資に基づき今後のアジア開発銀行が果たすべき役割や域内諸国の経済情勢・課題等についての議論が行われました。 |
| 米州開発銀行総会 | <ul style="list-style-type: none"> 米州開発銀行は、中南米地域の開発途上国の経済的・社会的開発の促進に寄与することを目的として設立された国際開発金融機関です。 平成22年3月の総会（カンクン）では、米州開発銀行の一般増資やハイチ向け債務削減について議論が行われ、70%規模の一般増資とハイチの債務削減策について原則合意に達しました。 |
| アフリカ開発銀行総会 | <ul style="list-style-type: none"> アフリカ開発銀行は、アフリカ地域の持続的な経済・社会開発の推進に寄与することを目的として設立された国際開発金融機関です。 平成21年5月の総会（ダカール）では、アフリカ地域の経済情勢・課題やアフリカ開発銀行の業務運営について議論が行われました。 |
| 欧州復興開発銀行総会 | <ul style="list-style-type: none"> 欧州復興開発銀行は、民主化・自由化を進める中東欧諸国（中央アジア諸国を含む）の市場経済への移行の支援を目的として設立された国際開発金融機関です。 平成21年5月の総会（ロンドン）では、中欧等諸国への危機対応や、欧州復興開発銀行の業務のあり方、今後の課題についての議論が行われました。 |

○参考指標6-2-4：国際開発金融機関に対する主要国の出資

| | 世界銀行グループ | | | |
|-----------|--------------------|-----------------|-----------------|----------------------|
| | 国際復興開発銀行 (IBRD) | 国際開発協会 (IDA) | 国際金融公社 (IFC) | 多数国間投資保証機関 (MIGA) |
| 日 (順位) | 8.1% (第2位) | 19.4% (第2位) | 6.0% (第2位) | 5.1% (第2位) |
| 米 | 16.8 | 21.4 | 24.0 | 18.5 |
| 独 | 4.6 | 11.0 | 5.4 | 5.1 |
| 英 | 4.4 | 10.2 | 5.1 | 4.9 |
| 仏 | 4.4 | 7.3 | 5.1 | 4.9 |

| | アジア開発銀行 | |
|-----------|----------------|------------------|
| | 通常資本 (OCR) | アジア開発基金 (ADF) |
| 日 (順位) | 15.6% (第1位) | 38.0% (第1位) |
| 米 | 15.6 | 14.2 |
| 独 | 4.3 | 6.3 |
| 英 | 2.0 | 4.7 |
| 仏 | 2.3 | 4.7 |

| | 米州開発銀行グループ | | | |
|-----------|---------------|-----------------|-------------------|-----------------|
| | 米州開発銀行 | | | 米州投資公社 (IIC) |
| | 通常資本 (OC) | 特別業務基金 (FSO) | 多数国間投資資金 (MIF) | |
| 日 (順位) | 5.0% (第6位) | 6.1% (第2位) | 34.2% (第2位) | 3.4% (第6位) |
| 米 | 30.0 | 50.2 | 39.0 | 25.0 |
| 独 | 1.9 | 2.4 | — | 1.9 |
| 英 | 1.0 | 1.8 | 1.3 | — |
| 仏 | 1.9 | 2.3 | 0.9 | 3.1 |

| | アフリカ開発銀行グループ | |
|-----------|--------------------|--------------------|
| | アフリカ開発銀行 (AfDB) | アフリカ開発基金 (AfDF) |
| 日 (順位) | 5.5% (第3位) | 11.7% (第2位) |
| 米 | 6.6 | 12.0 |
| 独 | 4.1 | 10.1 |
| 英 | 1.7 | 7.6 |
| 仏 | 3.7 | 10.2 |

| | 欧州復興開発銀行 (EBRD) |
|-----------|--------------------|
| 日 (順位) | 8.5% (第2位) |
| 米 | 10.0 |
| 独 | 8.5 |
| 英 | 8.5 |
| 仏 | 8.5 |

(出所) 各機関年次報告書(平成22年4月現在における最新版)

□ 国際開発金融機関に設けた日本信託基金を通じた支援

我が国は、各国際開発金融機関本体への出資・拠出に加え、各機関に日本信託基金を設け、途上国に対する政策アドバイス、途上国政府の制度構築・人材育成、市民社会組織の能力構築等の支援を通じて、貧困削減をはじめとする我が国のODA政策の重点課題に対する多面的な取組を行いました。

日本信託基金は、ODAのより戦略的、選択的かつ効果的な実施を目的とし、外務省(現地大使館を含む)、国際協力機構及びその他関係省庁との協議を踏まえ、我が国のODA政策との整合性を判断した上で支援を実施します。

平成21年度は、世界的な経済・金融危機が途上国に大きな影響を及ぼす中で、貧困層を対象とする危機対応プロジェクトを積極的に支援しました。

○参考指標6-2-5: 国際開発金融機関等に対する拠出金

(単位: 億円)

| | 平成17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|----------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 技術支援等を目的とした拠出金 | | | | | |
| 国際開発金融機関拠出金 | 236.5 | 206.9 | 192.3 | 177.7 | 215.6 |
| 世界銀行グループ | 136.3 | 120.8 | 99.5 | 85.8 | 111.0 |
| アジア開発銀行 | 79.2 | 55.7 | 75.4 | 69.2 | 86.9 |
| 米州開発銀行 | 14.4 | 12.9 | 11.6 | 9.4 | 8.8 |
| アフリカ開発銀行 | 1.9 | 13.1 | 1.4 | 9.4 | 2.1 |
| 欧州復興開発銀行 | 4.7 | 4.4 | 4.4 | 3.9 | 6.9 |
| IMF 拠出金 | 27.1 | 41.2 | 41.2 | 47.4 | 33.8 |
| 合計 | 263.6 | 248.1 | 233.4 | 225.1 | 249.4 |

(出所) 財務省国際局開発機関課調

<平成21年度に承認された日本信託基金のプロジェクト例>

- (a) 世界銀行 : 金融危機、食糧価格高騰の影響を受けた人々に対する栄養改善プロジェクト (スリランカ)
平成22年3月承認 (承認額約290億ドル)
- (b) アジア開発銀行 : 中小規模起業家への金融危機対策支援 (インド)
平成22年3月承認 (承認額 : 300万ドル)

ハ 地球環境ファシリティ (GEF) を通じた取組

途上国による地球環境の保全・改善への取組みを支援するため、世界銀行に設立されたGEFに対し、我が国も資金拠出を行っています。平成21年度は、GEF評議会において、GEFの支援活動の効果・効率性をさらに高める観点から、地球環境上の優先度及びパフォーマンスに基づいた各国への資金割当に関する枠組みの改善等の議論に積極的に参加しました。

また、GEF第5次増資 (平成22年～平成26年) 交渉 (第二回会合を平成21年6月、第三回会合を同年10月、第四回会合を同年11月、第五回会合を平成22年3月に開催) に主要ドナー国として、今後のGEFのあり方に関する議論に積極的に参加しました。

二 気候投資基金 (CIF) を通じた取組

平成24年までの途上国による気候変動問題への早期取組を強化するため、世界銀行に設立されたCIFに対し、12億ドル相当円の拠出を行うための予算措置を講ずるとともに、同基金による着実な支援に向けて運営に参画しました。

施策 6-2-3 : 債務問題への取組

[平成21年度実施計画]

我が国は、債務問題に直面した開発途上国政府に対し、パリ・クラブ (主要債権国会合) 合意に基づき、適切に公的債権の繰り延べや削減を行っています。とりわけ、重債務貧困国 (Heavily Indebted Poor Countries: HIPC s) に対しては、「拡大HIPCイニシアティブ」に基づく債務救済を通じて、その貧困削減への取組に大きく貢献しており、今後とも、拡大HIPCイニシアティブの着実な進捗に向け取り組みます。

また、我が国を含めた全ての債権者やドナーが債務持続性分析の枠組みを考慮し、責任ある貸付を行うこと等について、G7、世界銀行、IMF等で議論が進められています。財務省としても、G7、G20やパリクラブ等国際的枠組における議論に積極的に参加するとともに、債務に関する諸問題について、従来から積極的に取り組んできた借入国側における債務管理能力の構築のほか、新興国における貸付政策に関するセミナーの開催等、知的貢献策についても検討していきます。

[事務運営の報告]

① パリ・クラブ債務救済の実績

平成21年度においては、8件の合意が成立しました。

(参考) 平成21年度のパリ・クラブ合意

| 年月 | 国名 | パリクラブ合意内容 | 我が国の対応 |
|-----------|---------|---|------------------------------|
| 21年 4月 | セイシエル | 債権残高 約1.6億ドルのうち名目ベースで 45%削減、残余は繰延 | 二国間合意文書締結準備中 |
| 5月 | 象牙海岸 | 債権残高 約72.2億ドル 削減額 約8.5億ドル 繰延額 約38.5億ドル | 繰延 約114.9億円 (二国間合意文書締結済み) |
| 7月 | ハイチ | 債権残高 約2.1億ドル全額削減 | 我が国は債権なし |
| 9月 | 中央アフリカ | 債権残高 約0.6億ドルほぼ全額削減 | 削減 約2.6億円 (二国間合意文書締結済み) |
| 11月 | コモロ | 債権残高 約0.1億ドル 削減額 約0.0億ドル 繰延額 約0.1億ドル | 我が国債権なし |
| 22年 2月 | コンゴ(民) | 債権残高 約69.2億ドル 削減額 約13.1億ドル 繰延額 約16.5億ドル | 二国間合意文書締結準備中 |
| 3月 | アフガニスタン | 債権残高 約10.3億ドル全額削減 | 我が国は債権なし |
| 3月 | コンゴ(共) | 債権残高 約24.0億ドル全額削減 | 我が国は債権なし |

② 拡大HIPCイニシアティブ

過剰な対外債務を負ったままでは、途上国の経済開発を持続的に進めることはできません。こうした観点に立ち、国際社会全体として、拡大HIPCイニシアティブを推進しています。これは、HIPC sが貧困削減のためにIMFの経済構造改革プログラムの実施、「貧困削減戦略ペーパー」(Poverty Reduction Strategy Paper: PRSP)の作成等に取り組むことを条件に、大幅な債務削減を実施するものです。

我が国は、他のG7諸国とともに、拡大HIPCイニシアティブを超えた自発的な措置として、完了時点(注)に到達したHIPC sの債務を全額放棄しています。平成21年度は、新たに4か国(ハイチ、中央アフリカ、アフガニスタン、コンゴ(共))が加わり、完了時点到達国は全体で28か国となりました。

なお、我が国は、これまで拡大HIPCイニシアティブ完了時点到達国に対して、公的二国間債権者の中でフランスに次ぐ最大級の債務削減(累計約5,000億円(平成20年3,713百万ドル→平成21年3,982百万ドル))を実施しました。

(注) 完了時点(Completion Point: CP)とは、拡大HIPCイニシアティブの適用対象国が、世銀・IMF理事会において、上記プログラムの着実な実施や貧困削減戦略ペーパーの完成などの条件を満たしたと承認される時点のことです。

③ 債務国の債務持続性分析の枠組み

平成21年4月の金融・世界経済に関する首脳会合（ロンドン・サミット）や国際通貨金融委員会（IMFC）における債務持続性枠組みの見直しの要請を受けて、21年8月に世銀・IMFにおける債務持続性枠組みの見直しや、IMFプログラムの策定に関し、適切な借入基準が設定されるよう、理事会等の議論に積極的に参加しました。

施策 6-2-4：知的支援

[平成21年度実施計画]

開発途上国が持続的な経済発展を進めるためには、財政金融分野等における適切な制度の構築が必要です。また、開発途上国と我が国が貿易投資等の経済関係や、密輸阻止及びテロ防止等の協力関係を深める前提として、相手国当局の能力強化が重要です。

この観点から、これまでの取り組みを踏まえつつ、開発途上国の政策担当者等を対象に、日本の経済財政政策等についての研修・セミナーや開発途上国の財政・税制、アジアの地域金融協力等についての研究調査・セミナー等を行い、我が国の経験に裏打ちされた知識やノウハウを提供することで、人材育成支援及び国際協力に積極的に取り組んでいきます。

また、開発途上国の税関当局に対しても、WCO（世界税関機構）等の国際機関や、APEC（アジア太平洋経済協力）、ASEM（アジア欧州連合）等の地域協力の枠組み及び二国間の取組等を通じ、税関分野の制度構築・整備、執行改善・能力強化を支援し、我が国との貿易投資等の経済関係及び水際取締りに関する協力関係の強化に取り組んでいきます。特に、開発途上国の税関における知的財産侵害物品の水際取締能力の向上を図るため、WCOの枠組みを通じた支援に積極的に取り組んでいきます。同時にこれまで行った支援の不断の点検と改善を行うことにより、今後実施する支援が質の高いものとなるよう努めます。

[事務運営の報告]

開発途上国が発展段階や経済構造に応じて適切な経済社会制度の設計及び運用を行うことは、その国が今後、経済発展を遂げる上で非常に重要です。平成21年度は、経済・社会開発の担い手となる人材育成を目的とする開発途上国の政策担当者及び行政実務担当者を対象とした研修・セミナーや専門家派遣による開発途上国への専門的なアドバイスを実施しました。

実施に際しては、相手国政府の現地担当者や在外公館の財政経済担当者へのヒアリング等を通じて、事前に被援助国の要望や現状を把握するとともに、今後の研修・セミナーの内容の改善を図るため、終了時に参加者との協議やアンケートを実施しました。その他、参加者のその後の活動状況や、今後の技術援助に関する要望等を把握することを目的に、現地へ専門家を派遣した機会に、相手国政府担当者や過去の研修生との協議を実施しました。

このように、平成21年度は、国際協力・交流の推進に積極的に取り組むとともに、技術援助の相手先の要望や意見を集約することで効果的・効率的な支援になるよう取り組みました。

開発途上国の税関当局が、関税等の適正・公平な課税、安全・安心な社会の確保、貿易の円滑化といった税関に課せられた使命を果たしていくためには、税関の改革・近代化が非常に重要です。こうした観点から、平成21年度は、税関の改革・近代化に取り組んでいく開発途上国税関当局が抱えるそれぞれの課題を把握した上で、支援の対象国と支援の分野の重点化を図った研修を計画し、本邦受入研修や専門家派遣を実施しました。

支援の対象国については、開発途上国税関当局の改革・近代化を実施する能力に配慮しつつ、東アジアの国々（ASEAN諸国及び中国）と平成20年5月に開催したTICAD IVを踏まえてアフリカ諸国を重点支援地域としました。

支援の分野については、関税評価や知的財産の保護、輸出入貨物のリスク判定能力等、税関当局として税収の確保や適正な水際取締り、貿易の円滑化のために必要な技術的分野を重点的に実施する分野としました。特に、知的財産の保護に関し、WCOの枠組みを通じ、専門家派遣等の支援に積極的に取り組み、税関当局間の連携強化等を図りました。

平成21年度において開催した研修・セミナーは以下のとおりです。

【財務省国際局による知的支援】

| | 平成21年度の実施状況 |
|-----------------------|---|
| ラオス証券市場設立に係る技術協力 | <ul style="list-style-type: none"> ・ラオスでは、平成22年10月までに証券取引所を設立することを目標としており、証券市場設立に携わるラオス金融当局関係者の能力向上を技術支援の目的としています。 ・日本の証券市場の規制・制度及び証券市場の監視・監督機関をテーマとした人材育成セミナーや、金融当局、金融機関・投資家等を対象にした証券市場・取引に係る基本的な知識を広めるためのセミナーを日本及び現地にて実施しました。 |
| インドネシアに対する財政金融分野の技術協力 | <ul style="list-style-type: none"> ・アセアン各国の経済活動の主体である中小企業にとって、情報の非対称性の問題が障害となり、銀行等からの資金調達が困難となっています。この非対称性の問題に対処するため、中小企業の信用情報のインフラ整備が重要です。 ・我が国からインドネシアに専門家を派遣し、財務省、中央銀行の職員を対象に、「企業信用情報データベース及び信用保証制度の整備」をテーマとするセミナーを行いました。 |

【財務総合政策研究所による知的支援】

| | 平成21年度の実施状況 |
|-------------------|---|
| 財政経済長期セミナー | <ul style="list-style-type: none"> ・開発途上国の財政・経済の政策運営の中心となる人材を育成することを目的として、アジアを中心とした開発途上国の財務省等の若手幹部候補生を受け入れ、日本にてセミナーを実施しました。 ・大学教授や財務省職員等が講師となって、財政経済全般にわたる日本の経験等について講義を実施したほか、論文指導等を行いました。 |
| 中央アジア・コーカサス夏期セミナー | <ul style="list-style-type: none"> ・中央アジア・コーカサス地域の市場経済移行国に対する人材育成を目的として、ウズベキスタン金融財政アカデミーの学生のほか、アゼルバイジャン、アルメニア、カザフスタン、グルジア、タジキスタン及びトルクメニスタンの財務省職員等を対象に、日本にてセミナーを実施しました。 ・大学教授や財務省職員等が講師となって、財政経済全般にわたる日本の経験等について講義を実施したほか、論文指導等を行いました。 |

| | |
|---------------------------------|---|
| ウズベキスタン金融 財政アカデミー支援 | <ul style="list-style-type: none"> ウズベキスタン政府により、財政等の専門家育成を目的に設立されたウズベキスタン金融財政アカデミーから、人材育成を目的として、同アカデミーの学生を中央アジア・コーカサス夏期セミナー（上述）へ招へいしました。 同アカデミーでの英語による講義及び修士論文の口頭試問への参加等のため、現地（タシケント）へ専門家を派遣しました。 |
| ベトナム社会政策 銀行に対する政策金 融セミナー | <ul style="list-style-type: none"> ベトナム社会政策銀行との政策金融分野の技術協力プロジェクトとして、小企業向け融資審査手法に係る研修ノウハウを伝授するためのセミナーを現地（ハノイ）にて実施しました。 |
| マレーシア中小企業 銀行に対する政策金 融セミナー | <ul style="list-style-type: none"> マレーシア中小企業銀行との政策金融分野の技術協力プロジェクトについて、現地（クアラルンプール）に専門家を派遣して進め方等に関する協議を実施し、それを受けて小零細企業への融資審査手法の改善に関するセミナーを日本にて実施しました。 |

【財務省関税局による知的支援】

| | | 平成21年度の実施状況 |
|-------|---------------------------------|--|
| 受入研修 | 二国間援助経費 | <ul style="list-style-type: none"> 東アジアの国を中心に、国別研修と専門家派遣を連動させ支援分野の重点化・絞込みに努め、相手国の実情により即した受入研修を実施しました。また、アフリカ諸国を対象とした貿易円滑化セミナーを実施しました。 |
| | JICA（独立行政 法人国際協力機構） プログラム | <ul style="list-style-type: none"> JICAと協力して、日本の関税行政の全般的な知識の修得を目的とした税関行政セミナー及び地域別や国別の研修を実施しました。 |
| | WCOフェロウシッ プ・プログラム | <ul style="list-style-type: none"> WCOに加盟している開発途上国の税関当局の中堅職員に対し、WCO事務局における理論研修及び我が国における実務研修を実施しました。 |
| 専門家派遣 | 二国間援助経費 | <ul style="list-style-type: none"> 受入研修との連動に努めつつ、東アジアの国を中心に、HS分類、関税評価、リスク管理、原産地規則及び情報収集・分析の分野を中心とした専門家派遣を実施しました。 |
| | JICAプログラム | <ul style="list-style-type: none"> リスク管理など税関改革・近代化を支援するため、カンボジア関税消費税局、マレーシア関税局、フィリピン関税局及びケニア歳入庁などへ長期専門家を派遣しています。また、これら各国からの要請に基づき短期専門家の派遣を実施しました。 |
| | WCO／日本関税技 術協力プログラム | <ul style="list-style-type: none"> WCO本部及び同アジア・大洋州地域事務所と協力して、関税評価、組織マネジメント、知的財産の保護等に関する地域セミナー等を実施し、我が国の専門家を派遣しました。 |

| | |
|----------------------|---|
| A P E C税関手続小委員会プログラム | ・知的財産の保護及び関税評価に関する国別ワークショップを実施し、我が国の専門家を派遣しました。 |
|----------------------|---|

○参考指標 6-2-6：研修・セミナー等の実施状況（国際局・財務総合政策研究所・関税局）

〔受入研修・セミナーの実績〕

（単位：件、人）

| | | 平成17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|------|------|--------|------|------|------|------|
| コース数 | 国際局 | 3 | 3 | 1 | 2 | 1 |
| | 財務総研 | 6 | 6 | 6 | 5 | 4 |
| | 関税局 | 36 | 29 | 21 | 27 | 41 |
| | 合計 | 45 | 38 | 28 | 34 | 46 |
| 受入人数 | 国際局 | 28 | 31 | 17 | 37 | 13 |
| | 財務総研 | 80 | 91 | 86 | 58 | 42 |
| | 関税局 | 367 | 279 | 217 | 262 | 376 |
| | 合計 | 475 | 401 | 320 | 357 | 431 |

（出所）国際局地域協力課、財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際調査担当）調

〔専門家派遣の実績〕（国際局・財務総研分）

（単位：件、人）

| | | 平成17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|------|------|--------|------|------|------|------|
| 案件数 | 国際局 | 0 | 1 | 2 | 0 | 1 |
| | 財務総研 | 10 | 6 | 3 | 16 | 11 |
| | 合計 | 10 | 7 | 5 | 16 | 12 |
| 派遣人数 | 国際局 | 0 | 2 | 2 | 0 | 2 |
| | 財務総研 | 37 | 25 | 15 | 48 | 47 |
| | 合計 | 37 | 27 | 17 | 48 | 49 |

（出所）国際局地域協力課、財務総合政策研究所調

〔専門家派遣及び地域セミナーの実績〕（関税局分）

（単位：件）

| | 平成17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|-------|--------|------|------|------|------|
| 専門家派遣 | 100 | 88 | 76 | 66 | 69 |
| セミナー | 11 | 10 | 10 | 9 | 21 |

（出所）関税局参事官室（国際調査担当）調

（注）税関、税関研修所、関税中央分析所を含む。

政策目標に係る予算額：平成21年度予算額：153,753百万円〔20年度予算額：193,609百万円〕

平成21年度においては、経済協力に必要な経費として、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門出資経費アジア開発銀行等拠出経費、二国間技術援助等経費の予算措置を行いました。

5. 平成20年度政策評価結果の政策への反映状況

(1) ODAの効率的・戦略的な活用

海外経済協力会議での議論を踏まえつつ、関係省庁との意思疎通を一層緊密なものとすると共に、新JICAの下において、円借款、技術協力、無償資金協力の3スキームの一体的活用を図ることにより援助効果の促進を目指したほか、国際金融機関等との援助協定の強化、NGO等との連携、国別援助計画の充実等に取り組みました。

(2) 円借款による二国間支援

債務の償還確実性を確保するとともに援助効果の向上を図る観点から、円借款の案件形成に際しては、関係省と調整しつつ、国別援助計画の策定や相手国政府との協議に取り組みました。平成21年度は、国際開発金融機関と連携し「緊急財政支援円借款」を通じてアジアを中心とする開発途上国の経済成長を支援すると共に、第4回アフリカ開発会議（TICADIV）のプロセスを継続・強化すべくアフリカ向けに援助効果の高い円借款を供与しました。

また、21年7月に「官民連携推進等のための円借款迅速化」の発表を行うなど、経済・社会情勢の変化に応じて円借款制度の見直しを行いました。

(3) 国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援

平成21年度は、世界的な経済・金融危機が脆弱層に与える影響を緩和するための支援に積極的に取り組みました。例えば、平成21年4月の第2回金融・世界経済に関する首脳会合（ロンドンサミット）において各国と協力し、MDBsの途上国向け支援の拡大を求めました。また、MDBsの資金基盤の増強については、アジア開発銀行の第5次増資の合意に貢献したほか、その他のMDBsの資金基盤増強及び改革の議論にも積極的に参加しました。

さらに、我が国とMDBsの協力を強化し、我が国のODA政策の理念をMDBsの政策に反映していく観点から、開発問題研究会及び政策対話の開催に積極的に取り組みました。

(4) 平和の構築支援

イラクの復興支援は、引き続き現地の情勢を見極めつつ「中西部上水道セクターローン」等3件の円借款の供与を行う等支援の着実な実施に努めた。また、スリランカについては、四半世紀以上に及ぶ内戦の終結を受け、スリランカの平和の定着の促進を後押しするとの観点から、「東部州給水開発計画」等2件の円借款の供与を行った。

(5) 債務削減への取組

対外債務支払に係る一時的な流動性不足や、債務持続性の確保が困難な状況に直面した途上国に対しては、パリ・クラブの一員として、適切な債務救済を目的とした合意形成に向けた議論に積極的に参加しました。

HIPC sについては、象牙海岸、ハイチ、中央アフリカ、コモロ、コンゴ（民）、アフガニスタン、コンゴ（共）に対し、拡大HIPCイニシアティブに基づく大幅な債務救済を通じて、債務問題の解決と貧困削減への取組を支援しました。

中所得国については、セイシェルに対し、将来にわたる債務返済能力を個別に分析し、同国の状況に見合った措置を行いました。

債務国の債務持続性枠組みについては、世界銀行・IMFにおける債務持続性の見直しや、IMFプログラムの策定に関し、適切な借入基準が設定されるよう、理事会等での議論に積極的に参加しました。

(6) 知的支援

研修・セミナー、専門家派遣について、事前（要望調査のための現地担当者等へのヒアリングやアンケート）及び事後（受入研修や現地ミッション終了時の意見交換）の取組を実施することで、今後の研修・セミナーの更なる効果的・効率的な運営に努め、開発途上国の要望に則したものとなるよう見直しを行いました。

技術援助の実施に当たっては、開発途上国の要望を的確に把握するため、相手国の政策・実務担当者との直接の協議を重視するとともに、在外公館の財政経済担当者との情報交換を重視しました。また、効果的な技術援助の実現のために、我が国の財政・経済分野の技術援助関係者間の緊密な連携を行うとともに、IMF、世銀、ADBの現地事務所等、援助関係機関との現地での緊密な情報交換に努めました。

開発途上国の税関職員に対する技術協力については、各国から支援が要望されている分野と各国における実施の可能性をそれぞれに勘案した上で、税収の確保や適正な水際取締り、貿易の円滑化をバランスよく実施できるような税関の技術的分野の能力向上を図り、開発途上国税関の改革・近代化の実現を目的として取り組みました。また、WCOを通じ、知的財産の保護を含め、途上国税関の能力向上に向けた知的支援を一層推進しました。また、WCOを通じ、知的財産の保護を含め、途上国税関の能力向上に向けた知的支援を一層推進しました。

6. 目標を巡る外部要因等の動向

(1) 開発途上国に対する資金の流れ

我が国の平成20年における開発途上国に対する資金の流れの総額（平成21年11月公表の最新値）は、全体として対前年比4.8%増の31,783百万ドルになりました。我が国から開発途上国に対する資金の流れのうち、7割は民間資金によって占められており、途上国の開発を進めるに当たっては、ODAを活用して、基礎的な経済インフラや制度・政策環境の改善を図ることを通じて、民間投資を促して行くことが極めて重要であると考えられます。平成20年についても、民間資金が8%の伸びを記録しています。

なお、平成20年におけるODA実績は、対前年比24.7%増の9,579百万ドル（円借款等の回収金を差し引いたネットの金額）となり、OECD・DAC（経済協力開発機構・開発援助委員会）は、そのプレスリリースの中で、「2000年以来続いた日本のODAの減少傾向（債務救済が高水準であった2005年及び2006年のピークを除く）は反転した」と特記しています。ODA実績が大幅増となったことのは、国際機関向けの拠出等が増加したことによるものです。

○参考指標 6-2-7：開発途上国に対する資金の流れ

開発途上国に対する資金の流れ

(百万ドル)

| | 平成16年 | 17年 | 18年 | 19年 | 20年 |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ODA | 8,922 | 13,126 | 11,136 | 7,679 | 9,579 |
| ODA以外の政府資金(OOF) | -2,372 | -2,421 | 2,438 | 211 | -1,986 |
| 民間資金 | 4,392 | 12,278 | 12,290 | 21,979 | 23,738 |
| 非営利団体による贈与 | 425 | 255 | 315 | 446 | 452 |
| 総計 | 11,368 | 23,238 | 26,179 | 30,315 | 31,783 |

(出所) 財務省、外務省発表

(注) DACにおいて現在では開発途上国として分類されない東欧・卒業国、及び欧州復興開発銀行 (EBRD) 向けを除く。

(参考) 平成19年、20年における日本の開発途上国に対する資金の流れ

| | | 平成19年 | 平成20年 | |
|-------------|------------|----------------|--------|--------|
| 経済協力総額 | ODA | 無償資金協力 | 3,414 | 4777 |
| | | 技術協力 | 2,569 | 2,987 |
| | | 贈与 | -205 | -940 |
| | | 政府貸付等 | | |
| | | 国際機関に対する出資・拠出等 | 1,901 | 2,756 |
| | | ODA計 | 7,679 | 9,579 |
| | OOF | 輸出信用(1年超) | -772 | -629 |
| | | 直接投資金融等 | 543 | -1,952 |
| | | 国際機関に対する融資等 | 441 | 594 |
| | | OOF計 | 211 | -1,986 |
| | 民間資金 | 輸出信用(1年超) | 2,586 | -4,878 |
| | | 直接投資等 | 18,037 | 25,710 |
| | | その他二国間証券投資等 | 3,251 | 3,952 |
| 国際機関に対する融資等 | | -1,896 | -1,046 | |
| | 民間資金計 | 21,979 | 23,738 | |
| | 非営利団体による贈与 | 446 | 452 | |
| | 資金の流れ総計 | 30,315 | 31,783 | |

ネットベース、単位：百万ドル

(出所) 財務省、外務省発表

(注) DACにおいて現在では開発途上国として分類されない東欧・卒業国、及び欧州復興開発銀行(EBRD)向けを除く。

(2) 国際開発金融機関等の活動状況

○参考指標 6-2-8：国際開発金融機関の活動状況（日本人幹部職員数等を含む）

世界銀行（セクター別融資承諾額）

（単位：億ドル）

| | 平成17年 | 18年 | 19年 | 20年 | 21年 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 農業・漁業・林業 | 19.3 | 17.5 | 17.2 | 13.6 | 34.0 |
| 教育 | 19.5 | 19.9 | 20.2 | 19.3 | 34.5 |
| エネルギー・鉱業 | 18.2 | 30.3 | 17.8 | 41.8 | 62.7 |
| 金融 | 16.8 | 23.2 | 16.1 | 15.4 | 42.4 |
| 保健・その他の社会サービス | 22.2 | 21.3 | 27.5 | 16.1 | 63.0 |
| 産業・貿易 | 16.3 | 15.4 | 11.8 | 15.4 | 28.1 |
| 情報・通信 | 1.9 | 0.8 | 1.5 | 0.6 | 3.3 |
| 法務・司法・行政 | 55.7 | 58.6 | 54.7 | 53.0 | 94.9 |
| 運輸 | 31.4 | 32.1 | 49.4 | 48.3 | 62.6 |
| 上下水・治水 | 21.8 | 17.2 | 30.6 | 23.6 | 43.6 |
| 合計 | 223.1 | 236.4 | 247.0 | 247.0 | 469.1 |

（出所）世界銀行年次報告書

（注1）世界銀行の年度は、前年7/1～当年6/30。

（注2）国際開発協会分を含む。

アジア開発銀行（セクター別融資承諾額）

（単位：億ドル）

| | 平成17年 | 18年 | 19年 | 20年 | 21年 |
|-------------|-------|------|-------|-------|-------|
| 農業・天然資源 | 3.1 | 8.1 | 1.5 | 4.4 | 4.4 |
| エネルギー | 10.7 | 13.7 | 14.0 | 24.6 | 21.3 |
| 金融 | 2.8 | 17.9 | 11.6 | 1.2 | 5.1 |
| 産業・貿易 | 0.3 | 0.1 | 1.0 | 1.7 | 1.0 |
| 教育 | 0.6 | 2.5 | 1.5 | 1.3 | 0.9 |
| 保健・社会保障 | 0.6 | — | 0.5 | 2.1 | 0.9 |
| 給水・衛生・廃棄物処理 | 6.2 | 6.4 | 4.1 | 4.0 | 8.1 |
| 運輸・通信 | 17.2 | 14.3 | 39.3 | 27.3 | 23.5 |
| 公共政策 | 7.8 | 2.2 | 11.8 | 19.5 | 53.1 |
| 多目的 | 8.6 | 8.8 | 15.9 | 18.8 | 14.1 |
| 合計 | 58.0 | 74.0 | 101.1 | 104.9 | 132.3 |

（出所）アジア開発銀行年次報告書等

（注）アジア開発銀行の年度は、1/1～12/31。

(3) 国際機関における日本人職員数等

アジア開発銀行の黒田東彦総裁をはじめとして、世界銀行グループの多数国間投資保証機関（MIGA）長官など、国際開発金融機関の様々な分野において日本人職員が活躍しています。

我が国としては、国際開発金融機関において、日本人職員が一層活躍することを目指し、

各国際開発金融機関と協力しながら、例えばリクルートミッションの実施など、日本人採用の推進に積極的に取り組んでいます。

国際機関における日本人職員数等

| | | 世界銀行グループ | アジア開発銀行 | 米州開発銀行グループ | アフリカ開発銀行 | 欧州復興開発銀行 |
|------------------------|----------|----------|---------|------------|----------|----------|
| 日本人職員数 | 平成20年12月 | 96 | 124 | 20 | 2 | 18 |
| | 平成21年12月 | 104 | 129 | 17 | 3 | 18 |
| 日本人幹部職員数 (平成21年12月) | | 8 | 7 | 4 | 0 | 2 |
| 日本人比率 | | 2.3% | 14.2% | 1.1% | 0.3% | 1.7% |

(出所) 各機関資料

(注1) 世界銀行グループについては、平成21年6月末現在の人数。

(注2) 日本人幹部職員数は、局長級以上を指す。

7. 今後の政策等に反映すべき事項

(1) 今後の方針

政策目標6-2 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

引き続き推進

改善・見直し

廃止

施 策 6-2-1 ODAの効率的・戦略的な活用

引き続き推進

改善・見直し

廃止

施 策 6-2-2 円借款、国際協力銀行業務、国際開発金融機関を通じた支援

引き続き推進

改善・見直し

廃止

施 策 6-2-3 債務問題への取組

引き続き推進

改善・見直し

廃止

施 策 6-2-4 知的支援

引き続き推進

改善・見直し

廃止

(2) 企画立案に向けた提言

① ODAの効率的・戦略的な活用

海外経済協力会議における議論を踏まえつつ、関係省庁間で密接な連携を図りながら、国際開発金融機関及び諸外国との援助協調の推進、官民連携やNGOとの連携の促進、国別援助計画の策定等を通じて、財務省が所管するODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組めます。平成22年度は行政刷新会議による指摘も踏まえつつ、一層効率的かつ戦略的な援助の実施に努めます。

② 円借款による二国間支援

円借款業務については、債務の償還確実性を確保するとともに援助効果の向上を図る

観点から、円借款の案件形成に際しては、関係省と調整しつつ、国別援助計画の策定や相手国政府との協議に取り組んでいきます。平成22年度は、アジアを中心とする開発途上国の経済成長を支援すると共に、T I C A D I Vのプロセスを継続・強化すべくアフリカ向けに援助効果の高い円借款を供与し、その着実な実施に取り組んでいきます。また、C O P 15で取りまとめられたコペンハーゲン合意などを踏まえ、鳩山イニシアティブに基づく円借款の供与に取り組んでいきます。さらに、経済・社会情勢の変化に応じて円借款制度を見直していきます。

③ 国際開発金融機関（M D B s）を通じた支援

M D B s は気候変動対策や貧困削減等の開発課題への対応に重要な役割を果たすことから、我が国はM D B s の必要な資金基盤を確保しつつ、M D B s への出資が一層有効かつ効率的に活用されるよう、我が国のO D A政策・開発理念をM D B s の戦略に反映させていくこと、業務改革や合理化努力を通じて、各機関が一層効率の高い支援を行う体制を強化すること、増資に係る加盟国の負担をできる限り抑制しつつ、十分な業務量を確保できるように努めることを求めています。

また、M D B s において日本人職員が一層活躍できるよう、各機関とともに取組を強化していきます。

④ 債務削減への取組

対外債務支払に係る一時的な流動性不足や、債務持続性の確保が困難な状況に直面した途上国に対しては、パリ・クラブの一員として、適切な債務救済を目的とした合意形成に向けた議論に積極的に参加します。

H I P C s については、拡大H I P C イニシアティブに基づく大幅な債務救済を通じて、債務問題の解決と貧困削減への取組を支援します。

中所得国については、将来にわたる債務返済能力を個別に分析し、各国の状況に見合った措置を検討するなど債務問題に適切に対処します。

債務国の債務持続性枠組みについては、世界銀行・I M F 等の枠組みでの議論に積極的に参加します。

⑤ 知的支援

研修・セミナー、専門家派遣の実施に当たっては、今後も相手国の要望に即した内容となるように事前に相手国の政策・実務担当者や在外公館の財政経済担当者との意見交換を十分に行うとともに、事後に実施するアンケート・意見交換に基づき、内容の見直しに引き続き努めていきます。また、開発途上国が抱える政策課題等についてのワークショップ等を通じて我が国の経験に裏打ちされた知識やノウハウを提供することに取り組んでいきます。

さらに、効果的な技術援助の実現のために、引続き、我が国の財政・経済分野の技術援助関係者間の緊密な連携を行うとともに、I M F、世銀、A D B の現地事務所等、援助関係機関との現地での緊密な情報交換に努めます。

開発途上国の税関職員に対する技術協力については、各国から支援が要望されている分野と各国における実施の可能性をそれぞれに勘案した上で、税収の確保や適正な水際取締り、貿易の円滑化をバランスよく実施できるような税関の技術的分野の能力向上を図り、開発途上国税関の改革・近代化の実現を目的として取り組んでいきます。また、WCOに対して、途上国税関における改革・近代化及び知的財産侵害物品の取締りの能力構築を支援するため、今後ともWCOを通じた途上国税関の能力向上に向けた知的支援を一層推進します。

(3) 平成23年度予算要求等への反映

平成21年度政策評価結果を受け、行政刷新会議による指摘も十分に踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、平成23年度予算要求において、必要な経費の確保に努めていきます。

財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保

㊦ 政策目標 7-1 : 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保

- ㊦・7-1-1 : 政策金融改革を踏まえた政府関係金融機関等の適正な運営の確保
- ・7-1-2 : 政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保

○ 政策目標 8-1 : 地震再保険事業の健全な運営

- ・8-1-1 : 地震保険の普及
- ・8-1-2 : 地震保険検査の実施

○ 政策目標 9-1 : 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理

- ・9-1-1 : 新たな年金制度の創設への対応
- ・9-1-2 : 諸外国との社会保障協定への対応
- ・9-1-3 : 国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保

○ 政策目標10-1 : 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保

○ 政策目標11-1 : たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

- ・11-1-1 : WHOたばこ規制枠組条約に係る国内措置に関する取組
- ㊦・11-1-2 : 未成年者喫煙防止に対する取組
- ・11-1-3 : たばこ事業の適切な運営と管理・監督
- ・11-1-4 : 塩事業の適切な運営の確保
- ・11-1-5 : 塩需給実績の公表

※「㊦」マークは、重点的に進めるものを示しています。

㊦ 政策目標7-1：政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

政策金融は、金融という資金供給の手法によって、特定の政策目的を達成する政策実現手段であり、税制、補助金等と同様に財政政策の一環として政策的な資源再配分機能を果たしています。政策金融の機能が的確に発揮されるためには、その担い手である政府関係金融機関等が適正かつ効率的に運営されていることが重要です。

平成20年度においては、政策金融改革関連法（注）を踏まえ、10月から新体制に移行されました。

今後も、政策金融改革の趣旨に則り、株式会社日本政策金融公庫については、経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、質・量ともに的確な対応を行うとともに、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行います。

また、完全民営化が予定されている株式会社日本政策投資銀行等については、円滑に完全民営化に移行できるよう適切に対応していきます。

さらに、政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営を確保するため、主務省として、金融庁や関係省庁と連携しつつ、効果的、効率的な検査等を行います。

（注）株式会社日本政策投資銀行法（平成19年法律第85号）、株式会社商工組合中央金庫法（平成19年法律第74号）、地方公営企業等金融機構法（平成19年法律第64号）、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成19年法律第58号）をいう。

（注）この「1. 『政策の目標』に関する基本的考え方」は、平成21年度政策評価実施計画（21年3月策定、22年3月改訂）の「基本的考え方」を要約したものです。全文は、平成21年度政策評価実施計画（21年3月策定、22年3月改訂）のP119～122参照。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第171回国会 総理大臣施政方針演説

第174回国会 総理大臣施政方針演説

第171回国会 財務大臣財政演説（平成21年1月5日）

第174回国会 財務大臣財政演説（平成22年1月18日、平成22年1月29日）

行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定、平成18年6月16日一部改正）

明日の安心と成長のための緊急経済対策（平成21年12月8日閣議決定）

政策金融改革に係る制度設計（平成18年6月27日政策金融改革推進本部・行政改革推進本部決定）

安心実現のための緊急総合対策（平成20年8月29日「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）

生活対策（平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）

生活防衛のための緊急対策（平成20年12月19日経済対策閣僚会議決定）

経済危機対策（平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）

緊急雇用対策（平成21年10月23日緊急雇用対策本部決定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

施策 7-1-1：政策金融改革を踏まえた政策金融機関等の適正な運営の確保

4. 平成21年度の事務運営の報告

④ 施策 7-1-1：政策金融改革を踏まえた政策金融機関等の適正な運営の確保

[平成21年度実施計画]

① 政府関係金融機関の業務の見直し等

株式会社日本政策金融公庫の融資業務については、政策金融改革により以下のとおり見直されました。今後も、経済動向を踏まえ、不断の業務の見直しを行いつつ、同一地域に複数存在する支店の統合など統合による業務の効率化、幅広いサービスの提供などのシナジー効果の発揮を図ります。

国民一般：教育貸付の貸付対象範囲の縮小

農林水産業者：大企業向け等の食品産業貸付を廃止

中小企業者：中小企業に関する重要な施策の目的に従って行われるものに限定（一般貸付を廃止）

国際金融：イ 資源の開発・取得の促進

ロ 国際競争力の維持・向上

ハ 国際金融秩序の混乱への対処に限定

完全民営化が予定されている株式会社日本政策投資銀行等については、平成20年度の新体制への移行後おおむね5年から7年を目途として、円滑な完全民営化への移行を図っていきます。

② 政府関係金融機関等による経済対策の着実な実施

また、政府関係金融機関等は国の政策金融の担い手として、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行うことが必要です。

平成20年度は、国際金融危機の影響による企業の資金調達環境の悪化等に対応するため、経済対策（注）において、

イ 中小企業向けに30兆円の貸付・保証枠を確保（このうち緊急保証20兆円、セーフティネット貸付9兆円）

ロ 中堅・大企業の資金繰り対策として、(株)日本政策金融公庫の危機対応業務を活用した長期資金貸付（指定金融機関を通して実施）、CP（コマーシャル・ペーパー）買取スキームの創設（指定金融機関を通して実施）などにより3兆円の貸付枠を確保

などの施策が盛り込まれ、平成21年度末まで実施することとされています。

財務省では、このような対策を適切に行うことにより、企業の資金繰りの円滑化を図っていきます。

（注）「安心実現のための緊急総合対策（平成20年8月29日「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）」、「生活対策（平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）」、「生活防衛のための緊急対策（平成20年12月19日経済対策閣僚会議決定）」をいう。

（注）この「21年度実施計画」は、平成21年度政策評価実施計画（21年3月策定、22年3月改訂）の「基本的考え方」を要約したものです。全文は、平成21年度政策評価実施計画（21年3月策定、22年3月改訂）のP123～124参照。

[事務運営の報告]

① 政策金融改革の基本方針等を盛り込んだ「行政改革推進法」及びその詳細な「制度設計」を受け、平成19年6月までに成立した株式会社日本政策金融公庫法を踏まえ、株式会社日本政策金融公庫が、利用者の利便性向上や経費節減を図るための支店統合を引き続き実施出来るように、平成22年度予算において必要な手当てを行いました。なお、平成21年度においては17の支店統合が実施されました。また、統合によるシナジー効果が

発揮されるよう、株式会社日本政策金融公庫の各事業本部によるビジネス・マッチング支援等の取組を促進しました。

政策金融改革関連法において政府保有株式の全部を処分するものとされた株式会社日本政策投資銀行等については、平成21年の株式会社日本政策投資銀行法の一部改正法等により、平成23年度末までの間、政府が株式会社日本政策投資銀行等に出資をすることができるようにされるとともに、株式の処分期限を平成24年4月からおおむね5年後から7年後を目途へと変更されました。また、平成23年度末を目途として、政府による株式保有の在り方を含めた同行の組織の在り方等を見直し、必要な措置を講ずることとされ、それまでの間、政府はその保有する株式を処分しないこととされました。

② 厳しい経済・雇用状況を踏まえ、景気回復を確かなものとするため、累次の経済対策（注）に盛り込まれた以下の施策を実施しました。

イ 中小企業者への円滑な資金供給を行うため、保証・貸付枠を合計57兆円（景気対応緊急保証36兆円、セーフティネット貸付等21兆円）まで拡大するとともに、セーフティネット貸付の金利引下げ措置を延長（平成23年3月末まで）・拡充

ロ 中堅・大企業の資金繰り対策として、株式会社日本政策金融公庫の危機対応業務を活用した長期資金貸付やCP（コマーシャル・ペーパー）買取の事業規模を19兆円に拡大。さらに、平成22年3月末を期限としていた危機対応業務の実施期間を延長（平成23年3月末まで）

ハ デフレ経済下で、長期の設備投資等のために資金を借り入れる企業に対し、危機対応業務のスキームも活用し、株式会社日本政策金融公庫及び指定金融機関の貸出金利について、2年間、物価下落に対応して、0.5%の引き下げを図る制度の創設

（注）「経済危機対策（平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）」、「緊急雇用対策（平成21年10月23日緊急雇用対策本部決定）」、「明日の安心と成長のための緊急経済対策（平成21年12月8日閣議決定）」をいう。

その結果、22年3月末までに、景気対応緊急保証19兆円、セーフティネット貸付等9兆円、中堅・大企業向けの危機対応業務を活用した長期資金貸付等4兆円の実績を上げ、中小企業者等への円滑な資金供給に貢献しました。

さらに、厳しい経済情勢の下、経営の困難な中小企業者に対して金融の円滑化を推進するために、株式会社日本政策金融公庫に設置した中小企業金融緊急特別相談窓口において、引き続き、迅速かつきめ細やかな対応を行うとともに、以下の対策を実施しました。

ニ 関係省庁から政府関係金融機関等に対し、年末・年度末の中小企業の資金需要への十分な配慮と迅速な対応を図るなど、中小企業の資金繰りの円滑化のための対策の実施を文書で要請しました。

ホ 金融担当大臣主催の下、関係閣僚が一堂に会して、「中小企業金融の円滑化に関する意見交換会」等を開催し、財務大臣等から政府関係金融機関等に対して年末・年度末の中小企業の資金需要への十分な配慮と資金繰りの円滑化のための対応を直接要請

しました。

施策 7-1-2 : 政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保

[平成21年度実施計画]

政策金融の機能が的確に発揮され、その政策目的が実現されるためには、政府関係金融機関等において、財務の健全性及び適正な業務運営が確保されていることが重要です。

そのため、主務大臣において、業務の状況等について報告を求め、また、検査を的確に実施することにより、各機関の財務状況や業務運営の適切性を正確に把握し、必要かつ適切な監督を行うことが重要です。

各機関に対する検査の実施に当たっては、財務の健全性及び透明性の確保を一層推進する観点から、民間金融機関を検査している金融庁のノウハウや専門性を活用するため、平成15年度からリスク管理分野に関する検査を金融庁に委任しています。

主務省として、金融庁をはじめ関係省庁と緊密に連携しつつ、

- ① 政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢に関し、引き続き効果的・効率的な検査を行うとともに、
- ② 上記リスク管理分野及び法令等遵守態勢に関する検査結果も踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めていきます。

なお、各機関においても、不良債権などの開示について、リスク管理債権を公表するとともに、財務諸表等において、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第136号）に基づく開示債権を公表するなど、その充実に取り組んでおり、引き続き適切な開示に努めることが重要です。

[事務運営の報告]

政府関係金融機関等（注）の各機関に対する検査の実施に当たっては、財務の健全性及び透明性の確保や金融庁のノウハウの活用という観点から、平成15年度よりリスク管理分野に関する検査は金融庁に委任しており、主務省としては、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、法令等遵守態勢に関する検査を実施しているところです。平成21年度においては、関係省庁と緊密に連携しつつ、3機関に対して主務省による法令等遵守態勢に関する検査を行い、検査対象機関の業務の一部に焦点をあてた検査も実施したほか、監督部局が検査対象機関から受けた報告等の情報も活用した検査を実施するなど、効果的・効率的な検査の実施に努めました。

また、これらの検査結果を踏まえて、検査対象機関に対し検査指摘事項に対する改善報告を求め、その対応状況を確認するとともに、ヒアリングを実施するなど、主務省として各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めました。

なお、各政府関係金融機関においては、不良債権などの開示について、リスク管理債権を公表するとともに、「財務諸表」及び「行政コスト計算財務書類」において、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第136号）に基づく開示債権を公表するなど、引き続き説明責任の充実と透明性の向上に努めました。

（注）政府関係金融機関（㈱日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫）、(株)日本政策投資銀行、(株)商工組合中央金庫及び政策金融機関類似の金融業務を行う独立行政法人（中小企業基盤整備機構、情報通信研究機構、農林漁業信用基金、奄美群島進行開発基金、住宅金融支援機構、国際協力機構）をいう。

政策目標に係る予算額 : 平成21年度予算額 : 2,437,104百万円

[20年度予算額 : 836,255百万円]

平成21年度は、政府関係金融機関の運営に必要な経費として、株式会社日本政策金融公

庫補助金、新創業融資制度等補給金、株式会社日本政策金融公庫出資金及び、危機対応円滑化業務出資金などが計上されており、主に景気対応緊急保証、株式会社日本政策金融公庫のセーフティネット貸付や危機対応業務といった累次の経済対策の施策を実施したこと等により前年度を上回る2,437,104百万円の予算措置となっています。

5. 平成20年度政策評価結果の政策への反映状況

政府関係金融機関の適正かつ効率的な運営が引き続き確保できるよう、

- ① 関係省庁等と緊密な連携の下、政策金融改革の趣旨に則り、経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、質・量ともに的確な対応を行ってきました。具体的には、累次の経済対策で定められた業務を着実に推進してきました。
- ② 主務省検査を踏まえ、関係省庁と緊密に連携しつつ、主務省として政府関係金融機関の財務の健全性の確保、業務運営体制の改善に努めました。

6. 目標を巡る外部要因等の動向

政府関係金融機関の業務実績等

○参考指標 7-1-1：政府関係金融機関の出融資計画額（補正後）の推移（単位：億円）

（新体制移行後）

| | | 平成20年度 (下期) | 21年度 | 22年度 |
|------------|--------|----------------|--------|--------|
| ㈱日本政策金融公庫 | 国民生活事業 | 26,681 | 70,033 | 31,153 |
| | 農林水産事業 | 1,920 | 3,100 | 3,100 |
| | 中小企業事業 | 13,337 | 40,151 | 23,401 |
| | 国際協力銀行 | 10,765 | 30,530 | 14,755 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | | 1,389 | 1,389 | 1,387 |

（新体制移行前）

| | 平成18年度 | 19年度 | 20年度 (上期) |
|--------------------|--------|--------|--------------|
| 旧国民生活金融公庫 | 30,593 | 27,653 | 13,382 |
| 旧農林漁業金融公庫 | 3,904 | 3,500 | 1,280 |
| 旧中小企業金融公庫 | 16,403 | 15,062 | 7,166 |
| 旧国際協力銀行 国際金融等勘定 | 10,600 | 10,070 | 5,035 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 1,629 | 1,429 | (通期) |
| 旧日本政策投資銀行 | 11,100 | 14,000 | 7,350 |
| 旧公営企業金融公庫 | 14,777 | 14,140 | 6,902 |

（出所）政府関係機関予算書、各機関資料

（注1）平成22年度は当初計画額。

（注2）政策金融改革の結果、旧日本政策投資銀行及び旧公営企業金融公庫は、平成20年10月1日にそれぞれ民営化及び廃止されたため、新体制移行後の指標から除いている。

（注3）旧国際協力銀行の海外経済協力勘定は、㈱日本政策金融公庫へ移行されなかったため、指標から除いている。

○参考指標 7-1-2：政府関係金融機関の融資残高の推移

(単位：億円)

(新体制移行後)

(新体制移行前)

| | | 平成20年度 (下期末) | 21年度 |
|------------|--------|-----------------|--------|
| ㈱日本政策金融公庫 | 国民生活事業 | 75,393 | 74,920 |
| | 農林水産事業 | 27,583 | 27,099 |
| | 中小企業事業 | 56,394 | 61,805 |
| | 国際協力銀行 | 72,501 | 87,738 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | | 11,156 | 10,677 |

| | 平成17年度末 | 18年度末 | 19年度末 | 20年度 (上期末) |
|--------------------|---------|---------|---------|---------------|
| 旧国民生活金融公庫 | 89,848 | 83,435 | 78,606 | 76,564 |
| 旧農林漁業金融公庫 | 31,059 | 29,425 | 28,232 | 28,066 |
| 旧中小企業金融公庫 | 75,348 | 69,186 | 62,764 | 58,015 |
| 旧国際協力銀行 国際金融等勘定 | 79,107 | 78,323 | 73,127 | 69,541 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 13,067 | 12,394 | 11,671 | (通期) |
| 旧日本政策投資銀行 | 129,680 | 121,974 | 115,767 | 113,568 |
| 旧公営企業金融公庫 | 247,658 | 242,673 | 232,300 | 222,152 |

(出所) 各機関資料

(注1) 政策金融改革の結果、旧日本政策投資銀行及び旧公営企業金融公庫は、平成20年10月1日にそれぞれ民営化及び廃止されたため、新体制移行後の指標から除いている。

(注2) 旧国際協力銀行の海外経済協力勘定は、㈱日本政策金融公庫へ移行されなかったため、指標から除いている。

○参考指標 7-1-3：政府関係金融機関の金利の推移

(単位：%)

(新体制移行後)

(新体制移行前)

| | | H21.3.31 | H22.3.31 | |
|------------|--------|---------------|---------------|---------------|
| ㈱日本政策金融公庫 | 国民生活事業 | 基準利率 | 2.30 | 2.15 |
| | | 特利①～③ | 1.15 ～1.65 | 1.25 ～1.75 |
| | 農林水産事業 | 農業基盤整備 | 1.75 | 1.85 |
| | | 基準利率 | 1.85 | 1.75 |
| 中小企業事業 | 特利①～③ | 1.15 ～1.45 | 0.85 ～1.35 | |
| | 国際協力銀行 | 輸出 | 1.86 | 1.85 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | | 基準利率 | 1.55 ～2.60 | 1.30 ～2.85 |

| | | H18.3.31 | H19.3.31 | H20.3.31 | H20.9.30 |
|---------------------------|-------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 旧国民生活金融公庫 | 基準利率 | 2.10 | 2.50 | 2.10 | 2.45 |
| | 特利①～③ | 1.20 ～1.70 | 1.30 ～1.80 | 1.25 ～1.75 | 1.75 ～2.25 |
| 旧農林漁業金融公庫 | 農業基盤整備 | 1.95 | 2.05 | 1.75 | 1.85 |
| 旧中小企業金融公庫 | 基準利率 | 2.10 | 2.35 | 2.10 | 2.15 |
| | 特利①～③ | 1.20 ～1.70 | 1.45 ～1.95 | 1.25 ～1.75 | 1.75 |
| 旧国際協力銀行 国際金融等勘定 | 輸出 | 2.33 | 2.44 | 2.10 | 2.10 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 基準利率 | 1.80 ～2.60 | 1.90 ～2.70 | 1.80 ～2.70 | 1.85 ～2.70 |
| 旧日本政策投資銀行 | 一般金利 | — | — | — | — |
| | 政策金利 I～III(注2) | 2.68 ～3.13 | 2.69 ～3.07 | 2.47 ～2.85 | 2.57 ～2.95 |
| 旧公営企業金融公庫 | 基準利率 | 2.10 | 2.45 | 2.40 | 2.45 |
| (参考) 財政融資資金貸付金利 (財投金利) | | 0.80 ～2.00 | 1.10 ～2.10 | 0.70 ～2.10 | 0.90 ～2.10 |
| (参考) 長期プライムレート | | 2.10 | 2.20 | 2.10 | 2.30 |

(出所) 各機関資料

(注1) 各機関の金利水準は一例。

(注2) 金利体系の見直しにより、平成18年度より政策金利I～II。

(注3) 政策金融改革の結果、旧日本政策投資銀行及び旧公営企業金融公庫は、平成20年10月1日にそれぞれ民営化及び廃止されたため、新体制移行後の指標から除いている。

(注4) 旧国際協力銀行の海外経済協力勘定は、㈱日本政策金融公庫へ移行されなかったため、指標から除いている。

○参考指標 7-1-4：政府関係金融機関の平均貸付期間（新規貸出し）

(新体制移行後)

| | | 平成20年度 (下期) | 21年度 |
|------------|---------|----------------|--------|
| ㈱日本政策金融公庫 | 国民生活事業 | 5年3か月 | 5年7か月 |
| | (生活衛生分) | 7年9か月 | 7年7か月 |
| | 農林水産事業 | 14年8か月 | 14年0か月 |
| | 中小企業事業 | 7年1か月 | 7年0か月 |
| | 国際協力銀行 | 9年7か月 | 7年8か月 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | | 12年9か月 | 12年0か月 |

(新体制移行前)

| (参考) | 平成17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 (上期) |
|--------------------|---------|---------|--------|--------------|
| 旧国民生活金融公庫 | 5年8か月 | 5年6か月 | 5年3か月 | 5年3か月 |
| (生活衛生分) | 8年5か月 | 8年1か月 | 7年11か月 | 8年1か月 |
| 旧農林漁業金融公庫 | 16年10か月 | 16年10か月 | 16年0か月 | 14年2か月 |
| 旧中小企業金融公庫 | 8年1か月 | 8年0か月 | 7年9か月 | 7年9か月 |
| 旧国際協力銀行 国際金融等勘定 | 12年6か月 | 13年3か月 | 13年9か月 | 15年1か月 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 15年7か月 | 16年9か月 | 13年5か月 | (通期) |
| 旧日本政策投資銀行 | 10年10か月 | 10年5か月 | 9年6か月 | — |
| 旧公営企業金融公庫 | 24年7か月 | 25年2か月 | 25年4か月 | 25年5か月 |

(出所) 各機関資料

(注1) 貸付金額による加重平均。

(注2) ㈱日本政策金融公庫国民生活事業(旧国民生活金融公庫)の計数は普通貸付ベース。

(注3) 旧公営企業金融公庫は件数平均と金額平均の平均。

(注4) 政策金融改革の結果、旧日本政策投資銀行及び旧公営企業金融公庫は、平成20年10月1日にそれぞれ民営化及び廃止されたため、新体制移行後の指標から除いている。

(注5) 旧国際協力銀行の海外経済協力勘定は、㈱日本政策金融公庫へ移行されなかったため、指標から除いている。

○参考指標 7-1-5：政府関係金融機関の財務諸表等の主要な計数

(単位：億円)

(新体制移行後)

(新体制移行前)

・財務諸表等

・行政コスト計算財務書類

| | | 平成20年度 (下期) |
|-----------|--------|----------------|
| ㈱日本政策金融公庫 | 国民生活事業 | |
| | 経常収益 | 873 |
| | 経常費用 | 1,063 |
| | 経常利益 | △190 |
| | 特別損益 | 3 |
| | 当期純利益 | △188 |
| | 農林水産事業 | |
| | 経常収益 | 393 |
| | 経常費用 | 407 |
| | 経常利益 | △14 |
| 特別損益 | 14 | |
| 当期純利益 | — | |

| 旧国民生活金融公庫 | 平成16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 (上期) |
|-----------------|---------|---------|---------|--------|--------------|
| 業務収入① | △ 1,852 | △ 1,693 | △ 1,641 | △1,658 | △830 |
| 業務費用② | 1,984 | 1,616 | 1,733 | 1,846 | 1,261 |
| 業務費用合計 (①+②) =③ | 132 | △ 77 | 92 | 188 | 431 |
| 機会費用④ | 66 | 87 | 99 | 83 | 45 |
| 行政コスト (③+④) =⑤ | 199 | 9 | 190 | 271 | 475 |
| 旧農林漁業金融公庫 | | | | | |
| 業務収入① | △ 872 | △ 752 | △ 676 | △632 | △343 |
| 業務費用② | 1,199 | 1,136 | 983 | 953 | 443 |
| 業務費用合計 (①+②) =③ | 327 | 384 | 307 | 321 | 101 |
| 機会費用④ | 57 | 72 | 71 | 57 | 32 |
| 行政コスト (③+④) =⑤ | 384 | 456 | 378 | 378 | 133 |

| | | |
|-------------------------|--------|--------|
| (株)日本政策金融公庫 | 中小企業事業 | |
| | 経常収益 | 1,567 |
| | 経常費用 | 8,169 |
| | 経常利益 | △6,602 |
| | 特別損益 | 1 |
| | 当期純利益 | △6,601 |
| | 国際協力銀行 | |
| | 経常収益 | 977 |
| | 経常費用 | 778 |
| | 経常利益 | 199 |
| | 特別損益 | 69 |
| 当期純利益 | 268 | |
| 沖繩振興開発金融公庫（行政コスト計算財務書類） | | |
| 業務収入① | △272 | |
| 業務費用② | 260 | |
| 業務費用合計（①+②）=③ | △12 | |
| 機会費用④ | 11 | |
| 行政コスト（③+④）=⑤ | △2 | |

| | | | | | |
|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 旧中小企業金融公庫 | | | | | |
| 業務収入① | △ 4,186 | △ 4,909 | △ 5,089 | △ 4,499 | △2,176 |
| 業務費用② | 7,519 | 10,709 | 6,621 | 9,860 | 4,705 |
| 業務費用合計（①+②）=③ | 3,333 | 5,800 | 1,532 | 5,361 | 2,529 |
| 機会費用④ | 171 | 262 | 237 | 195 | 94 |
| 行政コスト（③+④）=⑤ | 3,504 | 6,062 | 1,769 | 5,556 | 2,623 |
| 旧国際協力銀行国際金融等勘定 | | | | | |
| 業務収入① | △2,548 | △3,336 | △3,698 | △3,654 | △1,258 |
| 業務費用② | 2,384 | 2,539 | 3,002 | 3,015 | 1,151 |
| 業務費用合計（①+②）=③ | △163 | △797 | △695 | △639 | △107 |
| 機会費用④ | 130 | 175 | 163 | 126 | 75 |
| 行政コスト（③+④）=⑤ | △33 | △623 | △533 | △514 | △33 |
| 沖繩振興開発金融公庫 | | | | | |
| 業務収入① | △ 388 | △ 397 | △ 323 | △ 303 | （通期） |
| 業務費用② | 412 | 346 | 316 | 269 | （通期） |
| 業務費用合計（①+②）=③ | 25 | △ 51 | △ 7 | △ 34 | （通期） |
| 機会費用④ | 11 | 14 | 13 | 10 | （通期） |
| 行政コスト（③+④）=⑤ | 36 | △ 37 | 6 | △ 24 | （通期） |
| 旧日本政策投資銀行 | | | | | |
| 業務収入① | △ 4,839 | △ 4,110 | △ 3,983 | △ 3,740 | △1,644 |
| 業務費用② | 3,720 | 3,189 | 3,238 | 3,209 | 1,926 |
| 業務費用合計（①+②）=③ | △ 1,119 | △ 921 | △ 745 | △ 531 | 281 |
| 機会費用④ | 214 | 277 | 265 | 203 | 111 |
| 行政コスト（③+④）=⑤ | △ 905 | △ 644 | △ 480 | △ 328 | 393 |
| 旧公営企業金融公庫 | | | | | |
| 業務収入① | △ 8,272 | △ 7,810 | △ 7,327 | △ 6,905 | △ 3,121 |
| 業務費用② | 5,099 | 4,404 | 3,892 | 3,494 | 1,624 |
| 業務費用合計（①+②）=③ | △ 3,173 | △ 3,406 | △ 3,436 | △ 3,410 | △ 1,498 |
| 機会費用④ | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 行政コスト（③+④）=⑤ | △ 3,170 | △3,402 | △3,433 | △3,408 | △1,495 |

（出所）各機関資料

（注1）行政コスト計算財務書類において△（マイナス）は、国民負担が生じていない状態を表す。

（注2）行政コスト計算財務書類は、平成13年6月の財政制度等審議会の報告書に基づき、特殊法人等について説明責任の確保と透明性の向上の観点から、最終的に国民負担に帰すべきコストを集約表示するため、企業会計原則に準拠した形で作成された財務書類。政府関係金融機関は平成12年度決算より作成・公表。

（注3）新体制後の(株)日本政策金融公庫（国民生活事業、農林水産事業、中小企業事業、国際協力銀行）については、行政コスト計算財務書類を作成していない。

（注4）政策金融改革の結果、旧日本政策投資銀行及び旧公営企業金融公庫は、平成20年10月1日にそれぞれ民営化及び廃止されたため、新体制移行後の指標から除いている。

（注5）旧国際協力銀行の海外経済協力勘定は、(株)日本政策金融公庫へ移行されなかったため、指標から除いている。

○参考指標 7-1-6：政府関係金融機関の貸付金償却額の推移 (単位：億円)

| | | 平成20年度 (下期) | 平成17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 (上期) |
|-------------|--------|----------------|--------|------|------|--------------|
| (株)日本政策金融公庫 | 国民生活事業 | 3 | 474 | 389 | 373 | 202 |
| | 農林水産事業 | 0.4 | 94 | 85 | 122 | 43 |
| | 中小企業事業 | 11 | 683 | 642 | 629 | 260 |
| | 国際協力銀行 | — | 357 | 7 | 7 | 121 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | | (通期) 33 | 37 | 57 | 37 | (通期) |
| 旧日本政策投資銀行 | | | 686 | 433 | 198 | 42 |
| 旧公営企業金融公庫 | | | — | — | — | — |

(出所) 各機関資料

(注1) 政策金融改革の結果、旧日本政策投資銀行及び旧公営企業金融公庫は、平成20年10月1日にそれぞれ民営化及び廃止されたため、新体制移行後の指標から除いている。

(注2) 旧国際協力銀行の海外経済協力勘定は、(株)日本政策金融公庫へ移行されなかったため、指標から除いている。

○参考指標 7-1-7：政府関係金融機関の延滞率の推移 (単位：%)

| | | 平成20年度末 (下期) | 平成17年度末 | 18年度末 | 19年度末 | 20年度末 (上期) |
|-------------|--------|-----------------|---------|-------|-------|---------------|
| (株)日本政策金融公庫 | 国民生活事業 | 4.61 | 3.89 | 4.11 | 4.37 | 4.55 |
| | 農林水産事業 | 0.70 | 0.77 | 0.82 | 1.96 | 0.60 |
| | 中小企業事業 | 4.62 | 4.27 | 3.99 | 3.82 | 4.19 |
| | 国際協力銀行 | 1.19 | 1.23 | 1.21 | 1.30 | 1.31 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | | 1.53 | 2.45 | 2.02 | 1.83 | (通期) |
| 旧日本政策投資銀行 | | | 0.34 | 0.15 | 0.06 | 0.07 |
| 旧公営企業金融公庫 | | | — | — | — | — |

(出所) 各機関資料

(注1) 延滞率＝(弁済期限を6か月以上経過して延滞となっている貸付の元金残高/貸付残高×100)。

(注2) 政策金融改革の結果、旧日本政策投資銀行及び旧公営企業金融公庫は、平成20年10月1日にそれぞれ民営化及び廃止されたため、新体制移行後の指標から除いている。

(注3) 旧国際協力銀行の海外経済協力勘定は、(株)日本政策金融公庫へ移行されなかったため、指標から除いている。

○参考指標 7-1-8：政府関係金融機関のリスク管理債権の状況

(単位：億円、%)

| | 機関名 | 破綻先債権 | 延滞債権 | 3か月以上延滞債権 | 貸出条件緩和債権 | 合計 | 貸付残高に占める割合(%) |
|-----------|------------|----------------|------------------|------------|------------------|------------------|--------------------|
| ㈱日本政策金融公庫 | 国民生活事業 | 434 (1,715) | 1,639 (3,502) | 2 (3) | 3,099 (2,798) | 5,174 (8,018) | 7.20% (10.20%) |
| | 農林水産事業 | 13 (17) | 761 (1,307) | 39 (53) | 248 (337) | 1,061 (1,714) | 3.89% (6.08%) |
| | 中小企業事業 | 542 (1,115) | 4,583 (5,190) | - (-) | 1,531 (2,273) | 6,656 (8,577) | 12.28% (13.67%) |
| | 国際協力銀行 | 269 (359) | 1,106 (1,098) | - (-) | 928 (428) | 2,304 (1,885) | 3.18% (2.83%) |
| | 沖縄振興開発金融公庫 | 45 (32) | 353 (444) | 1 (1) | 376 (436) | 775 (913) | 6.95% (7.82%) |
| | 旧日本政策投資銀行 | 6 (13) | 847 (574) | 0 (0) | 730 (609) | 1,583 (1,197) | 1.37% (1.04%) |
| | 旧公営企業金融公庫 | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | 0% (0%) |

(出所) 各機関資料

(注1) 欄内上段は平成21年3月期、下段()内は平成20年3月期の計数。

(注2) ㈱日本政策金融公庫国民生活事業、農林水産事業、中小企業事業、国際協力銀行の平成20年3月期の計数は、それぞれ旧国民生活金融公庫、旧農林漁業金融公庫、旧中小企業金融公庫、旧国際協力銀行国際金融等勘定のもの。

(注3) 政策金融改革の結果、旧日本政策投資銀行及び旧公営企業金融公庫は、平成20年10月1日にそれぞれ民営化及び廃止されたため、欄内上段は平成20年9月期の計数。

(注4) 旧国際協力銀行の海外経済協力勘定は、㈱日本政策金融公庫へ移行されなかったため、指標から除いている。

○参考指標 7-1-9：政府関係金融機関の金融再生法開示債権の状況

(単位：億円)

| | 機関名 | 破産更生債権及び準ずる債権 | 危険債権 | 要管理債権 | 小計 | 正常債権 | 合計 |
|-----------|------------|------------------|------------------|------------------|------------------|----------------------|----------------------|
| ㈱日本政策金融公庫 | 国民生活事業 | 1,400 (4,779) | 683 (456) | 3,101 (2,801) | 5,184 (8,036) | 66,822 (70,675) | 72,006 (78,711) |
| | 農林水産事業 | 94 (551) | 680 (774) | 287 (389) | 1,061 (1,714) | 26,322 (26,651) | 27,383 (28,365) |
| | 中小企業事業 | 1,163 (2,536) | 3,973 (3,812) | 1,531 (2,273) | 6,667 (8,621) | 48,058 (54,420) | 54,726 (63,041) |
| | 国際協力銀行 | 269 (362) | 1,106 (1,095) | 928 (428) | 2,304 (1,885) | 87,076 (80,748) | 89,380 (82,633) |
| | 沖縄振興開発金融公庫 | 219 (273) | 179 (204) | 377 (437) | 776 (914) | 10,400 (10,778) | 11,176 (11,692) |
| | 旧日本政策投資銀行 | 21 (26) | 858 (562) | 730 (610) | 1,609 (1,198) | 113,695 (116,434) | 115,304 (117,632) |
| | 旧公営企業金融公庫 | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | 224,742 (232,485) | 224,742 (232,485) |

(出所) 各機関資料

(注1) 欄内上段は平成21年3月期、下段()内は平成20年3月期の計数。

(注2) ㈱日本政策金融公庫国民生活事業、農林水産事業、中小企業事業、国際協力銀行の平成20年3月期の計数は、それぞれ旧国民生活金融公庫、旧農林漁業金融公庫、旧中小企業金融公庫、旧国際協力銀行国際金融等勘定のもの。

(注3) 政策金融改革の結果、旧日本政策投資銀行及び旧公営企業金融公庫は、平成20年10月1日にそれぞれ民営化及び廃止されたため、欄内上段は平成20年9月期の計数。

(注4) 旧国際協力銀行の海外経済協力勘定は、㈱日本政策金融公庫へ移行されなかったため、指標から除いている。

○参考指標 7-1-10：(株)日本政策金融公庫（国民生活事業本部）の第三者保証特例制度及び
新創業融資制度の貸付実績（単位：件、億円）

| | 平成17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度上期 | 20年度下期 | 21年度 |
|-----------------|--------|--------|---------|--------|--------|---------|
| 第三者保証人等を不要とする融資 | | | | | | |
| 件数 | 52,080 | 76,088 | 100,738 | 62,552 | 63,628 | 137,671 |
| 金額 | 2,963 | 4,364 | 6,448 | 3,914 | 4,118 | 10,274 |
| 新創業融資制度 | | | | | | |
| 件数 | 7,535 | 9,237 | 14,108 | 7,978 | 6,798 | 11,562 |
| 金額 | 247 | 286 | 485 | 274 | 230 | 394 |

(出所) (株)日本政策金融公庫資料

(注) (株)日本政策金融公庫国民生活事業の20年度上期以前については、旧国民生活金融公庫の計数を参考表示している。

(参考) (株)日本政策金融公庫（国民生活事業本部）の災害貸付の貸付実績

(単位：件、億円)

| | 平成17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度上期 | 20年度下期 | 21年度 |
|----|--------|------|------|--------|--------|------|
| 件数 | 871 | 319 | 650 | 238 | 69 | 101 |
| 金額 | 58 | 18 | 59 | 20 | 6 | 6 |

(出所) (株)日本政策金融公庫資料

(注) (株)日本政策金融公庫国民生活事業の20年度上期以前については、旧国民生活金融公庫の計数を参考表示している。

(新) ○参考指標 7-1-11：(株)日本政策金融公庫（国民生活事業本部、中小企業事業本部）の経済
対策に係るセーフティネット貸付の実績（単位：件、億円）

| | | 平成20年度下期 | 21年度 |
|--------|----|----------|---------|
| 国民生活事業 | 件数 | 87,150 | 238,041 |
| | 金額 | 7,299 | 22,808 |
| 中小企業事業 | 件数 | 9,775 | 37,037 |
| | 金額 | 6,530 | 28,186 |
| 計 | 件数 | 96,925 | 275,078 |
| | 金額 | 13,829 | 50,994 |

(出所) (株)日本政策金融公庫資料

(新) ○参考指標 7-1-12：(株)日本政策金融公庫（中小企業事業本部）の経済対策に係る中小企業
信用保険引受額の実績（単位：件、億円）

| | 平成20年度下期 (20.10.31～) | 21年度 |
|----|-------------------------|---------|
| 件数 | 422,606 | 598,841 |
| 金額 | 89,241 | 99,542 |

(出所) (株)日本政策金融公庫資料

(注) 「セーフティネット保証（5号）」に係る実績

(新) ○参考指標 7-1-13 : (株)日本政策金融公庫の「生活対策」中小企業金融緊急特別相談窓口における貸付実績 (単位: 件、億円)

| | | 平成20年度 (20. 9. 24~) | 21年度 |
|--------|----|------------------------|---------|
| 国民生活事業 | 件数 | 37,314 | 237,655 |
| | 金額 | 3,266 | 22,771 |
| 中小企業事業 | 件数 | 5,841 | 34,143 |
| | 金額 | 4,526 | 25,897 |
| 計 | 件数 | 43,155 | 271,798 |
| | 金額 | 7,792 | 48,668 |

(出所) (株)日本政策金融公庫資料

(注1) 平成21年1月30日より、「安心実現のための緊急総合対策」中小企業金融特別相談窓口から「生活対策」中小企業金融特別相談窓口へ名称を変更している。

(注2) 平成20年9月24日から平成20年9月30日までの実績については、(株)日本政策金融公庫に統合前の旧国民生活金融公庫及び旧中小企業金融公庫の数値。

(参考) (株)日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の貸付の実績

(単位: 億円)

| | 平成20年度下期 | 21年度 |
|----|----------|--------|
| 金額 | 14,301 | 38,693 |

(出所) (株)日本政策金融公庫資料

(注) 危機対応円滑化業務の貸付とは、指定金融機関に対し、特定資金の貸付け等に必要な資金の貸付けを行うことをいう。

7. 今後の政策等に反映すべき事項

(1) 今後の方針

政策目標 7-1 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保

引き続き推進

改善・見直し

廃止

施策 7-1-1 政策金融改革を踏まえた政策金融機関等の適正な運営の確保

引き続き推進

改善・見直し

廃止

施策 7-1-2 政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保

引き続き推進

改善・見直し

廃止

(2) 企画立案に向けた提言

① 政策金融機関については、関係省庁等と緊密な連携の下、政策金融改革の趣旨に則り、経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、質・量ともに的確な対応を行います。具体的には、累次の経済対策で定められた業務を着実に推進します。

なお、政策金融改革関連法において政府保有株式の全部を処分するものとされた株式会社日本政策投資銀行等については、平成21年の株式会社日本政策投資銀行法の一部改正法等により、平成23年度末までの間、政府が株式会社日本政策投資銀行等に出資をす

ることができるようにされるとともに、株式の処分期限を平成24年4月からおおむね5年後から7年後を目途へと変更されました。また、平成23年度末を目途として、政府による株式保有の在り方を含めた同行の組織の在り方等を見直し、必要な措置を講ずることとされるとともに、それまでの間、政府はその保有する株式を処分しないこととされており、所要の対応を図っていきます。

- ② 主務省として、リスク管理分野に関する検査を委任している金融庁をはじめ関係省庁と緊密に連携しつつ、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢に関し、引き続き効果的・効率的な検査を行うとともに、上記リスク管理分野及び法令等遵守態勢に関する検査結果も踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めていきます。

(3) 平成23年度予算要求等への反映

政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営が確保されるよう、平成23年度予算要求において、必要な経費の確保に努めます。

○ 政策目標 8-1 : 地震再保険事業の健全な運営

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

地震再保険事業は、民間の損害保険会社が引き受けた地震保険の責任の一部を政府が再保険するもので、地震被害が大きく、損害額が巨額に上る場合、民間の損害保険会社だけでは支払いが困難になるので、損害額が一定の額を超過した場合、その超過した部分について、国が再保険金を支払うという仕組みです。地震再保険事業は、地震被害に遭った場合の被災者の生活の安定や生活再建等に寄与することを政策の目標としています。

この目標を実現するためには、地震再保険事業を適切かつ健全に運営することが重要であることから、保険会社等に対して、地震保険検査を実施するとともに、地震保険の普及活動を積極的に行うよう指導・助言等を行っているほか、政府自らも普及のための広報活動を行っています。

2. 内閣の基本的な方針との関連

該当なし

3. 重点的に進める業績目標・施策

該当なし

4. 平成21年度の事務運営の報告

【施策 8-1-1】：地震保険の普及

【平成21年度実施計画】

地震保険の加入促進を目的とした広報活動については、全国の都銀、地銀、第二地銀、信用金庫及び信用組合に対し、各業態の協会を通じて広報ポスターの掲出を要請していましたが、平成20年度は住宅メーカーにもポスター掲出を要請しました。また、新たにインターネットポータルサイトへもバナー広告を掲出する等、幅広く周知しました。更に、加入率の低い県に対してはこれらの広報活動の他、地方紙に掲載するなど重点的に周知したところです。平成21年度においても、引き続き広く国民の目に留まるような積極的な広報活動に努めます。

また、現行の地震保険の商品性について引き続き消費者のニーズを踏まえ、制度の趣旨や財政面から諸外国の制度や実態とも比較しながら検討していきます。

なお、実績評価の指標としては、従前より用いている普及率（世帯数に対する契約件数の割合を表したもの）とともに、地震保険は火災保険に付帯する方式での契約となることから、付帯率（新規に契約された火災保険のうち、地震保険を付帯した割合を表したもの）も用いることとします。

地震保険の普及率及び付帯率は下表のようになっており、普及率については21.4%以上、付帯率については44.0%以上で、かつ前年度より上昇させることを平成21年度の目標とします。

【事務運営の報告】

地震保険の加入促進を目的とした広報活動については、損害保険業界でも同様に広報宣伝活動を実施しており、効率的・効果的な普及促進の観点から、平成21年度より、同業界に助言等を行うことにより、一体的に実施することとしました。これにより平成21年度においては広報予算（19,515千円）を不用とし、平成22年度については予算計上せず、効率性を図りました。引き続き広く国民の目に留まるような積極的な広報活動に努めます。

また、現行の地震保険の商品性について引き続き消費者のニーズを踏まえ、制度の趣旨や財政面から、諸外国の制度や実態も参考としつつ、検討していきます。